畜産農場における飼養衛生管理向上の 取組認証基準(農場 HACCP 認証基準) の理解と普及に向けて

(平成29年度 改訂版)

平成 29 年 8 月

公益社団法人中央畜産会

食の安全・安心についての国民の関心は非常に高くなっており、国際化の進展も相まって、食品の生産現場における安全性と品質の確保がますます重要になってきています。こうしたなかで、HACCP方式は食品の衛生管理システムとして国際的な標準になってきており、平成32年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会の畜産物の調達基準について、農場 HACCP認証はより高く推奨される事項の一つとして認められたところであります。

農林水産省では平成8年から畜産現場へのHACCPの考え方の導入を図ってきましたが、 平成21年8月に「畜産現場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場HACCP認証 基準)」を公表しました。

この認証基準は、HACCP 方式に計画、実行、検証、改善を行うための PDCA サイクルを加えた第三者認証基準として、家畜の衛生管理の基本となる「飼養衛生管理基準」に基づき HACCP 方式を活用した衛生管理を行うことにより安全な畜産物を生産する農場を支援し、HACCP の考え方に基づいて衛生管理の普及と推進を図ることを目的としています。

本解説書は、この認証基準普及のために作成されたものであり、今般、これまでの農場指導員等の研修会での活用成績及び関係法令の改正等を踏まえ、更にその内容を検討し、改訂したものであります。

平成 24 年 4 月に「畜産現場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場 HACCP 認証基準)」に基づく、わが国初の認証農場が認定された以後、平成 29 年 7 月末日現在 122 農場が認定されております。

HACCP 方式を活用した衛生管理が、食品としての畜産物に対する安全性を確保する方法として広く世の中からも注目され、必要性が増している中で、本冊子が農場 HACCP の認証に向けて努力を続ける畜産農場及びその指導に当たる関係者の多くの方々に活用され、農場HACCP 認証の普及に役立てていただければ幸甚であります。

平成 29 年 8 月 公益社団法人 中央畜産会 副会長 姫田 尚

Ι	畜產	産物の安全性を確保するために	····· 1
	1. 食	食品の安全性確保等のための法整備とその背景	1
	2. 鬄	家畜・畜産物の安全性を確保するためのしくみ	2
	3. 多	安全な畜産物生産のための HACCP システム	4
	4. 農	農場 HACCP とその導入手順 ······	4
	5. 刮	践が国における農場 HACCP の取り組みの歩み	6
		食品の安全を確保するための国際的な動向	
		農場 HACCP 認証基準の構築 ·····	
		農場 HACCP 認証基準の特徴 ······	
П	畜產	産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準	
	(農	&場 HACCP 認証基準)の解説	1
爭		〕 範囲、引用文書、用語 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
舅	第2章	탑 経営者の責任 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	13
	1.	経営者のコミットメント(誓約)	13
	2.	HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限 ······	19
	3.	外部コミュニケーション	20
	4.	内部コミュニケーション	20
	5.	特定事項への備え	24
	6.	衛生管理システムの見直し	27
	7.	人、設備等の資源の提供と管理	31
訇	第3章	፤ 危害要因分析の準備 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	32
	1.	素畜等の原材料及び資材	32
	2.	家畜・畜産物の特性	32
	3.	意図する用途	32
	4.	工程一覧図(フローダイアグラム)及び現状作業、生産環境の明確化と現場	易での
		確認	44
复	第4章	車 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成 ⋯⋯⋯⋯⋯	84
	1.	一般的衛生管理プログラムの確立	84
	2.	危害要因分析(原則 1)	94
	3.	HACCP 計画の作成 ······	104
复	第5章	章 教育▪訓練 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	114
	1.	教育・訓練	114

2. 教育・訓練プログラム114
第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新117
1. 内部検証1.7
2. 情報の分析117
3. 衛生管理システムの更新117
第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項127
1. 衛生管理文書リスト127
2. 文書、記録に関する要求事項127
飼養衛生管理基準133
飼養衛生管理基準(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)133
飼養衛生管理基準 (豚、いのしし)135
飼養衛生管理基準(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥) …137
参考資料 [例] 一覧表140
執筆者一覧

I 畜産物の安全性を確保するために

I 畜産物の安全性を確保するために

1. 食品の安全性確保等のための法整備とその背景

畜産物は、最終的に食品となって人の健康に直接かかわるものです。このため、病原微生物の 汚染による疾病や異物混入による傷害などのない"安全"なものでなければなりません。この「安 全」は、科学的、客観的に確保される必要があります。

一方、"安心"は、人の感性に安堵感、信頼感を与えることによって達成されるものであり、「安心」を科学的に確立することはできません。

このため、畜産物について、その"安全"を科学的、客観的に確保するとともに、常に「安全」な畜産物を提供してきたという実績により畜産農場に対する"安心"(=信頼)を得ることが極めて重要です。

食品の安全性の確保に関し、わが国で一つの大きな転機となったのは、平成 15 年 (2003 年) 5月の「食品安全基本法」の制定と、同年7月に内閣直属の「食品安全委員会」が設置されたことです。

この背景として、平成8年の大阪府、岡山県等における病原性大腸菌O-157による集団食中毒事件(患者数約1万人)、平成12年の近畿地方における大手乳業会社製造による乳製品中の黄色ブドウ球菌毒素(エンテロトキシン)による集団食中毒事件(患者数約1万5千人)、平成13年の牛海綿状脳症(BSE)の日本国内初の発生、平成14年の国のBSE対策である「国産牛肉買上げ制度」を悪用した牛肉偽装事件(輸入牛肉を国産牛肉と偽って助成金を詐取)などが特筆されます。

わが国における食中毒の発生については、平成 10 年をピーク(事件数約 3,000 件、患者数約 45,000 人)として年々減少傾向にありますが、近年は、牡蠣の生食などによるノロウイルスの食中毒が増加傾向にあります。その他の病原微生物の多くは、家畜・家禽の畜産物に由来する食中毒(カンピロバクター、サルモネラ属菌、ブドウ球菌、病原性大腸菌等)と考えられています(図 1 及び表 1 参照)。そのうち、サルモネラ属菌による食中毒については、卵がその全ての原因であるとは断定できないものの、平成 10 年頃から養鶏業界における飼養衛生環境の整備や鶏卵流通業界における冷蔵保存・流通の徹底や賞味期限の設定などの対策が積極的に講じられてきました。その結果、平成 27 年の発生件数は 24 件、患者数は 1,918 人となり、サルモネラ属菌による食中毒の発生件数が大幅に減少したことは、それら対策が功を奏した良い事例と言えるでしょう。

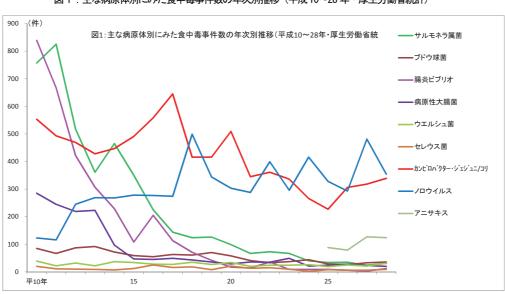


図1:主な病原体別にみた食中毒事件数の年次別推移(平成10~28年・厚生労働省統計)

種 類	病 原 体	感染動物・保菌動物	食 品
	サルモネラ属菌	牛、豚、鶏	食肉、鶏卵
	カンピロバクター菌	牛、豚、鶏	食肉
細菌	リステリア菌	牛、豚	食肉、乳
	黄色ブドウ球菌	牛	乳
	病原性大腸菌	牛	食肉

表1:家畜・家禽が関係する食中毒の原因となる病原体

一方、食品とりわけ畜産物の安全性を確保するためには、畜産物を生産する農場において健康な家畜・家禽を生産、飼養することが肝要ですが、平成12年にわが国で92年ぶりに口蹄疫が発生したことや家畜伝染性疾病の発生状況などにかんがみ、農林水産省は、上述の食品安全基本法の制定に関連した「食品の安全性確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」に基づき、平成15年6月、家畜伝染病予防法の一部を改正し、第12条の3で「飼養衛生管理基準」を新たに制定しました。その後、平成22年における口蹄疫の再発生や高病原性鳥インフルエンザの続発などをみたことから、平成23年3月に家畜伝染病予防法の一部改正が行われ、「飼養衛生管理基準」も現行の基準に改正されて現在に至っています。

2. 家畜・畜産物の安全性を確保するためのしくみ

畜産物の安全性を確保するためには、生産農場における飼養衛生管理対策を徹底することが重要です。仮に、生産農場から出荷された生産物(畜産物)がその加工段階で食中毒の病原体などに汚染されてしまうと最終製品も汚染されたまま流通し、消費者の口に入ってしまう恐れがあるからです。逆に生産農場の段階で生産物(畜産物)が汚染されていると、その加工場等で徹底した衛生管理が行われても最終製品が安全であるとは言いきれません。

したがって、安全な食品を生産するためには、その製造から加工、流通、消費に至るまで一貫した衛生管理が求められますが、そのためには、製造、加工、流通のそれぞれの段階で製品の徹底した衛生管理、安全性の確保に取り組む必要があり、これによってはじめて消費者に安全な製品を供給することができます。これを「フードチェーンアプローチ」と呼びます。

畜産物のフードチェーンアプローチにおいては、畜産物の生産、加工、流通の各段階でそれぞれ が畜産物の安全性確保のための責務を果たすとともに、各段階が相互に緊密に連携して対応するこ とが求められます(図2参照)。

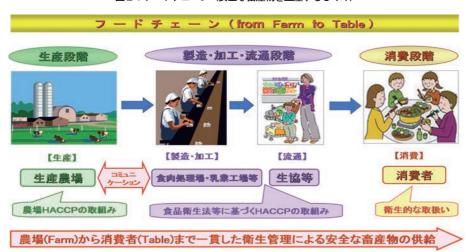


図2: フードチェーン (安全な畜産物を生産するしくみ)

安全な食品製造におけるリスク管理の一つの手法として「HACCP システム」があります。これは、1959年(昭和34年)に米国のNASAが安全な宇宙食を生産するために構築した食品衛生管理システムです。その後、1993年(平成5年)に国連食糧農業機関〈FAO〉と世界保健機関〈WHO〉の合同食品規格委員会である「コーデックス(CODEX)委員会」がHACCPシステムの考え方を取り入れた「食品衛生の一般原則」を策定するとともに、その付属文書として「HACCPシステムとその適用に関する指針」(いわゆる「コーデックスHACCPガイドライン」)を採択し、これが食品の安全性確保のためのグローバルスタンダードとして世界的に広まりました。

現在では、米国、カナダ、EUの一部諸国などで食品製造におけるHACCPシステムの導入が法律で義務化されており、わが国では、平成7年の食品衛生法の一部改正によって同法第13条で「総合衛生管理製造過程に関する承認制度」が規定され、HACCPが法に組み込まれました。なお、これは任意の制度であり、製造基準が定められている乳・乳製品、食肉製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、魚肉練り製品及び清涼飲料水の5つの食品群が承認対象として政令指定されています。

HACCP は、いろいろな分野で活用されています。特に食品分野においては、機械や電気製品などの工業製品と異なり、原材料が天然のものであるため従前の抜き取り検査では食品の安全性を確保することがより難しいという特性も有しています。それは、ロット間の品質のばらつきが大きく、統計的に抜き取りサンプル数などを決定しても、その結果の信頼性には限界があるといえます。

このようなことから、「HACCP システム」は、特に食品分野での活用が進められてきています。 食品分野における HACCP システムは、食品の特性を考慮して、原材料・資材の受け入れから製品 出荷までの全ての製造工程で工程ごとに食中毒の原因物質(病原微生物、化学物質、異物など)が 入り込む可能性のある要因(これを「危害要因」といいます)を科学的根拠に基づいて分析・評価 し、それぞれの工程ごとに厳重に管理することによって最終製品全てが確実かつ継続的に安全な製 品になるという考え方を基本とした衛生管理システムです。言いかえれば、食品の安全にとって"何 が危害の原因"となるかを明確にし、その"必須の管理事項"を重点的に管理する手法といえます。

前述の食中毒の原因となっている病原菌の多くは、家畜・家禽が病気を発症せずに保菌状態にあるため(不顕性感染)、農場からそのような病原菌を完全に排除することは困難ですが、農場における一般的な衛生対策を強化することによって病原菌による畜産物の汚染を未然に防止することが重要であり、その手段として HACCP 方式に基づく衛生管理システムの導入が有効です。

今日、わが国の消費者は、"食の安全"に高い関心を有し、安全な食品の提供を強く求めています。 一方、畜産経営形態の大規模化や新たな病原体の出現、多国間自由貿易協定など畜産農場を取り巻く情勢が大きく変化してきている中で、農場に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の病原体が侵入した場合、生産性や畜産経営ひいては社会に及ぼす影響も多大なものになることは、これまでの口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの発生経験から明らかです。

開放的な自然環境下にあることが普通である畜産農場の場合、厳格な衛生管理が行われている 食品の製造工場と全く同一レベルで対応することはできませんが、家畜・畜産物の安全性確保の 観点から畜産農場においても HACCP の手法を取り入れた衛生管理システムの導入が必要、不可 欠なものとなっています。

3. 安全な畜産物生産のための HACCP システム

畜産物が最終製品として人に対しての与える危害要因とは、大別して生物的危害要因(病原細菌、ウイルス等)、化学危害要因(動植物性自然毒、添加物、医薬品、洗浄剤、殺虫剤、農薬、アレルギー物質など)、物理的危害要因(注射針、金属片、ガラス片、プラスチック破片、毛、爪など)の3つがあります。

【生物的危害要因】

▶細 菌:感染型~カンピロバクター、サルモネラ属菌、病原性大腸菌

(腸管出血性大腸菌O-157を除く)、リステリア等

毒素型~黄色ブドウ球菌、ボツリヌス菌等(以上「食品内毒素型」と呼称される)、腸管出血性大腸菌O-157、ウエルシュ菌等(以上「生体内毒素型」と呼称される)

▶ウイルス: ノロウイルス、A型・E型肝炎ウイルス等

【化学的危害要因】

▶自 然 毒:植物性~毒キノコ(アマニタトキシン等)、馬鈴薯の芽

(ソラニン)キョウチクトウ(オレアンドリン)等

動物性~フグ毒(テトロドキシン)、貝毒(テトラミン)等

▶化学物質:残留動物用医薬品、残留農薬、洗浄剤、アレルギー物質等

【物理的危害要因】

▶石、木片、ガラス、金属片、注射針、プラスチック、放射性物質等

これらの危害要因の混入を徹底して管理することが必要ですが、そのために農場段階では次の8つの項目について管理するとともに、加工場や消費者に証明できる状況にしておくことが大切です。

- ①原材料、飼料、飲料水、飲用水が安全である
- ②衛生的な施設、設備で飼育されている
- ③農薬や薬剤が厳重に管理されている
- ④飼育されている家畜や家禽が健康である
- ⑤出荷の際は、安全に搬送している
- ⑥従業員の衛生管理が非常に行きとどいている
- ⑦家畜に対しての、飼育状況や薬剤投与などの情報を提供している
- ⑧伝染病の発生や、天災、飼料の腐敗など緊急時にも備えができている

これらのことを管理し、証明していくための衛生管理システムとして HACCP 方式があります。 つまり、生産者にとって HACCP 方式とは、消費者ニーズへ応えるための工程管理の証明であり、 PL 法(製造物責任法)による賠償等のリスク回避、そして生産性を上げる目的を含んだ安全な 畜産物の生産システムとなります。

4. 農場 HACCP とその導入手順

HACCP は、Hazard Analysis Critical Control Point の頭文字をとったもので、危害要因分析必須管理点方式と訳されます。Hazard Analysis (危害要因分析) は人への健康への悪影響を及ぼす可能性のある生物学的、化学的または物理的要因、あるいは状態を挙げて評価することを、Critical Control Point とは、必須管理点を設定して、そこを重点的に管理することによって、安全性を担保することをそれぞれ意味しています。つまり、HACCP とは、危害要因を分析して、これに基づいて必須管理点を決めて管理する手法です。

一方、農場 HACCP では、必須管理点以外にも飼養管理上重視しなければならない点が多くあります。 具体的には安全な飼料や素畜、畜舎環境、外部からの汚染などで、多くは一般的な衛生管理の取り組みによって制御できる危害要因が大半を占めます。そのような一般的に管理する部分を一般的衛生管理プログラムといい、HACCP システムで管理する前提条件(Prerequisite Program: PP あるいは PRP: 前提条件プログラム)としています。



その HACCP システムとは畜産物の安全性のため に危害要因を分析、評価し、その各危害要因に対 し、1つ1つ予防手段を組み立てて管理すること で、最終的な製品の危害要因の汚染を防止しよう とするシステムです。

ただ、一般的衛生管理プログラムを確立する場 合、全ての法令や規則を遵守していなければな りません。法令や規則とは、飼養衛生管理基準を 含む家畜伝染病予防法やポジティブリスト制を 含む「食品衛生法」、「と畜場法」、「医薬品、医療 機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す

る法律」(以下「医薬品、医療機器等法(旧薬事法)」という。)、「家畜排せつ泄物の管理の適正化及 び利用促進に関する法令」、「飼料及飼料添加物の成分規格等に関する省令」など、農場を取り巻く 全ての法令や規則のことで、一般的衛生管理プログラムは、法律を遵守した上で管理プログラムを 決定することが原則です。

農場 HACCP システムを導入する基本的な手順は、下表の中の 7 原則 1 2 手順で進めていきます。 この原則・手順そのものは、コーデックス (Codex) 委員会のガイドラインに示されているも のであり、農場 HACCP 認証基準もこれに準処しています。農場 HACCP システム構築のためには、 特に7原則の原則1である危害要因分析が重要です。ここで危害要因分析を行うと同時にその管理手 段も1つ1つ決めていきます。また、原則6では検証の方式を設定しておき、システムが構 築され、その後、システムを稼働してからも定期的にシステムの検証を行うことで、継続 的なシステムの見直しと、改善を行い、さらなる安全な畜産物供給に有効な HACCP システムに 改善されていきます。農場 HACCP 認証基準には、HACCP の 7 原則 1 2 手順のみならず、稼働した HACCP システムを継続的に検証、改善するシステムも盛り込まれています。

[参考] Codex の HACCP システムとその適用に関する指針について −7原則12手順─

手順1 HACCP チームの編成

手順2 対象品目の明確化

手順3 意図する用途の確認

手順4 フローダイアグラムの作成

フローダイアグラムの現場確認 手順5

手順6 [原則 1] 危害要因分析(HA)

手順7 「原則2] 必須管理点 (CCP) の設定

[原則3] 手順8 許容限界の設定

手順9 [原則4] 監視方法の設定

手順10 [原則5] 改善措置の設定

手順11 [原則6] 検証方式の設定

手順12 [原則7] 文書化・記録方法の設定

出典: Codex 食品衛生の一般原則・附属文書 (1997 年採択)

農場 HACCP は安全な畜産物供給のための継続的改善システムですが、それに伴い生産性が向上し、 事故率の低減、衛生費削減などの実例も報告されています。また、農場側の各記録によりクレ ームに対しての原因追求や供給先に対して信頼性の向上等にも有効に機能します。

5. 我が国における農場 HACCP の取り組みの歩み

平成8年度から、畜産現場へHACCP の考え方を導入するため、家畜保健衛生所等による生産衛生の実態(食中毒細菌等の状況)が調査され、平成14年度にはそれらの調査結果をもとに、HACCP の考え方を取り入れた「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」が作成されました。平成15年度には各都道府県でモデル地域・農場の取組みが推進されるとともに、「家畜伝染病予防法にもとづく飼養衛生管理基準」が策定され、畜産農場において遵守すべき衛生管理規定が定められました。このような取組みが進む中で、農場側から自らの取組みを認めてほしいとの要望があったことや、農場HACCP 普及にあたっては消費者等第三者からの信頼が不可欠であることから、平成19年度から2年間にわたり認証基準の検討が行われ、この結果を踏まえ、平成21年8月14日付で農林水産省から「畜産農場における飼養衛生管理取組認証基準(農場HACCP認証基準)」が公表されました。今後、この統一された基準の下で農場HACCPが推進されることになりました。

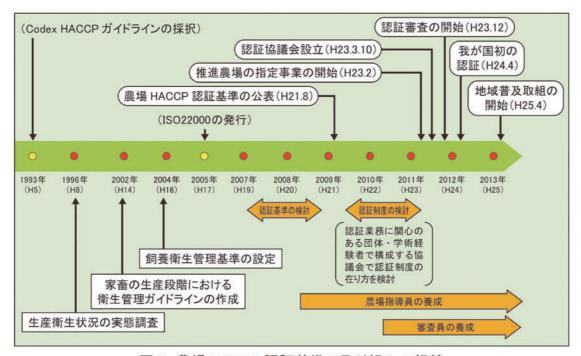


図 2 農場 HACCP 認証基準の取り組みの経緯

6. 食品の安全を確保するための国際的な動向

HACCP システムは前述のように 1960 年代、米国航空宇宙局(NASA)で宇宙食の安全を確保するために開発されました。HACCP システムは、すべての製造工程から食中毒などの危害要因(ハザード)を洗い出し、それらを排除・低減するシステムです。それまでの抜き取り検査では抜き取り対象以外の安全性を確保することが出来ませんでしたが、HACCP システムを導入することですべての製品の安全性を確保する仕組みができるようになりました。その後、コーデックス委員会により「HACCP システムとその適用に関する指針(HACCP ガイドライン)」が採択され(1993 年)、HACCP は国際的な食品安全の手法として認知されるようになりました。

しかし、HACCP はマネジメントシステムを持たないため、PDCA サイクルに基づく改善が図りづらく、さまざまな問題点が指摘されるようになりました。そこで、国際標準化機構(ISO: International Organization for Standardization)は、2005 年、HACCP と ISO9001 マネジメントシステムを融合させた「ISO22000 食品安全マネジメントシステム(ISO22000:2005)」を発行し、食品安全の国際規格として広く普及しています。

一HACCP システムの歴史-

1960:アポロ宇宙計画で宇宙食の微生物危害の防止のため考案

1993: コーデックス委員会により「HACCP システムとその適用に関する指針」 (HACCP ガイドライン) が採択;「食品衛生の一般原則」の付属文書

1997: 改定

2003: 改定 外部専門家の利用、小規模/未発達企業への適用が考慮された

(国内) 1992 (平4):「食鳥処理場における HACCP 方式による衛生管理指針」

(国内) 1995 (平7):「総合衛生管理製造過程承認制度」

2005: ISO22000(食品安全マネジメントシステムーフードチェーンの組織に対する要求事項)

が発行

2007: ISO22003 (食品安全マネジメントシステムー審査および認証を提供する機関に対する

要求事項) が発行

2010: FSSC22000=ISO22000+ISO/TS22002-1 (PAS220) が開発され、GFSI に認定

される

IS022000 はHACCP と IS09001 を融合したもので、従来のHACCP と比べて、経営者の関与、内部監査(検証)、不適合製品の管理、是正措置などが強く求められています。

<IS022000 の成り立ち>

IS09001 (継続的改善システム) 計画 (P) 措置 (A) 実施 (D) チェック (C)

HACCP 各工程の危害分析 食品安全バザードの管理手段 (前提条件、HACCP)

IS022000 (食品安全マネジメントシステム)

7. 農場 HACCP 認証基準の構築

畜産の衛生管理システムの構築にあたっては、家畜と糞尿との分離が難しいなどの食品工場とは違う畜産の特性を理解した上で、HACCP計画や一般的衛生管理プログラムを作成し、それらの継続的改善を図ることが重要となります。それによって、家畜の健康増進と安全な畜産物生産を実現でき、より高い社会的信用を獲得することができます。

農場 HACCP 認証基準には、従来の一般的な食品製造分野における HACCP と比べ、よりマネジメントシステムの要素が多く取り入れられており、下図のように PDCA サイクル (Plan→Do→Check→Act) に基づく継続的改善が図られるようになっています。

このようにして HACCP とマネジメントシステムを組み合わせることにより、P9 の図のように HACCP システムが常に更新(改善)されていくこととなります。農場の規模・特性を考慮して、最初は簡易なシステムから始めても、次第により精度の高いものに進化させ、生産性向上や食の安全を実現することが可能となります。

農場衛生管理システムによるハザードの管理 (PDCAサイクルによるシステムの進化)

8. 農場 HACCP 認証基準の特徴

畜産農場での衛生管理は、食品加工施設の衛生管理とは大きく異なります。そこで農場 HACCP 認証基準では、畜産農場の特殊性を認識したうえで、安全な家畜・畜産物を生産する上で、活用できる衛生管理システムの構築と継続的改善を実行するための規格を示したものです。

農場 HACCP 認証基準の4つの特徴を次にまとめてみました。

1. 相互コミュニケーションにより農場での役割を果たします

食品の安全は、「農場から食卓まで」と言われているように、フードチェーンの各事業者が相互に連携を取って自らの事業の立場を認識し、食品の安全に対する責務を果たすことにより確保されます。本基準では、相互コミュニケーションを確実に実施することを強調しています。

2. 一般的衛生管理と HACCP 計画により家畜・畜産物の安全を確保します

農場 HACCP は、危害要因分析(HA)により得られた結果をもとに必須管理点(CCP)を決定した上で厳格に管理する手法で、非常にシンプルです。農場 HACCP は、生産に関わる原材料、生産環境、施設、作業手順などのすべてについて危害要因分析を実施し、必須管理点(CCP)を決めて、管理を集中させる

ことにあります。畜産物の生産作業の流れを主軸にして作業手順書等の中に法規制や一般的衛生管理などの事項を集約させていく方法をとり、衛生管理システムを簡素化することを推奨しています。本基準に基づいてシステムを構築することにより、一般的衛生管理と HACCP 計画による、家畜・畜産物の安全を確保するシステムを構築することを可能としています。

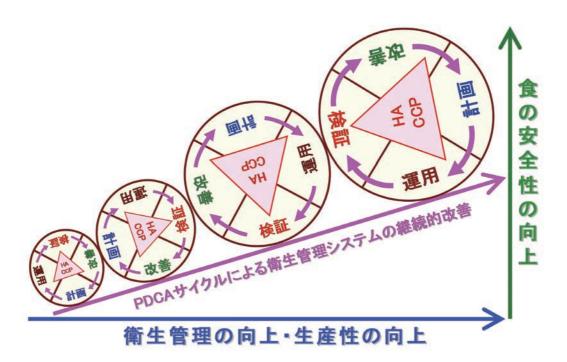
3. 継続的改善の仕組みで家畜・畜産物の安全と生産性の向上を図ります

農場 HACCP の特徴は、危害要因分析、予防策の策定、結果に対する評価、検証し、改善・更新へと連続的に進める手法で、衛生管理の継続的改善システムともいえます。畜産分野での HACCP 手法の活用は、家畜の疾病を引き起す要因を分析し、排除または管理するための方策を構築することも可能で、家畜の健康維持を確保するために役立つ手法です。畜産分野における HACCP 手法の活用は、家畜・畜産物の安全の確保と生産性の向上を図ることを可能とするものです。

4. 全ての農場において HACCP システムの構築が可能です

農場 HACCP 認証基準は、規模の大小に関係なくすべての畜産農場を対象としています。家畜・畜産物を生産している農場では、農場独自の衛生管理を行っています。この現行の衛生管理をより具体的に、総合的なシステムへと築きあげることが「農場 HACCP 認証基準」の意図するところです。家族で経営する小規模農場においても、外部の HACCP 専門家や獣医師あるいは関係機関・団体などの協力を得ることにより、認証基準を満たす衛生管理システムを構築することが出来ます。施設、設備等の点で家畜・畜産物の安全が損なわれる可能性があり、ハード面で修復が出来ない場合は、ソフト面で補完し、家畜・畜産物の安全を確保していくとするのが本基準の考え方です。

農場HACCP衛生管理システムの継続的改善



Ⅱ 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準)の解説

Ⅲ 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証 基準(農場 HACCP 認証基準)の解説

平成 21 年 8 月に農林水産省消費・安全局から公表された「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場 HACCP 認証基準)」の内容について、生産農場での取り組みを容易とするため、基準内容における留意すべき事項や生産農場での具体的な取り組みを進める上での参考例や畜種別の事例を逐次以下に紹介します。

なお、事例はあくまで例であり、各農場によって異なりますので、各農場に適したものを 設定する必要があります。

第1章 範囲、引用文書、用語

1. 範囲

本認証基準は、家畜生産農場(組織)を適用の対象とする。家畜生産農場は、認証の対象となる農場の所在場所、生産物の範囲を、文書によって明確にしなければならない。

2. 引用文書

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、本認証基準、「家畜の生産 段階における衛生管理ガイドライン」(平成14年9月30日付け14生畜第2738号 農林水産省生産局長通知)以外の文書(「食品衛生の一般原則に関わる規則」等)を 引用する場合は、引用する文書を明記しなければならない。

3. 用語

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、コーデックス委員会による「危害要因分析必須管理点(HACCP)システム及びその適用のためのガイドライン」及び「食品衛生の一般原則に関わる規則」並びに本認証基準で用いられた用語を原則として使用すること。

【解説】

第1章

1. 認証の範囲は、家畜生産農場(組織)の対象となる農場の所在場所、生産の範囲を文書によって明確にする必要があります。食肉処理される廃用畜、廃鶏及び肥育素牛として出荷されるホル雄子牛や \mathbf{F}_1 子牛等も農場の「生産物」に含まれます。

[事例]

- (1) 組織名:○○○農場
- (2) 所在地(対象農場):○○県○○郡○○町○○番地
- (3) 生産物(製品種類):○○○
- (4) 生産の範囲:生産原材料の受け入れ、家畜・畜産物の生産、家畜・畜産物の出荷

(例)

- 1) 〇〇育雛センターから地鶏の大雛を受け入れ,〇〇地鶏の肉用鶏を生産し,〇〇食 鳥処理場へ出荷する。
- 2) ○○家畜市場から 10 か月齢の和牛肥育素牛を受け入れ、肥育牛を生産し、○○と畜場へ出荷する。
- 3) 繁殖を終了した母豚は、大貫として○○食肉センターに出荷する。
- 4) ホル雄子牛、F₁子牛は、肥育素牛として2か月齢未満で○○家畜市場へ出荷する。
- 2. 引用文書では、以下の文書等が挙げられます。
 - (1) 「食品衛生の一般原則」(Recommended International Code of Practice General Principles of Food Hygiene,CAC/RCP 1 1969,Rev. 4-2003)
 - (2)「HACCP システムとその適用に関する指針」(HACCP SYSTEM AND GUIDELINES FOR ITSAPPLICATION, Annex to CAC/RCP l-1969, Rev. 4-2003)
 - (3) ISO22000: 2005 (第1版 2005年9月) [(財) 日本規格協会]
 - (4) その他の引用文書
- 3. 用語では、指定されている文献以外に ISO22000: 2005 で使用されている用語を使う場合は明記する必要があります。

第2章 経営者の責任

家畜生産農場において、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入するに当たり、当該農場の経営者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

1. 経営者のコミットメント(誓約)

経営者は、安全な家畜・畜産物を継続的に供給するために、次により、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入し、これを確実に実施することを明らかにし、家畜生産農場の全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。

(1) 衛生管理方針の明確化とその周知

経営者は、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入及び法的規制の遵守並びに実施に関する方針(以下「衛生管理方針」という)を作成するとともに、家畜・畜産物の生産に関わる全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。なお、衛生管理方針は文書によること。

(2) 衛生管理目標の設定

経営者は、衛生管理方針に基づき、具体的な衛生管理に関する目標(以下「衛生管理目標」という)を設定すること。

衛生管理目標は、定期的に見直さなければならない。ただし、経営者が必要と認める場合には、随時見直すことができる。

(3) 組織及び組織の役割と権限

経営者は、組織の全体像を組織図等を用いて明確にし、それぞれの組織の役割と 権限を文書化すること

【解説】

第2章

- 1.「衛生管理方針」では、以下の内容を含めることが望まれます。
 - 1) フードチェーン内における組織の役割が適切であること。
 - 2) 健康な家畜及び安全な畜産物の生産が組織の事業目的の一つであること。
 - 3) 健康な家畜及び安全な畜産物の生産に HACCP 方式による衛生管理システムを導入すること。
 - 4) 農場衛生管理システムの継続的改善及び更新を図ること。
 - 5) 法令・規制を遵守することの重要性を示すこと。
 - 6) 資源が有効に活用できるようにすること。
 - 7) 供給者及び出荷先の情報を生かすこと。
 - 8) その他

【例:衛生管理方針·養豚農場】

衛生管理方針

当農場は、経営理念に従い養豚に係る全ての生産活動において下記の事項について、優先的かつ継続的に飼養衛生管理の向上に努めます。

- 1. 私たちは、養豚農場として、お客様に「安全」な豚肉をお届けし、「安心」して食していただくことで社会に貢献いたします。
- 2. 私たちは、生産する豚肉の安全性を確保するために、農場 HACCP 認証基準に基づいた衛生管理システムを構築し、維持し、継続的改善を行い、必要に応じて更新することに努めます。
- 3. 私たちは、衛生管理方針、家畜衛生及び食品衛生に関係する法令、条例、規則及びお客様が求める要求事項を遵守します。
- 4. 私たちは、豚肉の安全性を確保するため、全従業員に衛生管理の重要性を認識させ、食品安全に関する知識の向上に努めます。また、外部コミュニケーション活動や社内の研修会を通じて内部コミュニケーションの向上に向けた活動を行います。
- 5. 私たちは、全従業員に衛生管理方針を周知徹底します。また、健康な豚を飼育するために飼養衛生管理向上の目標を定め、衛生管理システムを運用し、実績を検証し、システムの改善を行います。
- 6. 私たちは、関連するフードチェーンのほか、お客様にもご理解いただけるように、開設しているホームページを通じて「衛生管理方針」やその他の情報を公開いたします。

〇〇年〇月〇日

代表取締役社長 〇〇 〇〇

2. 「衛生管理方針」は中長期の方針を示すものですが、社会情勢の変化などに対応しているかを確認するために必要に応じて見直しをします。

「衛生管理目標」には短い期間での目標を設定することが必要で、**その内容は「衛生管理方針」に整合した具体的な目標を定めることが重要です**。

【例:衛生管理目標·養豚農場】

平成○○年度衛生管理目標

- 1. 肥育豚舎事故率を3.5%以下に低減する。
- 2. 離乳子豚の死亡事故率を5%以下に低減する。
- 3. 衛生管理規範の遵守を徹底する。
- 4. 生産環境の整備を図る。

【例:衛生管理方針・各畜種の農場】

衛生管理方針

- ☆ 私たちは、お客様に「安全」「安心」な鶏卵をお届けし、安心して食していただくことで社会に貢献いたします。
- ☆ 私たちは、生産する生乳の安全性を確保することに努めます。そのために、HACCP 手法に基づいた衛生管理システムを構築し、維持し、継続的改善を行い、必要に応じ て更新します。
- ☆ 私たちは、衛生管理方針、家畜衛生及び食品衛生に関係する法令、条例、規則を遵守 し、顧客のニーズに応えるための努力をいたします。
- ☆ 私たちは、牛肉の安全性を確保するため、食品安全に関する知識の向上に努めます。 そのため、食品安全のための研修会や外部・内部コミュニケーション活動を行います。
- ☆ 私たちは、全従業員に衛生管理方針を周知徹底します。また、毎年、飼養衛生管理向上の目標を定め、衛生管理システムを運用し、実績を検証し、システムの改善を行います。
- ☆ 私たちは、関連するフードチェーンのほか、お客様にもご理解いただけるように、開 設しているホームページを通じて「衛生管理方針」やその他の情報を公開いたします。

○○年○月○日

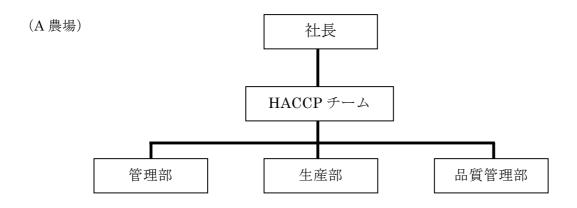
代表取締役社長 〇〇 〇〇

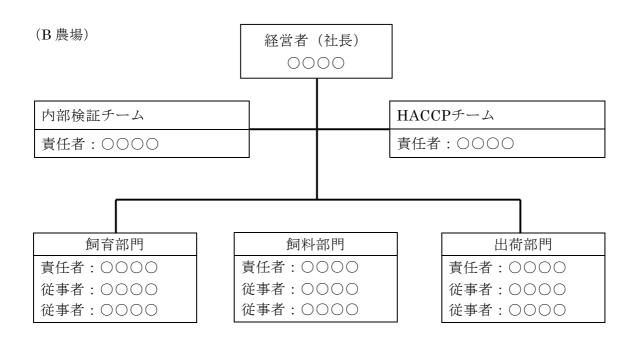
【例:衛生管理目標・各畜種の農場】

平成○○年度衛生管理目標

- ☆ 汚卵発生率を前年比の75%以下に低減する。
- ☆ 肥育出荷牛の上物率を80%以上にする。
- ☆ 乳牛の繁殖管理を徹底することにより、年間分娩数 110 頭を達成する
- ☆ 肉用鶏の育成率を98%以上にする。

【例】 組織図





<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

3. 組織及び組織の役割と権限では、組織図や業務分掌表などにより明記することが必要です。

【例】農場における主な責任と権限分担表

		主な責任と権限分担表
部門	職位	責任と権限
全体	社長	農場に於ける最高責任者であり、衛生管理方針の設定、及び組織体制などの経営資源の提供、配分に関する意思決定権限を有し、総括的に管理統制を行う。主な責任と権限は次のとおりである。 ① 「衛生管理方針」決定及び法規制の周知徹底 ② 「衛生管理目標」を各部門及び各セクションに設定させる ③ 組織における責任と権限の決定 ④ HACCP チーム責任者および HACCP チーム員の任命 ⑤ 衛生管理システムの見直し ⑥ ・・・・・・
	農場長	衛生管理システムに於いて、社長が業務を遂行出来ない場合の代行業務、及び社長を補佐する責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。 ① 「衛生管理方針」の作成、実施、評価、更新 ② 「衛生管理目標」の作成、実施、評価、更新 ③ 内部検証の結果の評価と承認 ④ 「衛生管理システム見直し」の評価と承認 ⑤・・・・・・
	HACCP チーム責任者	衛生管理システムに必要なプロセスの確立、実施及び維持についての責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。 ① 「衛生管理システム」の確立、実施、評価、更新 ② 「衛生管理システム」に関する教育・訓練の実施 ③ 「衛生管理システム」に関する外部機関との折衝 ⑥ 「衛生管理方針」の周知徹底 ② 「衛生管理システム」の更新について検討し、社長に報告する の 内部検証の計画、及び実施の責任者 ③ ・・・・・・
生産部門	生産部長	衛生管理システムに於いて担当する飼育部門に於ける飼育管理の責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。 ① 家畜の取扱及び飼育管理 ② 「飼育管理計画書」の作成及び「飼育管理計画書」に基づく家畜の飼育管理 ③ 生産環境の整備 ④ ・・・・・・・
飼料部門	飼料生産 部長	衛生管理システムに於いて担当する飼料部門に於ける飼料生産管理 の責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。 ① 飼料の取扱及び保管管理 ② 生産部門からの飼料発注管理 ③ 飼料作物の生産・管理 ④ ・・・・・・

【例】業務分掌表

注: ◎は主管部門、○は関係部門

	図 証 基 準 の 項 目	経営者	HACCP チーム 責任者	HACCP チーム	原材料 ・資材 部 門	生 産 部 門	
第2章	章 経営者の責任						
1	経営者のコミットメント	0	0				
2	HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限	0	0	0			
3	外部コミュニケーション	0	0	0	\circ	\circ	
4	内部コミュニケーション	0	0	0	0	\circ	
5	特定事項への備え	0	0	0	0	\circ	
6	衛生管理システムの見直し	0	0	0	0	\circ	
7	人、設備等の資源の提供と管理	0	0	0	0	\circ	
第3章	危害要因分析の準備				,		
1	素畜等の原材料及び資材		0	0	0	\circ	
2	家畜・畜産物の特性		0	0	0	\circ	
3	意図する用途		0	0	0	\circ	
4	工程一覧図(フローダイアグラム)及び現 状作業、作業環境の明確化と現場 での確認		0	0	0	0	
第4章	第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成						
1	一般的衛生管理プログラムの確 立		0	0	0	0	
2	危害要因分析		0	0	0	\circ	
3	HACCP 計画の作成		0	0	0	0	
第5章	章 教育・訓練						
1	教育・訓練		0	0			
2	教育・訓練プログラム		0	\circ			
第 6 章 更新	第6章 評価・改善及び衛生管理システムの 更新						
1	内部検証	0	0	0	0	0	
2	情報の分析		0	0	0	0	
3	衛生管理システムの更新	0	0	0	\circ	\circ	
第7章	章 衛生管理文書リスト及び文書	・記録に	関する要	求事項			
1	衛生管理文書リスト		0	0	0	0	
2	文書、記録に関する要求事項		0	0	0	\circ	

作成年月日:	年	月	日	作成者:
承認年月日:	年	月	日	承認者:

2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた家畜生産農場の衛生管理システム(以下「衛生管理システム」という)を確立し、実施し、維持するために、次の HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命し、それぞれの責任と権限を文書化すること。

(1) HACCP チーム責任者

- ①HACCP チーム責任者は、HACCP 責任者及び HACCP チーム員からなる HACCP チームを統率し、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を確実に実行するものとする。
- ②HACCP チーム責任者は、衛生管理システムが効果的に運用できるように、全従事者の衛生管理システムに対する認識の向上に努めるものとする。
- ③HACCP チーム責任者は、定期的に、かつ、必要と認める場合には、経営者に衛生管理システムの有効性及び適切性に関して報告しなければならない。
- ④HACCP チーム責任者は、家畜生産農場の衛生管理及びHACCP について充分な知識、 経験、能力を有する者から任命するものとする。

(2) HACCP チーム員

- ①経営者は、農場の規模に応じた人数の HACCP チーム員を任命しなければならない。なお、HACCP チーム員には、家畜生産農場の組織員以外で、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有する者を任命することができる。
- ②HACCP チーム員は、与えられた役割と責任・権限において、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を実現しなければならない。
- ③HACCP チーム員は、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有するものでなければならない。

【解説】

HACCP チームの編成

- 1. HACCP チームの編成は、農場の衛生管理システムを構築するための最初のステップで、 経営者が HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命しなければなりません。
- 2. HACCP チーム責任者は、農場の衛生管理に関して経営者の任務を代行する責任があることから、責任と権限を文書により明確にしておかねばなりません。
- 3. HACCP チーム責任者の責任と権限は (1) の①~④に、HACCP チーム員の任務は (2) ②及び③に規定されています。
- 4. HACCP チームに農場 HACCP 指導員、獣医師など外部機関の専門家の参加を求めることも認められています。
- 5. 中小規模の農場では、経営者自らが HACCP チーム責任者に就く場合もあります。

【例】HACCP チーム員の役割分担

HACCP チーム員 氏名	主な役割
HACCP チーム責任者	①HACCP チームを管理、運営する ②衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を図る ③全従業員の衛生管理システムに関する教育・訓練を運営する ④衛生パトロールの実施 ⑤衛生管理システム運用の有効性及び改善に関して社長に報告 ⑥(具体的な役割の記載) ⑦ ・・・・・・・
HACCP チーム員 品質管理担当 〇 〇 〇 〇 (HACCP 訓練課程修了)	①衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を推進する ②(具体的な役割の記載) ③・・・・・・・
HACCP チーム員 ○○担当 ○ ○ ○ ○	①衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を推進する ②(具体的な役割の記載) ③・・・・・・・
HACCP チーム員 ○○担当 ○ ○ ○ ○	①衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を推進する ②(具体的な役割の記載) ③・・・・・・・
外部 HACCP 専門家 (株〇〇〇 〇〇〇〇	①衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を支援する ②衛生教育の外部講師 ③ (具体的な役割の記載) ④・・・・・・・

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

3. 外部コミュニケーション

経営者は、家畜・畜産物の安全に係る情報を確実に利用可能とするために、次の関係者との効果的なコミュニケーションを行い、得られた情報を記録するとともに、その情報の活用の手順及び方法を確立し文書化すること。

- (1) 供給者
- (2) 家畜・畜産物の出荷先、消費者
- (3) 法令・規制当局
- (4) 家畜・畜産物の安全に係るその他の組織

4. 内部コミュニケーション

経営者は、組織内のコミュニケーションが効果的に実施できるように、コミュニケーションの手段及び方法を文書化し、実施すること。

【解説】

1. 外部コミュニケーション

食品(畜産物)の安全は、フードチェーン全体を通じて、各事業者がそれぞれの責務を果すことにより確保されます。飼料や資材の供給者からの安全性に係る情報の入手、自農場で実施している衛生管理や畜産物の安全性に係る情報の出荷先への発信、法令・規制当局からの情報(法改正や条令の制定、家畜伝染病の発生情報など)、クレーム情報、同業他社の食品事故情報などの入手が重要で、それらの情報が入手できるようにしておくことが必要です。

2. 内部コミュニケーション

家畜・畜産物の生産に必要な情報を組織内の人員に伝達する方法を明らかにしておくことが必要です。HACCP会議、月例会議、朝のミーティングなどが情報伝達の機会になります。

衛生管理システムの運用において、原料・資材 (飼料、薬品など)、生産施設、使用器具機材、従事者の配属などの変更は、速やかに HACCP チームに伝達されなければなりません。

3. 外部・内部コミュニケーションの手段及び方法は、衛生管理規定書等(農場内部の衛生管理に関する様々な規定 例: P22 他参照)により文書化する必要があります。

【例示】外部・内部コミュニケーション規定						文書番号						
L	ן ינינים	1)r	bh . 1.1	bb — /	ユーク		3 ⁄	かた	Æ	製品名		
作 (最	成 終更新	日:日)	平成	年	月	日	作	成	者			(FI)
承	認	日	平成	年	月	日	責 (系	任 経営 ^は	者 皆)			

1. 外部コミュニケーション規定

- (1) 外部コミュニケーションは、下記により対応するものとする。
 - ①経営者は、衛生管理方針をインターネットのホームページ等を活用して外部関係者(原材料・資材の供給者、肥育豚の出荷先等)に周知すること
 - ②経営者は、必要に応じて「外部コミュニケーションリスト」に記載された関係先とコミュニケーションをとること
 - ③経営者は、入手した情報を速やかにHACCPチーム責任者に伝達すること
 - ④HACCP チーム責任者は、外部から入手した情報等に基づき必要に応じて適切な対応 を図るとともに「外部・内部コミュニケーション記録」に所要事項を記録すること
 - ⑤従業員が衛生管理に関わる情報を入手した場合、従業員は、上記②~④に準じて対応 すること
 - ⑥家畜伝染病の発生等、「特定事項対応規定-①~⑤」に関わる事態が発生したときは、当該規定に定めるところに従って迅速、的確な情報発信等に努めること
- (2) HACCPチーム責任者は、外部に情報を発信した場合、「外部・内部コミュニケーション記録」に所要事項を記録するものとする。

2. 内部コミュニケーション規定

- (1) 内部コミュニケーションの手段は、次のとおりとする。
 - ①朝 礼:毎日(農場従業員全員)
 - ②口頭伝達:随時
 - ③掲示板: 随時
 - ④HACCP会議: 回/年、出席者:経営者、HACCPチーム責任者、HACCP チーム員、外部専門家
 - ⑤その他:衛生管理システム見直し会議等
- (2) 家畜・畜産物の安全に係る情報及び指示事項は、上記(1)に掲げる手段を用いて速やかに 周知徹底するものとする。
- (3) 原材料・資材、生産施設、使用機材等、衛生管理システムに関わる変更が生じた場合、担当者は、変更事項等必要な事項を速やかにHACCPチーム責任者に伝達するものとする。
- (4) 内部コミュニケーションを実施したときは、担当者は、コミュニケーションの内容、対応等を「外部・内部コミュニケーション記録」に記録するものとする。
- (5) HACCPチーム責任者は、HACCP会議の都度、「HACCP会議録」を作成するものとする。

関係する 外部コミュニケーションリスト、緊急連絡網、外部・内部コミュニケーション 文書・記録 記録、HACCP 会議録

【例】外部コミュニケーションのリスト

分類	会社名等	連絡先と担当者	農場 担当者	情報交 換頻度	
原料・材料 供給者					
出荷先					
法令・規制当局					
施設・設備関係者					
緊急時連絡先					
その他					

【例】 外部 内部 情報連絡票

【沙儿 グト司) ドリ司) 旧報理	加示	
項目	変更事項等	対応
1. 原材料など		
2. 器具・器材、装置など		
3. 作業手順など		
4. 衛生管理システムなど		
5. 家畜の健康状態など		
6. その他		
	報告年月日:	発行年月日:
	報告者:	HACCP 責任者:

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

5. 特定事項への備え

- (1) HACCP チームは、発生時に速やかに対応できるように、次に掲げる特定の事項(以下「特定事項」という)への対応について、手順を確立し、保持しなければならない。
 - ①家畜又は畜産物出荷後に、当該家畜又は畜産物の重大な事故が発生した場合
 - ②製品表示に不適切な事例が発生した場合
 - ③家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合
 - ④飼料、添加物等に危害の混入が発生した場合
 - ⑤自然災害が発生した場合
- (2)経営者は、特定事項が発生した場合に備えて、対応を判断する権限を持つ要員を任命しなければならない。
- (3) HACCP チームは、特定事項が発生した場合には、発生の原因や状況を分析し、適切な改善の措置をとらなければならない。これらの一連の措置は、記録して行わなければならない。

【解説】

- 1. 経営者は、家畜伝染病の疑いが生じた場合や製品の回収が必要とされる場合などに備えて対応を判断する権限を持つ要員を任命しておかなければなりません。
- 2. 特定事項の種類別に連絡網や対応の手順を衛生管理規定書等に定めておくことが必要です。
- 3. なお、ISO22000:2005では、7.10.4項「回収」で製品の回収について詳細に規定されています。農場では製品の回収が困難なケースもあり、認証基準には規定されていませんが、出荷先との取り決めで製品回収の可能性があれば、特定事項の備えに加える必要があります。
- 4. 以下のページに示した「特定事項への備え」の例示には、「記録マニュアル類」と「法規制等」の欄があります。これらの内容を記入することは、認証基準の要求事項ではありません。しかし、それぞれの特定事項がどの法規制に関連する事項であり、どのような記録やマニュアルで対処しようとしているのかを確認する意味で、記入することが推奨されます。

【例】衛生管理規定書

1. 採卵鶏農場

1. 採卵鶏農場 衛生管理規定	「 「特定事項への備え」		整理 No.	
			歪柱 NU.	
対象	家畜伝染病の疑いが生	1		
作成日	平成 年 月 日	作成者		
承 認 日	平成 年 月 日	責 任 者		
規定事項	Ⅲ ①②本ン農特受農康報お通特鶏農農獣た異の監の連特で入入飼従出卵機定時特定定定に一長症、長復一てす症異長長師のを、伝導先症く記者の員記出機定時特定定定に一長症、長復一てす症異長長師のを、伝導先症く記者の員記出機定時期にで変換ををを連鶏の応獣た:鶏こ以を管本指置し場病従:お類類記・出まと以 呈発確す絡、確の医め従のと外発理社示をたかのう よ 録別により は、	:農水(次急)。 ・農水(次急)。 ・農水(次急)。 ・大なに ・大なに ・大なに ・大変を	これ、大衛アの動理絡生で、大江南で、「大海アの大衛では、大大対の終いないとは、大衛の大衛の大衛の大衛の大神の大衛の、北医のに、これの、北西の、北西の、北西の、北京の、北京の、北京の、北京の、北京の、北京 は、北京の、北京の、北京の、北京の、北京の、北京の、北京の、北京の、北京の、北京の	状 る親ツ を連 、 を畜 るを 鶏 認 家 け 総次 型を さい ない さい ない
記録 マニュアル類	①特定事項発生時の対 ②外部 内部 情報連			
法規制等		号その他家きん) ∶れた場合の早期通報並ひ ↓状が確認された場合の出		
		担にトーマ田わりませの:	A.m	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

2. 採卵鶏農場

衛生管理規定	「特定事項への備え」に対する規定-4 整理 No.			
対 象	飼料に異物の混入が発生した場合			
作成日	平成 年 月 日 作 成 者			
承 認 日	平成 年 月 日 責 任 者			
規定事項	オール			
記録 マニュアル類	①特定事項発生時の対応記録 ②外部 内部 情報連絡票			
法規制等	飼養衛生管理基準: (鶏その他家きん) ⑩給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入防止 ⑫野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ⑬ねずみ及び害虫の駆除			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

6. 衛生管理システムの見直し

経営者は、衛生管理システムが効果的に機能しているか、見直しの情報源を明確にし、定期的に見直しを行わなければならない。ただし、経営者が必要と認める場合には、随時これを見直すことができる。

見直しの結果、改善を必要とする事項があった場合は、文書によって具体的に指示し、実施し、その改善内容を記録しなければならない。

【解説】

- 1. 第2章6. では、「衛生管理システムの見直し」の最終責任者が「経営者」であることを明確に規定しています。
- 2. 衛生管理システム見直しのための情報源には、次のような事項があります。
 - ①衛生管理方針の適切性及び衛生管理目標の達成度(第2章1.)
 - ②供給者からの情報、出荷先からのクレーム、法令・規則当局からの情報・指導事項等の外部コミュニケーション活動の分析・評価(第2章3.)
 - ③従業員からの報告・提案等の内部コミュニケーション活動の分析・評価(第2章4.)
 - ④特定事項が発生した場合における発生原因の分析・評価(第2章5.)
 - ⑤前回までの衛生管理システム見直しの結果(第2章6.)
 - ⑥人的資源の確保状況及び設備・機器の整備状況 (第2章7.)
 - ⑦一般的衛生管理プログラムの検証の分析・評価(第4章1.(2))
 - ⑧HACCP 計画に基づく個々の検証活動(CCP のモニタリングの検証、修正・是正措置の検証、危害要因分析における入力情報更新の検証)の分析・評価(第4章3.)
 - ⑨教育・訓練の有効性(第5章)
 - ⑩内部検証の結果 (第6章)
 - ⑪前回までの農場 HACCP 認証審査結果及びその他の関連情報
- 3. 実際の「見直し作業」は、衛生管理システムや HACCP 計画を構築し、実行した後に行うこととなります。次ページの例示は第 6章の例示(P123~124)と関連したものです。詳細は、第 6章で解説します。

【例】衛生管理システムの見直し会議議事録

【例】衛生管理システ	- Aの見直し会議議争域
会議開催日時	年月日 時分~ 時分
会議開催場所	農場事務所会議室
会 議 出 席 者	○○○(経営者)
	○○○○(HACCP チーム責任者・議事録作成担当)
	○○○○(内部検証責任者)
	○○○○(出荷担当責任者)
	□衛生管理方針及び目標の適切性及び衛生管理目標の達成状況
	□外部コミュニケーションの適切性
	☑内部コミュニケーションの適切性
	□特定事項への備え〜発生の有無及び対応の適切性
	□前回の「衛生管理システムの見直し(経営者に指示)」に関する
 検討事項	対応の適切性
使刊事項 (議論のあった項目に	□人、設備等の資源の提供・管理の適切性
(磯端のめらた頃日に チェック ▽ を入れる)	□一般的衛生管理プログラム運用の適切性
1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□HACCP 計画の適切性
	□検証活動の適切性
	□教育・訓練の有効性
	☑内部検証の適切性
	□衛生管理システムの更新活動の適切性
	□文書・記録の管理状況の適切性
検 討 内 容	①出荷禁止牛が出荷牛と同時にパーラーに入ってしまった問題で
	は、出荷禁止牛エリアの清掃が、1人では時間的に困難であったことがチームに共有されていなかったことが問題であった。
	②各部門ともに内部検証に慣れてきたが、平成○○年度の内部検
	証(年2回)の結果を見ると、2回とも質問事項がほぼ同じで、
	内部検証活動のマンネリ化が懸念される。内部検証員の力量向
	上が今後の課題である。 ①「他部門での再発防止のための類似事項の確認」で、他の部門
対 応 策	C 「他前門での再発的血のための類似事項の確認」で、他の前門 に人員不足がないかは確認した。今後は、朝礼や HACCP チーム
(決定事項)	員会議で若い職員が発言しやすい環境を作ることが必要である。
	②内部検証員の力量向上のための教育・訓練を当面年2回(5月
	及び11月)実施する。来年度の本見直し会議では、内部検証が
	適切に実施されたかどうかを評価するとともに、教育・訓練の効果を確認するものとする。
経営者の総括	①出荷禁止牛の件では、「他部門での再発防止のための類似事項の
	確認」で他の部門の人員不足もチェックしたことは評価できる。
	若い職員の発言しやすい環境づくりは、今後も意識して継続して
	ほしい。 の典担 MACCD 認証な所得して1年が叙過し MACCD システムが完美。
	②農場 HACCP 認証を取得して1年が経過し、HACCP システムが定着 してきたことは評価できる。
	今回、内部検証員の力量を更に高めることで、より有効な内部
	検証を確立し、継続的改善を図るよう努めてほしい。
作成年月日: 年	月 日 HACCP チーム責任者:

承認年月日: 年 月 日

経 営 者:

【例】

衛生管理システム見直し規定

制定年月日		平成〇〇年〇月〇〇日
作成	者	
経営	者	

1. 目 的

この規定は、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場 HACCP 認証基準)」及び〇〇〇○農場が定める関係諸規定(以下「認証基準等」という。) に基づき、経営者による衛生管理システムの見直しの手順を明確にし、もって当農場における衛生管理システムの円滑な運用を図ることを目的として定めるものである。

2. 責 任

経営者は、認証基準等に基づく衛生管理システムについて、その見直しを行う 責任を有する。

3. 見直しの時期

経営者は、年1回(原則として3月)、衛生管理システムの見直しを実施するものとする。ただし、経営者が特に必要があると認めたとき、またはHACCP チーム責任者から見直しの提案があったときは、その都度、衛生管理システムを見直すことができる。

4. 見直しの視点

経営者は、衛生管理システムの見直しを主に次に掲げる視点から実施するものとする。

- (1) 現状の衛生管理システムが
 - ①認証基準、関係法令、社内規定等に適合しているか(適合性)、
 - ②適切、確実に運用されているか(妥当性)
 - ③有効に機能しているか(有効性)
- (2) 衛生管理システムの改善・変更の必要性はないか
- (3) 衛生管理目標が達成されているか
- (4) 関係法令・規則の改正や周辺状況の変化等に対して必要な対応策が講じられているか
- (5) 特定事項の発生や HACCP 計画の不適合等に関する情報が経営者に速やかに漏れなく伝達されているか
- (6) 外部コミュニケーションに基づく供給者、出荷先等からの情報が衛生管理システムにどのように反映されているか

5. 見直しの実施手順

経営者による衛生管理システムの見直しは、次の手順に従って実施するものとする。

- (1) 経営者は、自らを含め、次の者で構成する衛生管理システム見直し会議(以下「見直し会議」という。) を設置するものとする。
 - ①HACCP チーム
 - ②内部検証員
 - ③上記①及び②以外の者で経営者が特に必要と認めて指名する者(外部専門家を含す。以下同じ。)
- (2) 見直し会議の議事は、HACCP チーム責任者が進行するものとする。
- (3) 衛生管理システムの見直しにより問題点等が明らかとなった場合、経営者は、「課題の見直し表」、「課題分析表」によって HACCP チーム責任者に対し、衛生管理システム改善のための必要な事項について、期限を定めて指示するものとする。
- (4) 経営者は、上記(3)に基づく改善の結果等を確実に確認するものとする。

6. 見直し会議の記録及び保存

- (1) HACCP チーム責任者は、見直し会議の記録を「衛生管理システム見直し会議議事録」として作成するとともに、作成した議事録について経営者の承認を受けるものとする。
- (2)「衛生管理システム見直し会議議事録」の保存期間は、10年とする。

〈あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意ください。〉

7. 人、設備等の資源の提供と管理

経営者は、衛生管理システムを効果的、かつ、効率的に実施及び維持するために、 次に掲げる資源を提供しなければならない。

(1)人的資源

経営者は、業務の質・量に見合った人的資源を確保し、管理しなければならない。

(2) 従事者の知識と能力

経営者は、従事者に求められる知識及び業務遂行能力を把握しなければならない。 経営者は、従事者の知識及び業務遂行能力の保持、向上を図るため、必要な教育 及び訓練の機会を提供しなければならない。

(3) 設備・機器の提供と管理

経営者は、必要な設備・機器を提供し、意図された機能が効果的に発揮されるように保持し、管理しなければならない

【解説】

- 1. 経営者は、衛生管理システムの構築、維持、更新に必要な人材、設備、資金を提供しなければならないという規定です。
- 2. 衛生管理システムを構築していくと、設備や人材の不足に気が付く場面があります。 できるだけソフト面の工夫で解決を図りますが、資金がかかる場合は経営者の判断が必要です。
- 3. 人的資源の提供及び従事者の知識と能力に関しては、第5章と関連しています。

第3章 危害要因分析の準備

HACCP チームは、第4章で記述される危害要因分析の準備作業として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

1. 素畜等の原材料及び資材

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 原材料・資材の特徴
- (2) 原材料・資材の予測される危害
- (3) 予測される危害の予防措置
- (4) 原材料・資材の供給者

2. 家畜・畜産物の特性

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

(1) 家畜・畜産物の特徴・特性

性状、安全性や安定性に関わる情報

(2) 家畜・畜産物の出荷形態

生体、コンテナ、専用容器、包装形態等

(3) 家畜・畜産物の保証期限及びその条件

法規制や出荷先の規定がある場合は、それに従っていること

(4) 家畜・畜産物の出荷先

出荷先の名称、可能であれば最終消費者までの流通経路及びそれぞれの経路における取扱い

(5) 家畜・畜産物の出荷先への情報

ワクチン接種、薬剤投与歴、出荷日、出荷量等

(6) 家畜・畜産物の流通上の特別な管理

温度・湿度管理、取扱い等特別な管理を必要とする事項

3. 意図する用途

HACCP チームは、以下について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 家畜・畜産物の用途
- (2) 予測される取り扱い

加工の方法、最終調理法等

- (3) 予測される誤った取扱いや使用
- (4) 最終消費者の特定

乳幼児・老人・病人等ハイリスク者が最終消費者である場合はその特定

【解説】

1. 原材料及び資材は、例示のような原材料・資材リストにまとめておくことが必要です。 素畜、飼料、飼料添加剤、飲用水、医薬品、敷料などが該当します。

- 2. これらの外部から入るものについては、供給者に安全性を求める必要があります。飼料や薬品,ワクチンなどは品質保証書、水は水質検査結果などが具体的な保証書類となります。
- 3. 原材料の予測される危害要因に対する予防措置は、実施している措置を記載しておきます。 最終的な危害要因の予防措置は後述の危害要因分析(第4章2)で検討します。
- 4. 家畜・畜産物の特性及び意図する用途については、例示のような製品説明書にまとめておくことが必要です。
- 5. 製品説明書は、製品の供給先からは品質保証書(遵守保証書)と受け取られます。このため、特に製品の特徴・特性は慎重に記載します。

例えば、「バルク乳体細胞数 30 万個/ml 以下」と記載すると、それを超えた場合は生乳の廃棄や 用途変更等にまで影響しますので慎重に決定すべきです。

【例】 乳用牛農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト			
製品名:生乳			
原材料	内 容		
及び資材名		ri 在	
乾草	特 徴	自給飼料 (コントラクターに委託生産)	
(チモシー、オーツ	予測される危害	農薬、重金属、異物混入、カビ毒	
アルファルファ	予 防 措 置	委託先との契約、カビ毒吸着剤の飼料添加	
イタリアン)	供 給 者	県内コントラクター組合	
	特 徴	自給飼料(自家生産)	
	予測される危害	異物、重金属や農薬、病原微生物、二次発酵(変敗)	
グラスサイレージ		カビ毒	
	予 防 措 置	危害分析、堆肥等の投入記録、サイレージ管理手順、	
		カビ毒吸着剤の飼料添加	
	供 給 者	自農場	
	特 徴	調製済み市販飼料	
 配合飼料(A 社)	予測される危害	農薬、重金属、異物の混入、病原微生物、カビ毒	
	予 防 措 置	牛用飼料(A 飼料)の確認、カビ毒吸着剤の飼料添加	
	供 給 者	A 社(指定)	
_L , \\/-	特 徴	加工済み飼料	
大豆粕	予測される危害	農薬、重金属、異物、病原微生物、カビ毒	
圧ペントウモロコ	予 防 措 置	牛用飼料(A 飼料)の確認、カビ毒吸着剤の飼料添加	
シ	供 給 者	飼料販売許可メーカー (B 社)	
	特 徴	要指示医薬品(抗生物質)休薬期間あり	
	予測される危害	有効性のない薬剤購入、購入に関する「医薬品、医療機	
可可水井市		器等法(旧薬事法)」違反	
乳房炎軟膏	予 防 措 置	有効期限及び指示書の確認(「医薬品、医療機器等法(旧	
		薬事法)」遵守)	
	供 給 者	獣医師(指示書添付)	
	特 徴	動物用医薬品(休薬期間なし)	
	予測される危害	変性(品質劣化)、異物混入等の不良品	
整腸剤	予 防 措 置	供給者の特定(動物用医薬品販売業許可を確認)	
ルーメン健胃薬		保管期限の遵守 (従事者教育)	
		個体の投与記録	
	供 給 者	医薬品販売業許可メーカー (C 社、D 社、E 社)	
	特 徴	自農場敷地から汲み上げ・貯水	
	予測される危害	異物、化学物質、病原微生物	
水 (井戸水)	予 防 措 置	定期の水質検査(許可証を確認)	
	供 給 者	自農場	
	特 徴	酪農用指定製品	
酸・アルカリ・	予測される危害	変性(品質劣化)	
酸性洗剤	予 防 措 置	酪農用指定品、有効期限の確認	
	供 給 者	酪農用製品の販売業者(F社)	

 作成年月日:
 年月日
 作成者:

 承認年月日:
 年月日
 責任者:

【例】 乳用牛農場における『製品説明書』

製	品 説 明 書		
製品名:生乳			
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	 生物的特性 体細胞数○○万個/ml 以下 細菌数○○万個/ml 以下 (注:乳等省令、酪農協の出荷基準及び自農場の衛生管理目標などを勘案して決定します。) 化学的特性 散度(乳酸%)0.18以下 動物用医薬品=残留基準遵守(食品衛生法) PCB・農薬・洗剤・殺菌剤・防虫防そ剤=ポジティブリスト制度の安全基準遵守 物理的特性 地重(15℃)1.028~1.034 異物の混入防止 		
2. 家畜・畜産物の出荷形態	生乳 100%		
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 毎日、出荷(5℃以下)→保冷配送 2. 乳業メーカーの規定に従って保証期限を決定		
4. 家畜・畜産物の 出荷先	指定運送業者(○○ミルク搬送会社) →○○農協クーラーステーション →契約メーカー(○○乳業)		
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	 出荷時の乳温 出荷時のアルコール凝集検査(陰性) 月3回の成分検査成績 (出荷禁止措置がとられた場合)理由書 		
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	 1. 保冷(4℃) して流通 2.		
7. 家畜・畜産物の用途	牛乳へ加工して販売(飲用または加工乳用)		
8. 予測される取り扱い	牛乳への加工 (UHT 殺菌)		
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 規定以外の殺菌方法 (無殺菌、UHT 以外の殺菌)2. 規定以外の保管方法 (常温保管、冷却不足)3. 規定以外の加工方法 (異物、化学物質混入)4. 賞味期限の誤表示		
10. 最終消費者の特定	1. 健康な成人/子供 2. 乳幼児/老人/病人 (ハイリスク者)		
	/左→± .		

 作成年月日:
 年月日
 作成者:

 承認年月日:
 年月日
 責任者:

【例】 肉用牛農場における『原材料及び資材リスト』

【例】 肉用牛農場	場における『原材料》	20質例リグト』		
原材料・資材リスト				
製品名:肉用牛				
原材料				
及び資材名		内 容		
	特 徴	7~8ヵ月齢 ホルスタインのメスと和牛の交雑種		
± 4.	予測される危害	病原微生物の汚染、注射針の残留		
素牛	予 防 措 置	ワクチン接種証明書		
	供 給 者	○○市場		
	特 徴	自家井戸水		
# <u>=</u> *	予測される危害	病原微生物、重金属類等の混入		
井戸水	予 防 措 置	水質検査実施 (年2回)		
		自家		
	特 徴	配合飼料 材質: マッシュアンドフレーク		
配合飼料	予測される危害	カビ、サルモネラ、異物の混入		
日日日 民門不不	予 防 措 置	成分票、サルモネラ検査証明書		
	供 給 者	○○飼料		
	特 徴	輸入飼料(アメリカ) 材質:乾草		
アルファベール	予測される危害	カビ、サルモネラ、異物の混入		
	予 防 措 置	受け入れ検査(目視検査)		
	供 給 者	○○農協		
	特 徴	輸入飼料(アメリカ) 材質:乾草		
チモシー	予測される危害	カビ、サルモネラ、異物の混入		
	予 防 措 置	受け入れ検査(目視検査)		
	供 給 者	○○農協		
	特 徴	配合飼料 材質: オールマッシュ		
二混特号		カビ、サルモネラ、異物の混入		
		受け入れ検査(目視検査)		
		○○農協		
		食品製造副産物 材質: 豆腐粕		
おから		カビ、サルモネラ、異物の混入、腐敗		
1 42/4 2		受け入れ検査(目視、臭気検査)		
	供給者	○○食品		
	特数	食品製造副産物 材質: ビール粕		
ビール粕	予測される危害	カビ、異物の混入、腐敗		
	予 防 措 置	受け入れ検査(目視、臭気検査)		
	供給 者	〇〇産業		
	特徵	乳酸菌 材質: 粉末		
アクレモ	予測される危害	カビ、腐敗、異物の混入		
	予 防 措 置	受け入れ検査(目視検査)		
	供 給 者	0000		

 作成年月日:
 年月日
 作成者:

 承認年月日:
 年月日
 責任者:

【例】 肉用牛農場における『製品説明書』

製品説明書					
製品:肉用牛	製品:肉用牛				
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 動物用医薬品残留基準遵守製品 2. 注射針混入に対して農場管理規範遵守製品 3. 24~28ヵ月齢の黒毛和牛(父牛)とホルスタ イン(母牛)の交雑種の肉用牛				
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 生体出荷: 4 t 車で5頭、10 t で12頭乗せ 2. 繋ぎ及びバラで出荷				
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 農場内で出荷トラックに積み込み後、輸送し、と畜場到着後までの間				
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. ○○食肉センター 2. 緊急出荷は地元○○食肉処理場				
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 品種8. ワクチン歴2. 出荷頭数9. 餌切り時間(半日)3. 素牛導入年月日10. 水質検査結果4. 個体識別番号11. 飼料給与記録5. 生年月日12. 血統6. 性別7. カルテ (病歴のある場合)				
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 輸送中は制限速度内で、横揺れに十分注意する 2. 夏場は出荷を1時間早める(9時を8時に変更)				
7. 家畜・畜産物の用途	1. テーブルミート用 2. 加工用				
8. 予測される取り扱い 1. 加熱後の喫食					
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 生食での喫食				
10. 最終消費者の特定	1. 健康な成人 2. 乳幼児・老人・病人等ハイリスク者				

 作成年月日:
 年月日
 作成者:

 承認年月日:
 年月日
 責任者:

【例】養豚農場における『原材料及び資材リスト』

原材料 及び資材名	[7] [2] [2] [7]	づける 原材科及い 	原材料・資材リスト		
原材料 及び資材名 特 後	制旦夕・即苔虫芯		示例 付 ・ 負 例 ク ハ ト		
及び資材名		/// / / / / / / / / / / / / / / / / /			
特 後 母豚 (LW雌豚) 子測される危害			内容		
世暦	及い質材名	H±、 /Wh	DEC (TYNHER)		
(購入母豚)	D 183				
横 総 者 ○○種豚会社 特 微 自家採精したD精液 病原微生物の汚染					
精液 (自家採精) 特	(購入母將)	7 17 12 -			
精液					
(自家採精) 子 防 措 置 自農場における一般的衛生管理の遵守 自家採精 特 微 配合飼料(有薬飼料) 材質:マッシュ 供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗 供給者品質保証 (共 給 者 ○○飼料会社 特 微 配合飼料(無薬飼料) 材質:マッシュ 供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗 が	ماريخ	1,0			
 供給者目家採精 特徴 配合飼料(有薬飼料) 材質:マッシュ 供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗 (供給者品質保証 供給 者 ○○飼料会社 特徴 配合飼料(無薬飼料) 材質:マッシュ (供給者品質保証 (共物質の混入 (共給者品質保証 (共給者品質保証 (共給者品質保証 (共給者品質保証 (共給者)) 水(大物質の混入 (共給者) (共給者品質保証 (共給者) (共給者品質保証 (共給者) (共給者) (共給者) (共治者) (共力) (共治者) (共治者)					
特 後 配合飼料(有薬飼料) 材質:マッシュ 子測される危害 供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗 供給者品質保証	(目家採精)				
予測される危害 供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗					
有薬飼料 予防措置 (供給者者) 供給者品質保証 (回向料会社) (対算:マッシュ (配合飼料) 材質:マッシュ 					
世	有薬飼料				
特 像 配合飼料 (無薬飼料) 材質:マッシュ 予測される危害 供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗。 抗生物質の混入 予 防 措 置 供給者品質保証 供 給 者 ○○飼料会社 特 後 地下水 予測される危害 病原微生物の汚染 予 防 措 置 水質検査 (年1回) 供 給 者 井戸 特 後 動物用医薬品 材質:抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など 予測される危害 品質劣化 ア 防 措 置 供給者品質保証 供 給 者 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載 特 後 動物用医薬品 ラ測される危害 品質劣化 中給 者 各薬品については「東品一覧表」に別途記載 特 後 動物用医薬品 特 後 動物用医薬品 特 後 動物用医薬品 特 数 可力チンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特 数 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	117/02/11				
無薬飼料					
無薬飼料		特 徴			
予防措置 供給者品質保証 供給者 予しまれる危害 予防措置 大質検査(年1回) 供給者 井戸 特数 財物用医薬品 材質:抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など 予測される危害 予防措置 供給者品質保証 供給者 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載 存数 財物用医薬品 特徴動物用医薬品 予測される危害 子別される危害 日質劣化 予防措置国家検定済 供給者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特徴混合飼料 特質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 日質劣化 予測される危害 日家検定済 日本 持数 財質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 方別される危害 日質劣化 日素を受済 日本 持数 日本 日本 提合飼料 大型・生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 日質劣化 日質劣化 日質劣化 日質劣化 日質劣化 日質劣化 日質劣化 日質劣化		予測される危害	供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗。		
世 名 者 ○○飼料会社	無薬飼料		抗生物質の混入		
特 徴 地下水 予測される危害 売 防 措 置 水質検査 (年1回) 供 給 者 井戸 特		予 防 措 置	供給者品質保証		
水 予測される危害 病原微生物の汚染 予防措置 水質検査(年1回) 供給者 井戸 特 働動物用医薬品 材質:抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など 予測される危害 品質劣化 予防措置 供給者品質保証 供給者 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載 特 動物用医薬品 予防措置 国家検定済 供給者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特 徴混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 品質劣化 予測される危害 品質劣化 予期される危害 品質労化 予期される危害 品質労化 予期される危害 品質労化 予期される危害 品質労化 予期される危害 品質労化 予期される危害 日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		供 給 者	○○飼料会社		
水質検査(年1回) 供給者 者 特 働物用医薬品 材質:抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など 品質劣化 予防措置 大門される危害 会薬品については「薬品一覧表」に別途記載 特 働物用医薬品 予測される危害 品質劣化 予防措置 国家検定済 供給者者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特 徴混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 混合飼料 機給者品質保証		特 徴	地下水		
子 防 措 置 供 給 者 井戸 特 徴 動物用医薬品 材質:抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など 予測される危害 品質劣化 子 防 措 置 供給者品質保証 供 給 者 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載 特 徴 動物用医薬品 予測される危害 品質劣化 子 防 措 置 国家検定済 供 給 者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特 徴 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 子 防 措 置 供給者品質保証	¬l¢	予測される危害	病原微生物の汚染		
薬品特徴動物用医薬品 材質:抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、 解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など予測される危害 子防措置 供給者品質保証 供給者 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載特 予測される危害 子り、措置 供給者 名をワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載特 供給者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載特 (複) 混合飼料 混合飼料視合飼料 混合飼料水質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 子別される危害 子間される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子間される危害 子側される危害 子間される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子間 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子間 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される見容 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側される危害 子側の 子側が見る 子側の 	/IC	予 防 措 置	水質検査(年1回)		
薬品 材質: 抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、 解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など 予測される危害 ウ 防 措 置 供給者品質保証 供給者 者 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載 特 徴 動物用医薬品 予測される危害 品質劣化 予 防 措 置 国家検定済 供給 者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特 徴 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 品質劣化 予 防 措 置 供給者品質保証		供 給 者	井戸		
薬品 解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など 予測される危害 品質劣化 予防措置 供給者品質保証 供給者 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載 特数 動物用医薬品 予測される危害 品質劣化 予防措置 国家検定済 供給者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特数 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 品質劣化 予防措置 供給者品質保証		特 徴	動物用医薬品		
薬品 予測される危害 品質劣化 予防措置 供給者品質保証 供給 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載 特別される危害 品質劣化 予防措置 国家検定済 供給者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特別会飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 品質劣化 予別される危害 品質劣化 予防措置 供給者品質保証	材質: 抗生物質、		材質:抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、		
予測される危害 品質劣化 予防措置 供給者品質保証 供給者 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載 特数 動物用医薬品 予測される危害 品質劣化 予防措置 国家検定済 供給者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特数 混合飼料 株質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 品質劣化 予期される危害 品質劣化 予防措置 供給者品質保証	東 日		解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など		
供給者 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載 特徴 動物用医薬品 予測される危害 品質劣化 予防措置 国家検定済 供給者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特徴 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 品質劣化 予防措置 供給者品質保証	米叩	予測される危害	品質劣化		
サ 徴 動物用医薬品 予測される危害 品質劣化 予 防 措 置 国家検定済 供 給 者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特 徴 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 品質劣化 予 防 措 置 供給者品質保証		予 防 措 置	供給者品質保証		
ワクチン 予測される危害 品質劣化 予防措置 国家検定済 供給者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特徴 混合飼料 水質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 品質劣化 予防措置 供給者品質保証		供 給 者	各薬品については「薬品一覧表」に別途記載		
ウ 防 措 置 国家検定済 供 給 者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特 徴 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸 など 予測される危害 品質劣化 予 防 措 置 供給者品質保証		特 徴	動物用医薬品		
予 防 措 置 国家検定済 供 給 者 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載 特 徴 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 品質劣化 予 防 措 置 供給者品質保証	ロカエン	予測される危害	品質劣化		
特 徴 混合飼料 材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸 など 予測される危害 予 防 措 置 供給者品質保証	9992	予 防 措 置	国家検定済		
材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸など 予測される危害 品質劣化 供給者品質保証		供 給 者	各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載		
混合飼料など予測される危害品質劣化予 防 措 置 供給者品質保証		特 徴	混合飼料		
混合飼料 予測される危害 品質劣化 予 防 措 置 供給者品質保証			材質:生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸		
予測される危害 品質劣化 予防措置 供給者品質保証			など		
	(年) (年) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	予測される危害	品質劣化		
供 給 者 ○○薬品		予 防 措 置	供給者品質保証		
		供 給 者	○○薬品		

作成年月日:	作成者:
承認年月日:	責任者:

【例】養豚農場における『製品説明書』

【例】後M長物におりる『表明説列音』				
製	品 説 明 書			
製品名:肥育出荷豚				
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	 三元交雑 (LWD) の肥育豚 約6ヵ月齢、115kgの肥育豚 ポジティブリスト制度の安全基準遵守 注射針における農場内管理基準遵守 			
2. 家畜・畜産物の出荷形態	 生体で出荷 出荷トラックへの積み込みにより出荷 			
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 農場内で出荷トラックへの積み込み後に輸送し、と畜場到着まで			
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. ○○と畜場→○○ミートグループ			
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	 出荷記録(出荷日、頭数、豚舎番号) 注射針残留の有無 薬品使用記録 ワクチン履歴 			
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 出荷豚運搬器材の洗浄と消毒 2. 出荷台の洗浄と消毒 3. 出荷トラックとタイヤの洗浄と消毒 4. 農場入場前の車両の消毒(入場マニュアルの遵守) 5. 適正な輸送			
7. 家畜・畜産物の用途	 加工用 テーブルミート用 			
8. 予測される取り扱い	1. 加熱調理			
9. 予測される誤った取扱いや使用	 消費者の購入後の誤った保存方法 消費者の購入後の消費期限の超過 生食及び不十分な加熱 			
10. 最終消費者の特定	出荷先の食肉加工会社が用途に応じて特定する (健康な成人、乳幼児、老人、病人等ハイリスク者)			
作成年月日:	作成者:			

承認年月日: <u>責任者:</u>

【例】採卵鶏農場における『原材料及び資材リスト』

T D 1 T T T T T T T T T T T T T T T T T		【例】採卵病長場にわける『原外科及び貨材サイト』 「			
集11日 25 - 44 - 45 - 17 + 18		原材料・資材リスト			
製品名:生食用殼	付別 □				
原材料	内 容				
及び資材名					
	特 徴	生体(品種:〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇)			
	予測される危害	病原微生物の持込			
大雛	予 防 措 置	①サルモネラ検査証明書			
		②ワクチン接種証明書			
	供 給 者	000			
	特 徴	地下水			
&br ⊞ →br	予測される危害	大腸菌、重金属類等の汚染			
飲用水	予 防 措 置	水質検査(1回/年)			
	供 給 者	自家農場			
	特 徴	主原料;とうもろこし、大豆粕等 材質:マッシュ			
lot-4	予測される危害	サルモネラの混入			
飼料	予 防 措 置	①成分表			
成鶏前期用		②サルモネラ検査証明書			
	供給者	○○○飼料㈱			
	特 徴	主原料;とうもろこし、大豆粕等 材質:マッシュ			
امارد	予測される危害	サルモネラの混入			
飼料	予 防 措 置	①成分表			
成鶏中期用		②サルモネラ検査証明書			
	供給者	○○○飼料㈱			
	特徵	主原料;とうもろこし、大豆粕等 材質:マッシュ			
Nata 4	予測される危害	サルモネラの混入			
飼料	予 防 措 置	①成分表			
成鶏後期用		②サルモネラ検査証明書			
	供給者	○○○飼料㈱			
	特 徴	生物学的製剤、国家検定合格済			
	予測される危害	取り扱い不備による不活化			
IB 生ワクチン	予防措置	国家検定済			
	供給者	○○○薬品㈱			
	<u> </u>				

 作成年月日:
 年月日
 作成者:

 承認年月日:
 年月日
 責任者:

【例】採卵鶏農場における『製品説明書』

製	品 説 明 書
製品名:生食用殼付卵	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 生食用殼付卵 2. 非遺伝子組み換え飼料での飼育
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 原卵出荷(インライン)
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 産卵当日出荷
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. 自社G Pセンター
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 採卵鶏の情報(日齢、給与飼料、ワクチン接種歴) 2. 鶏舎・鶏糞サルモネラ検査報告書(1回/月)
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. インラインによる出荷
7. 家畜・畜産物の用途	1. 生食用 2. 加工用
8. 予測される取り扱い	1. 生食卵として喫食 2. 温度管理された流通
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 消費者の保存の不適切(室温保存)
10. 最終消費者の特定	1. 一般消費者

 作成年月日:
 年月日
 作成者:

 承認年月日:
 年月日
 責任者:

【例】肉用鶏農場における『原材料及び資材リスト』

	【例】			
製品名:肉用鶏	//1	MINI KRIZZI		
原材料				
及び資材名		内。容		
24-2414	特 徴	伝染性気管支炎、マレック病ワク	 チン接種済み	
	予測される危害	病原微生物の持ち込み	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
初生雛	予 防 措 置	①サルモネラ検査証明書		
1/4 = 2,7/4	, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	②ワクチン接種証明書		
	供 給 者	○○種鶏場		
	特 徴	自家井戸水		
	予測される危害	大腸菌、有害物質の混入		
水	予 防 措 置	水質検査実施(年2回)		
	供給 者	自家地下水		
	特 徴	抗コクシジウム剤、飼料添加物入り	 材質:クランブル	
	予測される危害	カビ、腐敗、サルモネラ汚染		
前期飼料	予防措置	供給者の遵守証明書		
	供給者			
	特 徴	抗生物質、ビタミン添加物入り		
	予測される危害	カビ、腐敗、異物、サルモネラの混入	材質:マッシュ	
中期飼料	予防措置	①供給者の遵守証明書		
1,7,44,4,1		②サルモネラ検査証明書		
	供 給 者			
	特 徴	抗生物質、ビタミン添加物入り		
	予測される危害	カビ、腐敗、異物、サルモネラの混入	材質:マッシュ	
後期飼料	予防措置	①供給者の遵守証明書		
		②サルモネラ検査証明書		
	供給者			
	特 徴	無薬飼料	ure .	
	予測される危害	品質劣化、サルモネラ汚染	材質:マッシュ	
仕上げ飼料	予防措置	①供給者の遵守証明書		
		②サルモネラ検査証明書		
	供給者			
	特 徴	局方品	材質:液体	
精製水	予測される危害	品質劣化		
	予 防 措 置	供給者品質保証書		
	供 給 者	○○薬品		
仁 沈州 フュデロ	特 徴	生ワクチン	材質:凍結品	
伝染性ファブリ キウス嚢病(IB D) ワクチン	予測される危害	品質劣化		
	予 防 措 置	国家検定済、薬品会社遵守証明書		
	供 給 者	○○薬品		

 作成年月日:
 年月日
 作成者:

 承認年月日:
 年月日
 責任者:

【例】肉用鶏農場における『製品説明書』

製品説明書					
製品名:肉用鶏(生鳥)	_				
1. 家畜・畜産物の特徴・特性 1. 動物用医薬品残留基準遵守製品 2. 非遺伝子組み換え飼料での飼育					
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 通常期 8 羽、夏季 7 羽/コンテナ 2. 8,000 羽/回(4t トラック 4 台)				
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 農場内の斃死は農場の責任 2. 輸送中の斃死は運送会社の責任				
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1.○○食鳥処理場				
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	 1. 飼育舎の構造 2. 種鶏業者名 3. 品種及び系統 4. 素雛導入年月日及び飼育期間 5. 出荷数 6. 疾病及び事故履歴 				
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 夏期は7羽詰めで輸送する 2. 輸送中は制限速度内で、横揺れに十分注意する				
7. 家畜・畜産物の用途	1. 加工用 2. テーブルミート用				
8. 予測される取り扱い	1. 加熱後の喫食 2. 温度管理された流通				
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 消費者の保存の不適切(室温保存) 2. 生食での喫食				
10. 最終消費者の特定	一般消費者				

 作成年月日:
 年月日
 作成者:

 承認年月日:
 年月日
 責任者:

4. 工程一覧図(フローダイアグラム)及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認

HACCP チームは、以下に従い、工程一覧図並びに現状の工程内作業、日常作業及び生産環境を明確にし、文書化し、現場で確認し、必要に応じて更新し、保持しなければならない。

(1) 工程一覧図の作成

HACCP チームは、すべての作業工程の順序及び相互関係並びに原材料・資材が使用される工程の段階を図式化した工程一覧図を作成しなければならない。

- (2) 現状作業(工程内及び日常定期・不定期作業)の明確化
 - ① 工程内現状作業の明確化

HACCP チームは、すべての工程内作業の現状について、作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材及び作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述すること。

② 現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化

HACCP チームは、工程内作業以外で、日常的及び定期・不定期に実施しているすべての作業について、作業を実施する時期(間隔)・頻度及び作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材、作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述すること。

(3) 生産環境の文書化

- ① 敷地、畜舎等の施設、主な設備及び道路等周囲の状況を明確にしなければならない。
- ② 家畜間の交差感染又は畜産物への交差汚染の予防を考慮した、清浄度区分(ゾーニング)及び人、家畜、物の流れ(動線)を検討すること。
- ③ 敷地、道路、施設、主な設備等の配置を示した平面図上に、清浄度区分を明示し、人、家畜、物、生産物等の流れをトレースし、各種動線図を作成すること。
- (4) 工程一覧図及び現状作業、生産環境の現場確認

HACCP チームは、工程一覧図及び工程内現状作業、現状の日常作業及び定期・不定期作業、並びに生産環境は正しく現状を反映したものであることを現場で確認し、必要であれば修正しなければならない。

【解説】

- 1. 家畜・畜産物の生産に関わる原料、資材等の受入から作業工程の順序及び相互関係を図式 化した工程一覧図(フローダイアグラム)を作成します。
- 2. フローダイアグラムとあわせて、農場における現状作業を文書化して明確にします。便 宜上、主な生産工程に関わる作業を「工程内作業」とし、それ以外は、さらに「日常作 業」、「定期作業」および「不定期作業」に分類し、【例】2のような作業整理表にまとめ

ておきます。そして、1つ1つの作業ごとに、作業目的、作業頻度、作業を阻害する要因やそれを防ぐ注意点などを文書化します(次表のような「作業分析シート」にまとめると便利です)。

3. 農場内を生産環境に応じて区域分けし、それぞれの清浄度区分を決定します。農場の 平面図等に清浄度区分を色分けするなど解り易いように表示します。

清浄度区分区域(例)

区 分 1: パーラー室、搾乳室、分娩室、子豚舎 等

区分2: 牛舎、肥育施設、鶏舎、原料採取室等

区 分 3: 飼料保管庫、更衣室、事務所等

区 分 4:堆肥舎、浄化槽、畜舎内道路、 動力機械室、配電室等

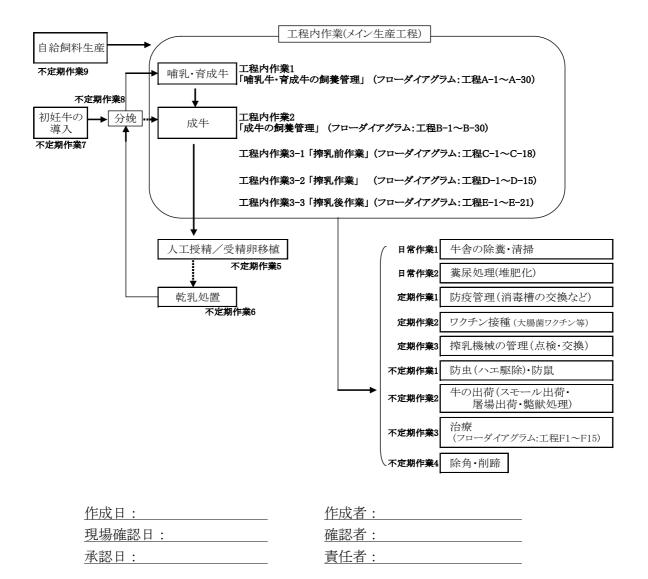
清浄度区分を示した平面図を基に、危害要因の清浄区への混入、交差汚染の防止に 配慮して、家畜、死亡家畜、飼料、水、糞尿、人、製品(卵、牛乳、家畜)等の動き の方向を矢印などで表示した「動線図」を作成し、文書化していきます。

- 4. 文書化したフローダイアグラム及び現状作業、生産環境が現状を正しく反映しているかを 現場で確認し、記録します。
- 5. フローダイアグラムの1つ1つの工程、作業分析シート等にはすべて番号をつけて整理することが推奨されます。これらの番号は整合性を取り、各作業分析シートがフローダイアグラムの中のどの作業を示しているかがわかるようにします。(これら1つ1つの工程、作業ごとに危害要因分析を行うため。第4章で詳述)
- 6. フローダイアグラム、作業を明確化した文書(作業分析シート)、農場の平面図や動線図を 作成することで、家畜・畜産物の生産工程や生産環境が明確になり、次のステップである 危害要因分析(第4章)へ進むことができます。
- 7. 現状作業を明確化した文書(作業分析シートなど)は、そのまま作業手順書として従事者の教育・訓練に活用することもできます。

乳用牛農場における文書化例1

【例】1-1 乳牛管理全体のフローダイアグラム

製品名:生乳



【説明】

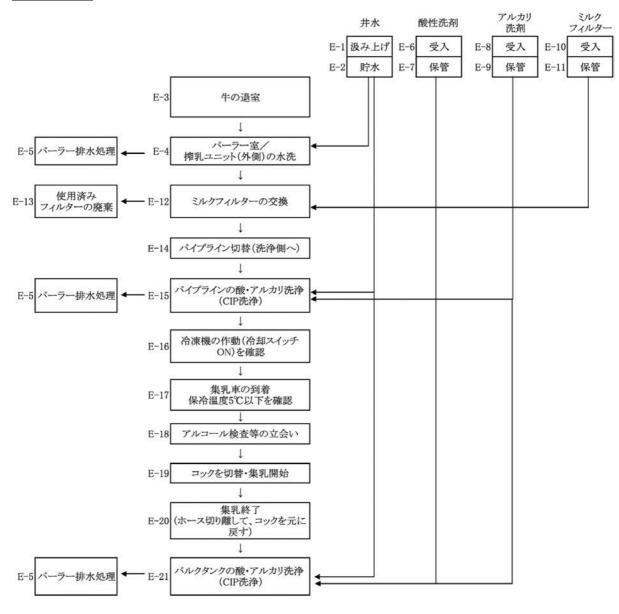
- ・上記の例では、すべての作業・工程の相互関係を示した、全体的なフローダイアグラムを作成しています。 すべての作業は、工程内・日常・定期・不定期作業に分類して、「作業整理表 (P48)」に整理しておきます。
- ・上記の例では、メイン生産工程(乳牛の飼養管理・搾乳)を「工程内作業」と規定し、さらに詳細なフローダイアグラム (P47) を作成して、生産工程を明確にしています。 また、フローダイアグラムと連動した作業分析シートも作成して (P49)、その作業内容を明確にします。
- ・「日常作業」「定期作業」「不定期作業」については、必ずしもフローダイアグラムを作成する必要はなく、作業分析シート(P50~52)等で管理します。

(ただし、必要があれば、これらの作業についてもフローダイアグラムを作成して工程をより明確にします。上記の例では「治療」については、フローダイアグラムを作成しています。)

乳用牛農場における文書化例2

【例】 1-2. フローダイアグラム 「3-3 搾乳後作業」

製品名:生乳



作成日:	作成者:
現場確認日:	確認者:
承認日:	責任者:

【例】 2. 作業整理表 <u>製品名:生乳</u>

	作業分類		作業分析シートの対応	フローダイアグラム の対応	作業頻度	
工程内	内作業					
		1-①	哺乳牛の飼養管理	A-1∼A-10		
1	哺乳牛・育成牛の飼養管理	1-2	育成牛(前期)の飼養管理	A-11~A-20	毎日	
		1-3	育成牛(後期)の飼養管理	A-21~A-30	•	
		2-①	周産期の飼養管理	B-1∼B-10		
2	成牛の飼養管理	2-2	必乳前~中期の飼養管理	B-11~B-20	毎日	
		2-3	泌乳後期の飼養管理	B-21~B-30		
		3-1①	バルクタンクの前殺菌(夜搾乳のみ)	C-1~C-5		
3-1	搾乳前作業	3-12	バルクタンクの温度確認 /パイプラインの前殺菌	C-6~C-10	毎日	
		3-13	搾乳用器具類の準備	C-11~C-18		
		3-2①	牛の区分・パーラーへの誘導	D-1~D-4		
3-2	搾乳作業	3-2②	前搾り・プレディッピング	D-5~D-9	毎日	
		3-23	ミルカー装着・離脱・ポストディッピング	D-10~D-15	ı	
		3-3①	パーラー室の洗浄	E-1~E-5		
3-3	搾乳後作業	3-3②	ミルクフィルター交換・ パイプライン切替・酸アルカリ洗浄	E-6~E-15	毎日	
		3-3③	生乳の保冷・出荷・バルクタンク洗浄	E-16~E-21	ı	
日常作	· 		•			
	上 本の松坐 >==	1-①	哺乳牛(カーフハッチ)・育成牛舎の清掃	日常作業1	= -	
1	牛舎の除糞・清掃	1-2	成牛舎の清掃	II	毎日	
2	糞尿処理	2-①	糞尿処理(堆肥化まで)	日常作業2	毎日	
定期化	<u> </u>					
		1-①	ゲート消毒装置の管理	定期作業1	週1回	
1	防疫管理	1-2	踏み込み消毒槽の管理	n.	1日1回 以上	
2	ワクチン接種	2	大腸菌ワクチン/アカバネ病ワクチン等 の接種	定期作業2	作業分析シー に記載 (ワクチンごと に規定)	
			真空圧、パルセーションサイクル等の 日常点検	定期作業3	作業分析シー に記載 (点検項目ごと に規定)	
3	搾乳機械の管理	3-2	ライナーゴム/パッキン類の交換	"	4ヶ月に 1回	
		3-3	ミルキングシステム 全体の点検 (メーカー依頼)	II	年1回	
不定期	排作業					
		1-①	防虫(ハエ駆除)			
1	防虫・防鼠		防鼠	n	•	
			スモール出荷			
2	牛の出荷	2-2	屠場への出荷(肉用売却)	n	•	
		2-3	整獣処理場への出荷	n	,	
	V4 (3-①	一般的な疾病の発見・診療	不定期作業3,F-1~F-10		
3	治療(病畜の発見・対応)	3-②	家畜伝染病を疑う疾病の対応	″,F-11∼F-15	·	
A	R今. 各. 当1 B本	4-①	除角	不定期作業4	•	
4	除角・削蹄	4-2	削蹄	II		
5	人工授精•受精卵移植	5-①	人工授精·受精卵移植	不定期作業5	都度	
	23 12.15	5-2	繁殖管理全般の手順	II	,	
6	乾乳処置	6	乾乳の手順	不定期作業6		
7	初妊牛の導入	7	初妊牛の導入手順	不定期作業7		
8	分娩	8	分娩牛の管理	不定期作業8		
		9-①	自給飼料生産の機械管理	不定期作業9		
		9-2	コーンの刈取り・サイレージ調製	n		
9	自給飼料の生産	9-3	牧草(混播)の刈取り・乾草の調製	jj	•	
9			•			
3		9-4	土壤管理・播種管理	"		

作成日:	作成者:	
承認日:	責任者:	

【例】3. 工程内作業分析シート

製品名	生乳		整理 No.	工程内作業 3-3 ②			
対象工程	ミルクフィルター交換・パイプラインの切り替え・パイプラインの酸アルカ リ洗浄						
作成日	平成 年 月	日	作成者				
現場確認日	平成 年 月	日	確 認 者				
承認日	平成 年 月	1 3	責任者				
			イン汚れ(微生物 のバルク乳混入を[刃)除去 防止して洗浄すること			
工 程 の	目的阳害要因——"	浄不良による微 パプライン切替	t生物生残 忘れによる洗剤の)混入			
内容	注		がって適正な洗浄 を確実に実施・記2				
	俥 田 沓 哭 材 ゜	レクフィルター 生洗剤 ③ ア	ルカリ洗剤 ④(CIP 自動洗浄装置			
	[準備作業]	[準備→本	[→後]作業				
現状実施手順	 ① 酸・アルカリ洗剤の受 a. 購入時、半年以上の b. 一般的衛生管理プロションを開発を表する。 ② 酪農指定ミルクフィックを表する。 ③ フィルターパイプ を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	全年以上の有効期限を確認・記録→パーラー横の冷暗所へ保管 ・管理プログラムの検証(半年ごと:農場巡回)で期限遵守を確認 ルクフィルター購入→資材庫へ保管 ・パイプ周辺の水洗→ミルクフィルターを交換・記録 (使用済みフィルターは一般ゴミで廃棄) ンの切替え(目視確認・2名記名) リ洗剤の残量確認 sh1」「Ready」表示を確認→自動洗浄 ON (前洗浄・アルカリ洗浄・酸性洗浄)の実施 シ点火状況・温度異常表示(低温警報)がないことを確認・記録 →エア吸い込み(圧送) て残った酸性洗剤の排出(レシーバージャー下排出口)					
記録・マニュアル類	搾乳日報						

【例】4. 日常作業分析シート

	l		1	市份工田、1丁	□ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
製品名	生乳			整理 No.	日常作業 1-②	
対象工程	成牛舎の清掃			1		
作成日	平成 年 月	月 日	作成	者		
現場確認日	平成 年 月	月日	確 認	者		
承 認 日	平成 年 月	月 日	責 任	者		
	工程の目的	清潔な牛舎の	の維持(乳生	中の快適性確保	・糞便汚染の防止)	
	目的阻害要因	③ オガクズ	た残飼・糞(不足(糞便	更等による微生 による牛体・乳	頭汚染)	
工程の内容	注 意 点	 ④ オガクズの管理不備によるクレブシェラ乳房炎の誘発 ① 下記手順にしたがって給水槽を清掃する ② 下記手順にしたがって飼槽・牛床を清掃する ③ 下記手順にしたがってオガクズを牛床に供給する ④ 3%石灰を混入・静置したオガクズを使用する 				
	使用資器材	①生石灰 ②ローダー ③箕 (み) (x ④マスク (き	オガクズ散る	重搬用) ⑥デ 布用)	槽用スコップ ッキブラシ	
		[学	準備→本→征	後]作業		
	【準備作業】 ① 生石灰 20kg× ② ローダーで攪割 ③ オガクズ集積所	拌→1 週間静	置		き をローダーで搬送	
現状実施手順	【本作業】 1日1回午前中(④ 牛床の除糞→ ⑤ ローダーで糞、 ⑥ 1ベッドあたり ⑦ 残飼の汚れ除。 ⑨ 給水槽の汚れ除。 ⑩ その他、牛舎 【後作業】 ⑪ 「牛舎作業日報	汚れたオガク 、オガクズを) 箕 1 杯を目 スコップで通 去(汚れがひ 余去(デッキ 各所に散乱し 片付け	ズと糞便を 除去 数にもかいかいない。 ないりかいがった は、ガランは がった は、ガランに がった は、ガランに がった は、ガランに がった は、ガランに がった は、カランに は、カランに がった は、カランに も、カランに も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も、カーと も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	通路へ除去 ・ベッド全体に- ローダーで除せ デッキブラシ値)→排水後、業 を清掃	云) 巨用)	
記録マニュアル類	牛舎作業日報		四17月~7、6、月日末	a.		

【例】5. 定期作業分析シート

	別下来刀切って ト			車欠て田 № 7	☆畑佐娄♀◎	
製品名	生乳			整理 No.	定期作業 3-②	
対象工程	ライナーゴム・パッキン類の交換					
作成日	平成 年 月	日	作成	者		
現場確認日	平成 年 月	日	確 認	者		
承認日	平成 年 月	日	責 任	者		
	工程の目的	ライナーコ	ゴム・パッキ	ン類の交換	(乳房炎の防止)	
工 程	目的阻害要因	交換忘れ(交換間隔の →ゴム類の		: (乳房炎の誘発)	
の 内 容	注 意 点	規定頻度	(4ヶ月に1	回) で交換	を実施	
		① ライフ	ナーゴム			
	使用資器材	② パッミ	キン類			
		[準	備→本→後]作業		
	【準備作業】					
	4ヶ月に1回、下記	4ヶ月に1回、下記作業を実施				
	① ライナーゴムを	ティートカ	ップの数(搾乳ユニット	、数×4本)、注文	
	② 搾乳ラインに沿·	って劣化パ	ッキン類が	あるかチェッ	ック→注文	
現	・とくにフィルタ	ーパイプ、	バルクタン	ク排水口周辺	辺をチェックする	
状宝	パイプライン継	ぎ目は(必	要に応じて)慎重に外し	、確実に閉める事	
現状実施手順	 【本方法】					
手順	③ ライナーゴムの-	一斉交換(手作業)			
	- ④ 劣化パッキン類(の交換(手作	乍業)			
	【後作業】					
	「⑤ ライナーゴム交換	魚・パッキ ン	· 粗	i	変乳日胡」 ヘ記録	
	(6) 交換後1週間は、					
	(異常があれば、				_ , -	
	(共市かめないは、	7年北貝江白	- HACCE 9	クー〜報音	y る/	
記録マニュアル類	搾乳日報					

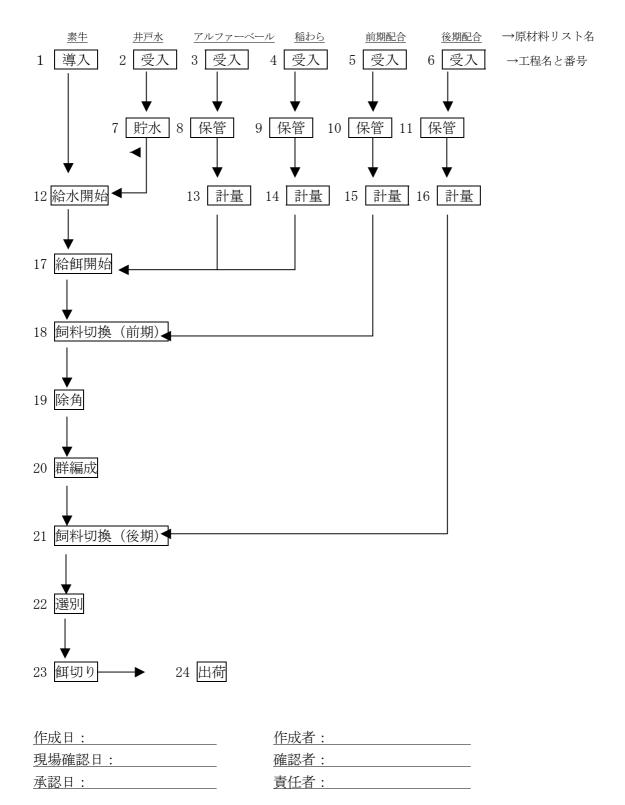
【例】6. 不定期作業分析シート

製品名	生乳		整理 No. 不定期作業 1-②		
対象工程	防鼠 (ネズミの駆除)				
作成日	平成 年 月	日	作成者		
現場確認日	平成 年 月	日	確認者		
承 認 日	平成 年 月	日	責任者		
	工程の目的	①農場内の ②防鼠剤の	ネズミ駆除 生乳汚染を防止したネズミ駆除の実施		
工程	目的阻害要因		駆除(ネズミによる疾病伝播の可能性) よる生乳汚染		
程 の 内 容	注 意 点		にしたがって駆除を実施 室、バルクタンク室への駆除剤散布は禁止		
谷	(1) 殺鼠剤 (2) 手袋 (3) ビニール袋 (4) サツマイモ				
	[準備→本→後]作業				
現状実施手順		イモを袋に入	 に殺鼠剤をまぶしたサツマイモを置いて		
いく。(パーラーとバルク室は禁止) ④ 翌日、サツマイモの状態を確認し、サツマイモが食べられて所に、再度殺鼠剤をまぶしたサツマイモを置いていく 【後作業】 ⑤殺鼠剤の設置箇所を「牛舎作業日報」に記録・署名する (パーラーとバルク室に設置していないことを確認)					
記録マニュアル類	牛舎作業日報				

肉用牛農場における文書化例

【例】1. フローダイアグラム

製品名: 肉用牛



【例】2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名:肉用牛			
日常作業項目	実施頻度	定期・不定期作業項目	実施頻度
25. 給餌管理	2 回/日	3 1. 牛舎消毒	週1回
2 6. 給水管理	2 回/日	32. ハエ駆除	不定期
27. 牛・飼槽の見回り	2 回/日	33. 除糞·敷料交換	週1回
28. 消毒槽の清掃	1回/日	3 4. 除草	不定期
29. ワラ切り	1回/日	35. 排水溝掃除	不定期
30. カッター整備	1 回/日	37. 牛舎の大掃除	不定期
		38. 踏込み消毒槽	1回/日
		39. ビタミン剤投与	ビタミン欠乏時
		40. 除角	導入後
		41. ネズミの駆除	不定期

 作成日:
 年月日
 作成者:

 承認日:
 年月日
 責任者:

【例】3. 工程内作業分析シート

1,72	7 1 1 1 未 力 勿 マ	•		
製品名	肉用牛		整理 No.	1
対象工程	導入			
作成日	平成 年	月 日	作成者	
現場確認日	平成 年	月 日	確認者	
承認日	平成 年	月 日	責任者	
	工程の目的	健康な素牛の導入		
工 程	目的阻害要因	搬入時の素牛・従業素牛からの病気の抗導入牛の逃走		
\mathcal{O}	注 意 点	ケガ・歩行状態の	雀認	
内 容		①セリ名簿 定表	⑤リフト	⑨導入判
	使用資器材	②導入台	⑥スコップ	
		③敷料(おがく)		
			ダー <u>⑧ブラシ</u> ★→※]作業	
現状実施手順	② 耳標番号と見 ③ 敷料を台をの 導入をか 等入をの (5) 導入作う 【実 トランと 変を施うを 下すりま ですっと 変がする。 (6) 等入に 変がする。 変がする。 変がする。 変がする。 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 では、 のでする。 のでする。 では、 のでする。 のです。 のです。 のでする。 のです。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のです。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のです。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでする。 のでです。 のでです。 のでです。 のでで、 のでです。 のでです。 のででで、 のででで、 のででで、 のでででででで、 のでででででで	フップと餌箱を掃除で 質数を確認する 違える アトで準備する で異するが業員は、長 手事する従業員は、長 等入台に付ける 出防止柵を隙間が出き で、牛が飛び出 で、牛が飛び出 く台を元の位置に戻っ で、大の位置に戻っ で、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大き	忍する 長靴の洗浄及び消毒、≦ 来ないように固定し、↓ してこないように注意	おがくずを十分に
記録 マニュアル類	素畜受け入れマ	ニュアル、飼養管理	記録簿	

【例】4. 工程内作業分析シート

製品名	肉用牛		整理 No.	2 2
対象工程	選別		<u> </u>	
作成日	平成 年	月 日	作成者	
現場確認日	平成 年	月日	確認者	
承認日	平成 年	月日	責任者	
	工程の目的	相場・市場に合わせがない牛の出荷の力		工薬剤残留や注射針残留
工和	目的阻害要因	治療歴の見落としん	こよる抗生物質・活	E射針の残留
工程の内容	注 意 点	品種・頭数・治療歴	歴の確認を確実に 行	庁なう
容	使用資器材		ごおり 第 ②注射針管 ④出荷判	
			<u></u>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
現状実施手順	【実施方法】 ② 出荷 2-3 F 健康を確認し して、出荷研 ③ 飼養管理記録 ④ 出荷送り状を	、動物用医薬品の 食認記録に選畜をチュ 最薄に選別記録を記力 と○○農協へ FAX する	の個体番号と月齢と	: 治療記録・目視により 注射針混入の有無を確認
		コピーをファイルす		
	⑥ 飼養管理記錄	禄簿・治療記録簿を 元	に戻す	
記録マニュアル類	素畜受入マニュ	アル、飼養管理記録終	尊、治療記録簿	

【例】5. 日常作業分析シート

1 1 3 0 : HI	所来分別ンー I							
製品名	肉用牛			整理 No.	2 5			
対象工程	給餌管理							
作成日	平成 年	平成 年 月 日 作成者						
現場確認日	平成 年	月日	確認	3 者				
承認日	平成 年	月 日	責任	者				
	工程の目的	牛の月齢、状態によ	より 必要	更に応じた飼	料給与			
工 程	①給与量のミス 目的阻害要因 ②高温、湿度による変敗 ③ネズミ・害鳥・害虫による汚染							
の 内	注 意 点	飼料の品質状況の確	権認の下	「での給与				
容	使用資器材	①ミキサーフィーダー ⑤配合設計表②フォークリフト③パレット④餌給与記録ノート						
		[準備→	本→後]作業				
現状実施手順	 ② リフトでパル ③ 前日の日誌で ④ ミキサーフィー 【実施方法】 ⑤ 粗飼槽をファーを制力を制力を制力に入れる ⑦ 配合飼料の糸 【後作業】 ⑧ フォークリン 	れる , ーダーを牛舎へ移動	計をのせ か確認を さ合する 舎 し、メ 一 る の位置に	さする が、手では ーターを確認	まぐしながら、適量 忍しながら配合飼料を			
記録マニュアル類	飼養管理記録簿							

【例】6. 定期作業分析シート

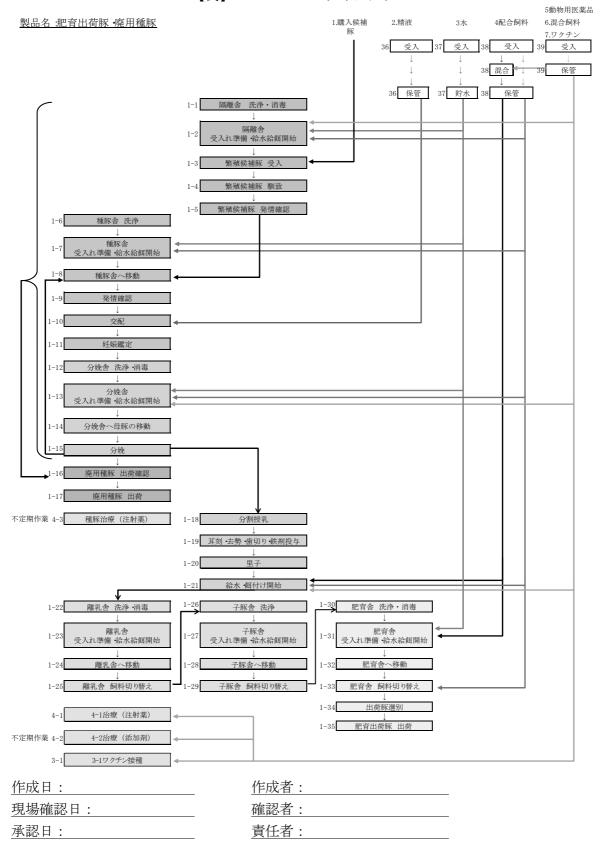
製品名	場で表力がフー 肉用牛	'	較珊 Ni~	2 1		
				3.1		
対象工程	牛舎消毒					
作成日	平成 年 月 日		作成者			
現場確認日	平成 年 月		確認者			
承認日	平成 年 月	E E	責任者			
工程の内容	工程の目的 場内の有害微生物を除去する・病気の予防					
	目的阻害要因場内に残存する有害微生物から牛への感染					
	注 意 点	消毒薬の希釈濃度を間違わないこと				
	使用資器材	① 消毒薬(○○○② 散布機 ③ 計量カップ ④ マスク ⑤ 合羽(ヤッケ)	(7)/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	半棒 型ホイールローダー		
	[準備→本→後]作業					
現状実施手順	【準備作業】 ① 牛房で除糞が十分されているか目視で確認する。されていない場合は、除糞作業のやり直しを行う ② 飼槽、通路、壁が清掃されているか、目視で十分に確認する。されていない場合は、清掃作業のやり直しを行う ③ マスク、合羽(ヤッケ)を着用する ④ 散布機タンクに水を 500L 入れる ⑤ 消毒薬○○○を 500cc 計量カップで量り、散布機タンクに投入する ⑥ 散布機タンクを攪拌棒で十分にかき回す 【実施方法】 ⑦ 散布機にて牛舎の床面、通路、壁、柱を十分に散布する(床面には 2 L/m²を散布する) ⑧ 散布機にて場内周辺を散布する ⑨ 十分に乾燥させる 【後作業】 ⑩ 散布機を洗車する					
	① 散布機を元の位置に戻す② 1 牛房あたりホイールローダー1 バケットの敷料を入れ、できるだけ深さを均等にする③ 牛を元の牛房に戻す					
記録マニュアル類	施設設備管理規 洗浄消毒衛生管	定書 理手順書(SSOP-3)	、洗浄消毒実施記	記録書		

【例】7. 不定期作業分析シート

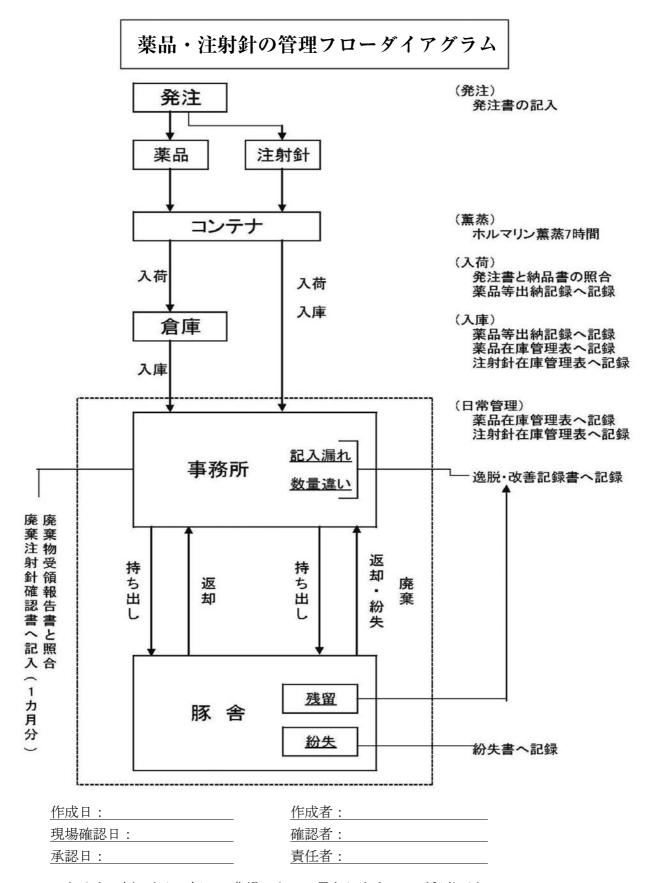
製品名	肉用牛	•	救珊 N	No	4 1	
対象工程						
	ネズミの駆除					
作成日	, , , , ,	月日	作成者			
現場確認日	1 ///-	月日	確認者			
承認日	平成 年	月日	責任者			
工程の内容	工程の目的 場内のネズミを駆除する					
	目的阻害要因	内阻害要因 ネズミによる有害微生物の伝播				
	注 意 点					
	使用資器材	⑤ 殺鼠剤⑥ 手袋⑦ ビニール袋⑧ サツマイモ				
	[準備→本→後]作業					
現状実施手順	【準備作業】 ①手袋を着用する、 ②殺鼠剤とサツマイモを袋に入れてよく混ぜる					
	【実施方法】 ③牛舎のネズミの出そうな所に殺鼠剤をまぶしたサツマイモを置いていく ④翌日、サツマイモの状態を確認し、サツマイモが食べられている場所に、再度殺鼠剤をまぶしたサツマイモを置いていく					
	【後作業】 ⑤殺鼠剤の設置状況を日報に記録する					
記録マニュアル類		定、殺鼠剤リスト ール記録(ネズミ管	理記録書)			

養豚農場における文書化例

【例】1-1. フローダイアグラム



【例】1-2. 薬品・注射針の管理フローダイアグラム



【例】2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名:肥育出荷豚・廃用種豚			
日常作業項目	実施頻度	定期・不定期作業項目	実施頻度
2-1従業員の農場入場	毎日	3-1ワクチン接種	2回/週
2-2給餌管理(人工乳給与)	2回/日	3-2豚舎内空間消毒	1回/週
2-3給餌管理(自動給餌ライン)	2回/日	3-3注射針の廃棄	1回/月
2-4給水管理	2回/日	4-1仔豚治療(注射薬)	不定期
2-5豚舎の見回り	2回/日	4-2仔豚治療(添加剤)	不定期
2-6踏込み消毒槽交換	1回/日	4-3種豚治療(注射薬)	不定期
		4-4虚弱豚の隔離	不定期
		4-5ハエ駆除	不定期
		4-6ネズミ駆除業者依頼	不定期

 作成年月日:
 作成者:

 承認年月日:
 責任者:

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】3. 工程内作業分析シート

	m去山类形,总		市分工田 入丁	1 10	
製品名	肥育出荷豚・廃		整理 No.	1-12	
対象工程	分娩舎の洗浄・	消毒			
作成日	平成 年	月日	作成者		
現場確認日	平成 年	月 日	確認者		
承認日	平成 年	月 日	責任者		
	工程の目的	分娩舎と器機材の衛	生状態を保つ		
T	目的阻害要因	サルモネラ汚染、有格	幾物、病原微生物の	残存	
工程の内容	注 意 点	徹底した洗浄、消毒、	乾燥		
内		①高圧洗浄機	④カッパ、手袋	、長靴	
容	使用資器材	②スコップ	⑤消毒薬		
		③一輪車	⑥工具		
	[準備作業]				
	①高圧洗浄機の点検、準備をする				
	②カッパ、手袋、長靴を装着する				
	③倉庫薬品保管庫から消毒薬を準備する				
現状実施手順	⑤ストール内と通 ⑥高圧洗浄機に ⑦室内乾燥をする(水 ⑨乾燥をする(糸 (温水洗浄の温度 水洗消毒マニュア [後作業] ⑩カッパ、手袋、 ⑪使用器具、器 ⑫有機物残存の	[器内の残餌を除去する ール内と通路の除糞をする 洗浄機にて温水洗浄(天井;壁;柵;床;フィーダー;かご) 可乾燥をする(約1日) をする(水洗消毒マニュアルに準ずる) きをする(約1日) 洗浄の温度、消毒薬名、消毒濃度は「分娩舎の 消毒マニュアル」に準ずる)			
記録マニュアル類	分娩舎の水洗消	毒マニュアル			

【例】4. 工程内作業分析シート

製品名	肥育出荷豚·	廃用種豚	整理 No.	1 - 14		
対象工程	分娩舎の洗浄	・消毒				
作成日	平成 年	月 日	作成者			
現場確認日	平成 年	月 日	確認者			
承認日	平成 年	月 日	責任者			
	工程の目的	分娩舎へ母豚を受入	hる			
_	目的阻害要因	サルモネラ汚染、病	原微生物の感染			
工程	注 意 点	衛生的な移動				
内		①仕切り板	⑤工具			
容	 使用資器材	②スコップ	⑥消毒薬			
		③分娩カード	⑦消毒槽			
		④ クリップ				
	[\(\frac{1}{1} \) \(\frac{1} \) \(\frac{1}{1} \) \(\frac{1} \) \(\frac{1}{1} \) \(\frac{1} \) \(1	[準備→	本→後]作業			
	[準備作業]	カカカロルと外ナーフ				
	0	各の確保と点検をする				
		②入り口に踏込み消毒槽を設置する ③倉庫薬品保管庫から消毒薬を準備し、消毒液を調整する				
		レパネルにて舎内温度		ע		
	_	消毒濃度は「踏込み消		こ準ずる)		
現	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		111///	, , ,		
状	[本作業]					
現状実施手順	⑤母豚の健康料	犬態を確認する				
手	<u> </u>	レから分娩舎へ母豚を				
順 		啄を導入後、尻止を設 は、				
	⑧分娩房毎に分娩カードをクリップにて設置する					
	[後作業]					
	 ⑨仕切り板を解除する					
	回任切り似を解除する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
	⑪倉庫薬品保管庫に消毒薬を返却する					
記録	分娩カード					
マニュアル類		作成マニュアル				
	分娩舎作業マニュアル					

【例】5. 日常作業分析シート

	111111111111111111111111111111111111111	<u>'</u>				
製品名	肥育出荷豚・房	落用種豚	3	整理 No.	2 - 2	
対象工程	給餌管理(人)	[乳の給与]				
作成日	平成 年	平成 年 月 日 作成者				
現場確認日	平成 年	月 日	確認	者		
承認日	平成 年	月 日	責任	者		
	工程の目的	哺乳子豚への栄養補	<u></u> 給	•		
	目的阻害要因	サルモネラ汚染、病原	微生物の感染	Ž.		
工程の内	注 意 点	衛生的な器具の取り担	ない			
内			湯水			
容	使用資器材	②バケツ ⑤.	•			
		③計量カップ	⑥分娩カード			
		[準備→フ	よ→後]作業			
	[準備作業]					
	①給餌対象豚を分娩カードで確認をする					
	②フィーダーを準備する					
		入れ用)、計量カップを				
TH	坐入上孔休官場	所から人工乳持ち出し	7年間を9つ			
現状実施手	 [本作業]					
実	(5)フィーダーを記	2置する				
	⑥フィーダー内は	こ人工乳を投入する				
順	⑦仔豚の摂取量を確認して、必要ならば溶きミルク					
	として給餌する					
	[後作業]					
	⑧バケツと計量カップの片付けと洗浄をする⑨仔豚の人工乳摂取状況を確認する					
	⊕大工乳保管場所に未使用の人工乳を返却する					
⇒n /a	しゅうくユーヤロレト 目 勿	カカドニントレステロマンフへユーザロで	· KCHP 7 W			
記録	分娩舎作業マニ	ュアル				
マニュアル類						

【例】6. 定期作業分析シート

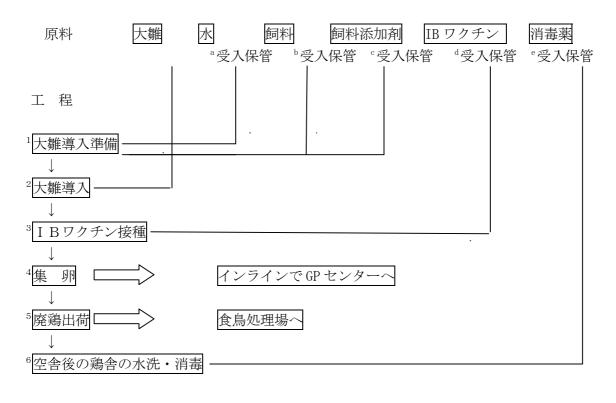
1 1 0. VEV	別作来分別シート					
製品名	肥育出荷豚・廃用種豚	整理 No. 3-3				
対象工程	注射針の廃棄					
作成日	平成 年 月 日	作成者				
現場確認日	平成 年 月 日	確認者				
承認日	平成 年 月 日 責 任 者					
	工程の目的 使用済み注射針の確認と廃棄					
工	目的阻害要因 豚体内残留がないことの	証明が出来なくなること				
工程の内容	注 意 点 廃棄数及び在庫数の不整な	合や記録忘れ				
容	使用資器材 ①注射針	②医療廃棄物ボックス				
	[準備→本→:	後]作業				
現状実施手順	[準備→本→後]作業 [準備作業] ①注射針管理担当者は、注射針の日常管理で、廃棄する注射 針を事務所の廃棄注射針保管場所にまとめておく [本作業] ②HACCP チームは「注射針在庫管理表」に記載のある月間の廃棄本数を計算する ③「注射針在庫管理表」の廃棄本数と現物の数を確認する ④HACCP チーム責任者に確認をしてもらい、「注射針在庫管理表」に確認印をもらう ③「廃棄注射針確認書」に注射針の種類・廃棄本数を記録する ⑥医療廃棄物ボックスに使用済みの注射針を廃棄する ⑦医療廃棄物処理業者に廃棄を依頼する [後作業] ⑧「廃棄注射針確認書」を専用ファイルに綴じる ⑨医療廃棄物処理業者からマニフェストが届いたらファイルに綴じる ⑩農場検証時にCCP注射針在庫管理チェック表の欄に廃棄の日付と本数を記録する					
記録マニアル類	注射針在庫管理表、廃棄注射針確認書、C	C P注射針在庫管理チェック表				

【例】7. 不定期作業分析シート

製品名	肥育出荷豚・廃用種豚 整理 No. 4-1				
対象工程	子豚治療 (注射		1		
作成日	平成年	月日	作成者		
現場確認日	平成年	<u>月</u> 日	確認者		
承認日	平成年	月日	責任者		
4 形 口			貝任日		
	工程の目的	疾病の治療	化粉 の成为。	しの母の	
	目的阻害要因	サルモネラ汚染、病原微 抗生物質の残留	生物の感染、圧射す	100%留	
エ		衛生的な器具の取り扱い	ン分針の母の		
工程の内容	注 意 点	抗生物質の残留	'、任务]亚[477天亩		
內		①注射器 ⑤消:			
容		9	ザ 州リ ールボックス		
	使用資器材	③薬品 ⑦筆	•		
			④ アルコール 8分娩カード		
現状実施手順	[準備→本→後]作業・ [準備作業] ①事務所保管庫から注射器、注射針を準備する ②薬品保管庫から獣医師の指示書に従った治療薬を準備する ③消毒綿をしつかりとアルコールに浸す ④各器具をツールボックスに収納して豚房を巡回する [本作業] ③体調不良豚を確認する ⑥獣医師の指示に従った用量・用法で治療薬を接種する ⑦一頭毎に注射針を取り換える ⑧治療記録に治療履歴を記録する [後作業] ⑨治療仔豚の状態を観察する ⑩使用後の注射針の本数の確認をし、注射針在庫管理表に記入し、 事務所内の廃棄物保管庫に廃棄する ①事務所にて注射器を水洗いし煮沸減菌する ②治療薬を薬品保管庫に返却し、薬品在庫管理表に記録する				
記録マニュアル類	獣医師の指示書 治療記録 薬品在庫管理表 注射針在庫管理表 注射針の管理マニュアル				

採卵鶏農場における文書化例

【例】1. フローダイアグラム (インライン方式)



 作成日:
 作成者:

 現場確認日:
 確認者:

 承認日:
 責任者:

【例】2. 衛生管理関連作業手順書整理表

	7777	
作業区分(番号)	作業内容	作業頻度
衛生管理規定		
従業員規定	従業員の衛生的行動	毎日
外来者規定	外来者の衛生的行動	毎日
飼料給与プログラム	基本的な飼料給与体系	都度
ワクチンプログラム	基本的なワクチンプログラム	都度
薬剤購入・保管手順書	薬剤の適切な管理	都度
薬剤等廃棄物処理	薬剤等の廃棄物の適切な処理	都度
トレサビリティ規定書	トレサビリティ台帳への記載	毎月
工程内作業	,	
大雛導入準備	大雛の導入準備	導入時
大雛導入	①大雛の導入	導入時
) ()) (1) (1) (1)	②導入鶏の健康確認	112 4 3
	③出荷元からの各種証明書の確認	
	④導入鶏の輸送記録の確認	
 I Bワクチン接種	IBワクチンの接種	都度
集卵	集卵、選別	毎日
	廃用鶏の出荷	出荷時
	①空舎後の水洗・消毒	
至日及少水加 16 年	②機械の整備 ③施設・設備の修理	土日区
日常作業手順書	の成成が正開 の地段 以間が1925年	
事務所・更衣室の清掃		 毎日
<u>第</u> 舎内の日常的管理	①踏込槽の消毒薬交換	 毎日
(鶏舎担当者が実施)	②給水・給餌管理 ③鶏の観察	μн
	④温度・湿度・換気・点灯の管理	
	⑤斃死鶏・淘汰鶏の処理	
	⑥害虫侵入対策⑦機械設備の正常作動の確	
	図音虫反バ対水の域域は 間の正常 下勤の権 認	
 除糞作業	除糞、鶏糞の処理、出荷	 定期
		上
<u> </u>		毎月
7.4.2.7.4	健康保能の強烈 生産性ウム	
体重管理	健康状態の確認、生産性向上	毎週
ネズミ駆除	専門業者委託と農場対策	毎月
設備機械の保守点検	保守点検と設備機械の清浄化	毎週
不定期作業		
不定期作業 鶏舎外の環境整備	①除草 ②清掃 ③石灰散布	都度

作成日:	年 月	日_	<u>作成者:</u>
承認日:	年 月	日	責任者:

【例】3-1. 工程内作業分析シート

製品名	生食用鶏卵(原卵)			整理 No.	1 8
対象工程	鶏舎の清掃・水洗・消毒				
作成日	平成 年	月 日	作成	者	
現場確認日	平成 年	月 日	確認	者	
承認日	平成 年	月 日	責 任	者	
	工程の目的	鶏舎の清浄化(空舎時))		
	目的阻害要因	病原微生物の残留			
工	注 意 点	徹底した消毒			
工 程 の		①動力噴霧器		⑥工具	⑪煙霧機
内容		②消毒薬、ホルマリン、薫ᅒ	核補助材	⑦ゴムべ	ラ
容	使用資器材	③ホウキ		⑧一輪車	
		④ スコップ		9検査材料	料採材器材
		⑤カッパ、手袋など		⑩コンプ	レッサー
		[準備→本-	→後]作	業	
	[準備作業]				
	①動力噴霧器の準備				
	②消毒薬の準備 ③ホウキ、スコップの準備				
		「ツノの準備 (カッパ、手袋など)の	淮借		
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(<i>/</i> / <i>/</i>	-1- \/H		
	[本作業]				
現状実施手順	⑤除糞作業				
実	⑥舎内清掃				
施手	⑦水洗・薫蒸ー	→ 換気			
上 順	⑧消毒①→乾燥				
	⑨消毒②→乾燥				
	⑩鶏舎内外の施設修理				
	⑪消毒③→乾燥				
	⑫ふき取り検査の採材				
	[後作業]				
	③使用器具機材の片付け(消毒保管)				
	2				
記録	空舎洗浄消毒作	業記録 モニタリン	グ記録		
マニュアル類		/ 消毒薬作製マニュア			

【例】3-2. <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 作業実施記録

鶏舎名: 号鶏舎 期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日

作業日程	作業項目	実施月日	作業者	確認者
1~5 日目	フード室・ラック下の掃除			
6~8 日目	天井・ラック上の掃除			
9 日目	水洗準備			
10~16 日目	水洗			
17 日目	天井スリット・集卵ベルト出入口・その他封鎖			
	ホルマリン薫蒸			
18日目	ガス抜き(換気)			
19日目	消毒(除糞ベルト、壁、床)			
20 日目	乾燥・舎内修理			
21 日目	消毒(餌樋、フ-ド室、床)			
22 日目	乾燥・舎内修理			
23 日目	消毒(ケ-ジ、舎内全体)			
24 日目	乾燥 ・拭取り検査採材			
25 日目	大雛導入			

消毒薬使用量:

洗浄消毒終了確認者:

確認年月日:

I	例)	3 -	- 3 .	<鶏舎の清掃・	・水洗・	消毒>	検査記録
ı	(V J J		Ο.	/ Vivi 口 ^ / l口 1/li	ノリトレロ	11714	

1/1/2	<u> </u>	100 H4 -4 D4	HUNGT	
1)目視検査	適	不適	日 付:	
2) サルモネラ検査	陰性 検査報告書:	陽性 年 月 日 受	責任者:	
処置記録		日付:	責任者:	

【例】3-4. 工程内作業分析シート

製品名	生食用鶏卵(原卵		整理 No.	1 4	
対象工程	大雛導入				
作成日	平成 年	月日	作成者		
現場確認日	平成 年	月日	確認者		
承認日	平成 年	月日	責任者		
	工程の目的	大雛の導入			
	目的阻害要因	病原性微生物の侵入	(ウイルス、細菌)		
	注 意 点	病原性微生物の侵入	(ウイルス、細菌)	防止	
工 程		①電球	⑥ホウキ	⑪台車	
の 内		②脚立	⑦捕鶏鉤(又	(は網)	
容	使用資器材	③工具類	⑧スコップ		
		④フォークリフト	⑨書類・伝票	1	
	⑤ベニヤ板・コンパネ ⑩鶏コンテナ				
		[準備→本-	→後]作業		
現状実施手順	[準備→本→後]作業 [準備作業] ①電球の点検 ②ウォーターピックの作動確認 ③飼料の確認 ④給餌機の作動確認 [本作業] ⑤トラックから鶏舎までの通路の確保 ⑥トラックから鶏コンテナを降ろす ⑦鶏コンテナをケージ前に配置 ⑧鶏をケージに入れる ⑨空鶏コンテナをトラックに戻す ⑩脱走鶏の捕獲 ⑪鶏収容後の導入羽数の確認および健康観察 [後作業]				
	③清掃④書類の確認				
記録		雑記録をもらう(ワク	チン接種歴、サルギ	モネラ陰性証明書)	
マニュアル	②大雛の導入記録	录表			
類	③書類・伝票			(注:P68参照)	

【例】3-5. 導入記録表

大雛の導入記録表				
1. 導入準備点検				
1) 導入鶏舎消毒の終了月日:平成 年	月 日			
2) 導入使用器材消毒の確認 : □ (チェ)				
3) 給水確認 : □ (チェッ				
4) 給餌機の作動等の確認 : □(チェ)				
5) 空調機の作動等の確認 : □(チェ)				
	ティック) チェック)			
7) 飼料(銘柄) 確認 : □	・エッッ ・ (チェック)			
確認年月日:	(アエジラ) 確認者:			
推応十万 口・	作的 .			
2. 大雛の導入実施記録				
導入年月日:平成 年 月 日 ~	月日			
鶏舎番号:				
1日目: 月 日 天候 気温	作業従事者(約 名)			
羽 数 :				
日 齢 :				
収容後の健康状態: 元気 元気なし				
事故死羽数 :				
事故原因: 外傷 圧死	熱死			
2日目: 月 日 天候 気温	作業従事者(約 名)			
	11 /10/03 11 (113 117)			
羽 数 :				
日 齢 :				
収容後の健康状態: 元気 元気なし				
事故死羽数:				
事故原因: 外傷 圧死	熱死			
3 日目: 月 日 天候 気温	作業従事者(約 名)			
<u> </u>	下来此事有(水) 石/			
羽 数 :				
日 齢 :				
収容後の健康状態: 元気 元気なし				
事故死羽数: 事故原因: 外傷 圧死	熱死			
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
17月来リーダー:	確 認 者 :			
3. 使用資器材の洗浄消毒記録				
実施年月日:				
実施者:				
対象資器材: コンパネ				
対象員品的: コンパイ その他				
C v 入口凸				
作業リーダー:				
確認者:				
作 吃 冶 .				

【例】4. 工程内作業分析シート

			l	T	
製品名	生食用鶏卵(原卵) 整理			1 5	
対象工程	IB ワクチン接種(飲水	投与)			
作成日	平成 年 月	作成	者		
現場確認日	平成 年 月	確 認	者		
承認日	平成 年 月	責任	者		
	工程の目的 IB 抗体	の付与			
	目的阻害要因 生ワクラ	チンの不活化			
工	注 意 点 調整時	つ温度管理			
一程 の	①薬液	自動混入器			
内	②スキ.	ムミルク			
容	使用資器材 ③ハイス	₿ K			
	④バケ:	ソ			
	[準備→本→後]作業				
	[準備作業]				
	①薬液自動混入器の準備				
	[実施方法]				
	②2 時間断水する ③バケツに水を入れスキムミルク、ハイポを溶かす				
				 	
	④ワクチンを③で作った				
現	⑤薬液自動混入器のワク		チューブを「	フクチン液にいれ	
実	薬液自動混入器経由の				
施 手	⑥ワクチン液がなくなっ				
順	⑦1 時間後、水道管のバ		M162.0		
	[後作業]	1. 5 E 1111. 2			
⑧ワクチン溶液の焼却処分⑨薬液自動混入器の内部洗浄を行う⑩給水の確認をする					
	●売小の推談をする				
<u></u>					
記録	①ワクチン投与記録 ②	廃棄物処理記	 録簿		
マニュアル類					

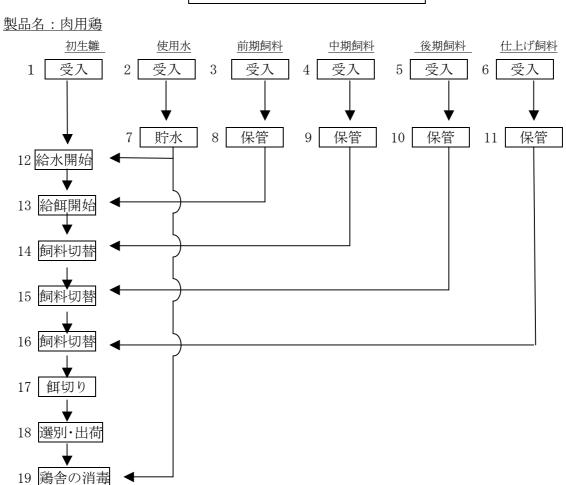
【例】5. 工程内作業分析シート

製品名	生食用鶏卵(原卵) 整理 No. 1 7		
対象工程	廃鶏出荷(業者依頼)		
作成日	平成 年 月 日 作)	戏 者	
現場確認日	平成 年 月 日 確!	認 者	
承 認 日	平成 年 月 日 責	任 者	
	工程の目的 廃鶏の出荷		
	目的阻害要因病害虫・病原微生物の侵		
工	注 意 点 病害虫・病原微生物の侵	· 入防止	
工程の内容	使用資器材		
	作業		
	[準備作業]		
	①廃鶏業者に依頼		
現状実施手順	[本作業] ②出荷伝票にサインする ③死鶏を廃棄処分する		
	[後作業]		
記録 マニアル類	廃鶏出荷記録		

肉用鶏農場における文書化例

【例】1. フローダイアグラム

製品工程図



 作成日:
 作成者:

 現場確認日:
 確認者:

 承認日:
 責任者:

【例】 2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名:肉用鶏			
日常作業項目	実施頻度	定期•不定期作業項目	実施頻度
20. 見回り	都度	26. 除糞	アウト後
21. 踏み込み消毒槽の薬	1回/日	27. 水洗	アウト後
液交換			
22. 事務所の清掃	1回/日	28. 消毒(1回目)	アウト後
23. 温•湿度、換気管理	都度	29. 消毒(2回目)	アウト後
24. 手指消毒槽の	1回/日	30. 煙霧消毒	アウト後
薬液交換			
25. 死亡・淘汰鶏の除去	1回/日	31. 鶏舎周辺の清掃	都度
		32. 除草	都度
		33. ネズミ駆除	都度
		34. 害虫駆除	都度
		35. IBDワクチン接種	3週齡時
		36. ND ワクチン接種	1週齢時と3週齢時

 作成年月日:
 年月日
 作成者:

 承認年月日:
 年月日
 責任者:

【例】3. 鶏舎の清掃・水洗・消毒 検査記録

1) 鶏舎目視検査	適	不適	日付:	
2)器具目視検査	適	不適	日 付: 責任者:	
3)細菌検査	サルモネラ菌:	: 10 未満 10 以 陰性 陽性 年 月 日 受		
処置記録		日付:		責任者:

【例】4. 工程内作業分析シート

製品名	ブロイラー			整理 No.	1
対象工程	初生雛の受け入れ				
作成日	平成 年 月 日		作成	者	
現場確認日	平成 年 月	日	確認	者	
承認日	平成 年 月	日	責任	者	
	工程の目的	健康な初生雛の気	受入と、	適切な飼育	開始
工	目的阻害要因	農場内での病気の 生産性の悪化	り蔓延		
工 程 の	注 意 点	ヒナ到着時の状態	は確認を	確実に行な	Ď
容	使用資器材	①台車②ヒナコンテナ③ブルーダー④チックガード			
現状実施手順	 ② 給水 メニップ ③ 給水ニップ ④ チック (新生) ⑤ (事) ⑤ (事) ⑥ (事) ○ (事) <l></l>	を設置 レをセットする トを敷き、撒き餌をいれる 時間の確認 ガード内の温度を が農場へ到着する よりヒナコンテナを ド内に解放する (箱の確認)	を行なう 確認する を降ろし		(季節により調整する。)
記録マニュアル類		アル、飼養管理記			

【例】5. 工程内作業分析シート

1011 0: THE	門下来刀切って				
製品名	ブロイラー			整理 No.	1 8
対象工程	選別・出荷				
作成日	平成 年	月 日	作成者		
現場確認日	平成 年	月 日	確認者		
承認日	平成 年	月 日	責任者		
	工程の目的	体重3~3.5 k g	の、薬剤残	留の無い健	康な鶏の出荷
_	目的阻害要因	薬剤残留 伝染性疾病の周辺・	への蔓延		
工程の内容	注意点	中期(有薬)飼料かの確認をしてから、			替が着実に行えたか
容	使用資器材	①レール②コンテナ③捕鳥器④チックガード			
現状実施手順	③ ホッパーを④ レール・コ【実施方法】⑤ 業者が鶏を⑥ トラックで【後作業】	の元電源を切る 上げる ンテナを鶏舎内に入 コンテナの中に入れ 食鳥処理場へ運搬 ールを運び出す 処理する		乗せてトラ	ックまで運ぶ
記録マニュアル類	出荷・選別マニ	ニュアル			

【例】6. 日常作業分析シート

製品名	ブロイラー		整理 No.	2 5
対象工程	死亡鶏、虚弱雞	鳥の除去		
作成日	平成 年	月 日	作成者	
現場確認日	平成 年	月 日	確認者	
承認日	平成 年	月 日	責任者	
	工程の目的	死亡鶏や虚弱鶏を研	雀実に取り除く	
工 程 の	目的阻害要因	死亡鶏や虚弱鶏から 生産性の低下	の伝染病の伝播	
内容	注意点	 死亡鶏、虚弱鶏抜き	き取り後は、手指の	D洗浄及び消毒を行う
	使用資器材	①紙袋 ②一輪車		
現状実施手順	いたら袋に入れ ③虚弱雛は、浴 ④死亡鶏及び浴 ⑤死亡鶏が前日	鶏舎内に入り、死亡 れる。 園汰する。 園汰鶏の羽数を日報に	ご記録する。 合、または一カ所で	鳥や異常のある虚弱鶏が ご異常に死亡している場 長へ連絡する。
記録マニュアル類	飼養管理記録網	等		

【例】7. 定期作業分析シート

【例】 7. 疋县	別作業分析ン一	- N	1	
製品名	ブロイラー		整理 No	o. 2 8
対象工程	消毒(1回目)			
作成日	平成 年	月 日	作成者	
現場確認日	平成 年	月 日	確認者	
承認日	平成 年	月 日	責任者	
	工程の目的	鶏舎内の有害微生物	の消毒	
工 程	目的阻害要因	消毒不足による有質	手微生物の鶏舎内へ	の残存
の内容	注 意 点	指定された濃度の薬	薬液で消毒する	
容		①カチオン系動物月	殺菌消毒薬	
	使用資器材	②発泡ノズル		
		③動力噴霧器		
現状実施手順	② 貯水タンク③ 計量カップ④ 動力噴霧器【実施方法】⑤ 動力噴霧器⑥ 発泡ノズリ⑦ 鶏舎の天井	器のホースに、発泡 / アに水を 500L 溜める プでを動物用殺菌消毒器のホースを鶏舎内に 器のホースを鶏舎内に のスイッチを入れるシを開き、ノズルから サ→壁→床面の順で、	i薬 10L 計量し、タ 持っていく 泡状の消毒液が出	ンク内に入れる。
	【後作業】 ⑧ 日報に記録 ⑨ 一昼夜乾燥			
記録	施設設備管理規			
マニュアル類		デ理手順書 (SSOP-3)	洗浄消毒実施記錄	書
l	l .			

【例】8. 不定期作業分析シート

製品名	ブロイラー			整理 No.	3 3
対象工程	ネズミ駆除				
作成日	平成 年 月 日 作		作成	者	
現場確認日	平成 年 月	日	確認	者	
承認日	平成 年 月	日	責 任	者	
	工程の目的	農場内のネズミ	を駆除す	る	
エ	目的阻害要因	ネズミによる有質	害微生物	の伝播	
主程の内容	注 意 点				
容	使用資器材	①殺鼠剤(畜・乳 ②サツマイモ ③手袋 ④ビニール袋	鲁 舎内及	び周辺散布用])
現状	【準備作業】 ① 手袋を着用 ② 殺鼠剤とサ	する ツマイモを袋に入	ふれてよく	く混ぜる	
現状実施手順	④ サツマイモ 鼠剤をまぶ【後作業】		サツマイン設置する	イモが食べられ	イモを置いていく れている場所に、再度殺
記録マニュアル類	そ族害虫管理規 殺鼠剤リスト	記定書 ペストコントロー	ール記録	書(ネズミ管	理記録書)

第4章 一般的衛生管理プログラムの確立とHACCP 計画の作成

HACCP チームは、次の手順により定める衛生管理システムの基礎となる一般的な衛生管理プログラム(以下「一般的衛生管理プログラム」という)を確立するとともに HACCP 計画を作成し、それに基づく活動を実施し、運用し、その有効性を確実にしなければならない。

1. 一般的衛生管理プログラムの確立

HACCP チームは、安全な家畜又は畜産物の生産を行うため、次により、一般的衛生管理プログラムを確立しなければならない。

- (1) 一般的衛生管理プログラムを確立する場合、家畜伝染病予防法第12条の3に基づく 飼養衛生管理基準を基礎とし、適切な情報(法令・規則、家畜衛生管理ガイドライン、 コーデックス委員会の「食品衛生の一般原則に関わる規則」及び「危害要因分析必須 管理点(HACCP)システム及びその適用のためのガイドライン」等)に基づくものと すること。管理方法は、作業手順書、作業マニュアル等の文書により定めること。そ れぞれの一般的衛生管理プログラムは、第II 部の畜種別衛生管理規範を参考にすること。
- (2) 一般的衛生管理プログラムの検証は、計画的に実施され、検証結果に基づき、必要に 応じて修正すること。また、当該検証及び修正は記録し、当該記録は保持すること。
- (3) 一般的衛生管理プログラムの維持管理のための活動は、文書化すること。

【解説】

- 1. 一般的衛生管理プログラムは次の目的で確立します。
 - ① 生産環境を通じた、畜産物への危害の混入防止のための管理
 - ② 生産環境における衛生的な状態の維持管理
 - ③ 感染症、疾病の予防に関連する管理
 - ④ 法令・法規制の遵守に関連する管理
 - ⑤ 畜産物回収に備えたトレーサビリティに関連する管理
 - ⑥ 各管理にはアニマルウェルフェアの視点を考慮する
- 2. 一般的衛生管理プログラムは認証基準 第Ⅱ部・畜種別衛生管理規範を参考に構築します。
- 3. 一般的衛生管理プログラムの作成は、まず、現状作業を整理して文書化し(第3章で述べた作業分析シートなど)、記録類を整備することから始めます(下記参考1参照)。その上で、家畜伝染病予防法(飼養衛生管理基準)や各種法令に適合しているかを確認します。作業分析シートに盛り込めなかった部分があれば、別に作業マニュアルなどを作成することにより補完します。
- 4. これらの一般的衛生管理プログラムは、例示(参考1:P85~87、参考2:P88) したような一覧表に整理しておきます。その際、少なくとも飼養衛生管理基準と照らし合わせて、漏れの無いことを確認します。

- 5. 一般的衛生管理プログラムを作成したら、計画的に検証し、検証結果および改善事項 は記録しておきます(第4章3.(5)で詳述)。
- 6. このように、一般的衛生管理プログラムを整備することで、農場における基本的な衛生レベルが整います。すなわち、一般的衛生管理プログラムは、HACCP 導入の前提条件といえます。

(参考1-1) 飼養衛生管理基準(牛)と一般的衛生管理プログラム関連表

	飼養衛生管理基準	一般的衛生管理プログラム	記録類					
т	 1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	外部コミュニケーション規定	HACCP委員会議事録					
_	- 多田内及に関する取利的報の記述サ		外部コミュニケーション記録					
п	2 衛生管理区域の設定	畜舎見取り図 (ゾーニング) 動線図	_					
	衛生管理区域への病原体の持込みの防止							
	3 衛生管理区域への必要のない者の立 入りの制限	防疫作業手順書	来場者記録					
	4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	防疫作業手順書(消毒マットの設置) 導入・出荷・斃獣処理作業手順書	_					
ш	5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の 消毒	防疫作業手順書(踏込消毒層の設置) 導入・出荷・斃獣処理作業手順書	_					
	6 他の畜産関係施設等に立ち入った者等 が衛生管理区域に立ち入る際の措置	防疫作業手順書(消毒マットの設置) 導入・出荷・斃獣処理作業手順書	来場者記録					
	7 他の畜産関係施設等で使用した物品等 を衛生管理区域に持ち込む際の措置	防疫作業手順書(消毒マットの設置) 導入・出荷・斃獣処理作業手順書	来場者記録					
	8 海外で使用した衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	来場者記録(来場者記録簿に注意書き を提示)	来場者記録					
	野生動物等からの病原体の侵入防止							
IV	9 給餌設備、給水設備等への野生動物の 排せつ物等の混入の防止	原材料/資材に受入・保管工程の危害 分析表 飼料・水の給与 作業手順書	施設内清掃チェックリスト					
10	10 飲用に適した水の給与	原材料資材リスト/原材料の危害分析 表	_					
	11 家畜の死体の保管場所	緊急事態対応マニュアル	個体識別番号記録簿 化製業者伝票					
	衛生管理区域の衛生状態の確保							
v	12 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は 消毒等	牛舎の清掃・除糞 作業手順書	_					
	13 空房又は空ハッチの清掃及び消毒	牛舎の清掃・除糞 作業手順書	_					
	14 密飼いの防止	導入・出荷 作業手順書 導入時の密飼い防止	_					
	家畜の健康観察と異状が確認された場合の	D対処						
	15 特定症状が確認された場合の早期通 報並びに出荷及び移動の停止	教育・訓練プログラム 緊急事態対応マニュアル	内部コミュニケーション記録 教育・訓練プログラム (緊急時の) 修正・是正措置管理表					
VI	16 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	教育・訓練プログラム 緊急事態対応マニュアル	内部コミュニケーション記録 教育・訓練プログラム (緊急時の)修正・是正措置管理表 獣医師の診療記録					
	17 毎日の健康観察	牛舎の清掃・除糞 作業手順書	作業日誌					
	18 家畜を導入する際の健康観察等	導入・出荷 作業手順書	作業日誌					
7111	19 家畜の出荷又は移動時の健康観察等 20 埋却等の準備	導入・出荷 作業手順書 緊急事態対応マニュアル	作業日誌					
AIII	21 感染ルート等の早期特定のための記	緊急事態対応マニュアル 緊急事態対応マニュアル	個体識別番号記録簿					
	録の作成及び保管	200 7 1871/U · / /*	外部コミュニケーション記録簿					
	区 大規模所有者に関する追加措置		T					
IX	22 獣医師等の健康管理指導	管理獣医師による巡回指導	_					
	23 通報ルールの作成等	緊急事態対応マニュアル	<u> </u>					

作成日:	作成者:
承認日:	責任者:

(参考1-2) 飼養衛生管理基準(豚)と一般的衛生管理プログラム関連表

	飼養衛生管理基準	一般的衛生管理プログラム	記録類
_		外部コミュニケーション規定	外部コミュニケーション記録
1	1 家畜防疫に関する最新情報の把握等	教育・訓練プログラム	HACCP会議議事録
П	2 衛生管理区域の設定	農場平面図・動線図、看板の設置	_
	衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
	3 衛生管理区域への必要のない者の立		+10 + 10
	入りの制限	入場手順書、看板設置	来場者記録
	4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	入場手順書	
	5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の	踏込み消毒層設置手順書(作業分析	
	消毒	シート) 入場手順書	_
	6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設		
Ш	置及び使用	入場手順書(作業分析シート)	_
	7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等	入場手順書	本相 ≠到組
	が衛生管理区域に立ち入る際の措置	八场于順音	来場者記録
	8 他の畜産関係施設等で使用した物品等	入場手順書	来場者記録
	を衛生管理区域に持ち込む際の措置	7	作業終了報告書(外部業者依賴時)
	9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置	来場者記録の確認	来場者記録
		食品残渣受入保管手順書(作業分析	
	10 処理済みの飼料の利用	シート)	受入記録
	野生動物等からの病原体の侵入防止		
		原材料受入保管手順書(作業分析シー	
	11 給餌設備、給水設備等への野生動物	ト) 次かかかか、かなかかずない。	_
IV	の排せつ物等の混入の防止	資料給餌・給水作業手順書(作業分析 シート)	
			水質検査記録
	12 飲用に適した水の給与	業分析シート)	消毒薬投入記録
	13 家畜の死体の保管場所	緊急時対応マニュアル	化製業者伝票
	衛生管理区域の衛生状態の確保		
	14 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は	(豚舎、注射器、器具、トラック等	_
٧	消毒等	の)洗浄消毒手順書 各豚舎導入前洗浄・消毒作業手順書	
	15 空房又は空ハッチの清掃及び消毒	(作業分析シート)	_
	16 密飼いの防止	生産計画書 (基本頭数の設定)	豚舎導入(頭数)記録
	家畜の健康観察と異状が確認された場合の	D対処	
	17 特定症状が確認された場合の早期通	特定事項への備え(伝染病)	教育・訓練記録
	報並びに出荷及び移動の停止 18 特定症状以外の異状が確認された場	教育・訓練プログラム 特定事項への備え	外部コミュニケーション記録
	18 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	教育・訓練プログラム	_
VI		教育・訓練プログラム、農場見回り手	
	19 毎日の健康観察	順書(作業分析シート)	日報、巡回記録
	20 家畜を導入する際の健康観察等	導入豚受入保管手順書(作業分析シー	導入豚記録簿
	STAC STATE OF STAT	ト) 山井坂山井海供玉崎寺 (佐米八七)。	(4.50.5. Heriodol (1.
	21 家畜の出荷又は移動時の健康観察等	出荷豚出荷準備手順書(作業分析シート)	出荷記録
VII		家畜保健衛生所への届出	報告書
	23 感染ルート等の早期特定のための記	入場手順書	来場者記録
νШ	録の作成及び保管	八勿丁順音	不勿日 記郵
	大規模所有者に関する追加措置		
IX	24 獣医師等の健康管理指導	管理獣医師との契約	巡回記録
	25 通報ルールの作成等	特定事項への備え、教育訓練プログラ	教育・訓練記録
		<u> </u> 4	外部コミュニケーション記録

_作成日:	作成者:
承認日:	責任者:

(参考1-3) 飼養衛生管理基準(鶏)と一般的衛生管理プログラム関連表

1 1 家畜防疫に関する最新情報の把握等 コミュニケーション規定書 外部コミュニケーション記 2 衛生管理区域の設定 農場の平面図(衛生管理区域の設定) 一	録
□ 2 衛生管理区域への病原体の持込みの防止 3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止 3 衛生管理区域への必要のない者の立 入りの制限 4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 5衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 5衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る 著の消毒 6衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置 及び使用 7他の畜産関係施設等に立ち入る精質 が衛生管理規定書 クキオの衛生管理規定書 の衛生管理規定書 の衛生管理規定書 の衛生管理規定書 の衛生管理規定書 の衛生管理規定書 の衛生管理規定書 の衛生管理と域に立ち入る際の措置 別他の畜産関係施設等に立ち入るた者等 が衛生管理区域に立ち入る際の措置 別他の畜産関係施設等で使用した物品等 を衛生管理区域に持ち込む際の措置 別権の高速関係施設等で使用した初品等 を衛生管理区域に持ち込む際の措置 の海外で使用した表服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置 の海生管理規定書 の海生管理と域に持ち込む際の措置 の海生管理と域に持ち込む際の措置 の海外で使用した表服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置 の海外で使用した表服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置 の事かりでの情に表別である場合に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	
3 衛生管理区域への必要のない者の立	
及りの制限	
4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 「高生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の衛生管理規定書 者の消毒 「高衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置	
4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 「高生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の衛生管理規定書 者の消毒 「高衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置	
1	
番の消毒	
□ 「	
及び使用 7他の畜産関係施設等に立ち入った者等 が衛生管理区域に立ち入る際の措置 8他の畜産関係施設等で使用した物品等 を衛生管理区域に対ち込む際の措置 9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置 9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置 野生動物等からの病原体の侵入防止 10 給餌設備、給水設備等への野生動物 の排せつ物等の混入の防止 11飲用水の消毒 12野生動物の侵入防止のためのネット等 の設置、点検及び修繕 13ねずみ及び害虫の駆除 13ねずみ及び害虫の駆除 14 家きんの死体の保管場所 衛生管理区域の衛生状態の確保 15 家きん舎等及び器具の定期的な清掃 又は消毒等 16 空房又は空ケージの清掃及び消毒 第舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 「独立のサルール規定書」 「防鼠季配の事理手順書」 「防鼠業者の作業報告書」 「防鼠業者の作業報告書」 「防鼠業者の作業報告書」 「防鼠業者の作業報告書」 「防鼠素の日常的管理手順書」 「防鼠業者の作業報告書」 「防鼠業者の作業報告書」 「防鼠素の日常的管理手順書」 「大国・海の軍・潜電の政権、「大国・大国・海の日常的管理手順書」 「大国・大国・大国・大国・大国・大国・大国・大国・大国・大国・大国・大国・大国・大	
7他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理反域に立ち入る際の措置	
8他の畜産関係施設等で使用した物品等	
8他の畜産関係施設等で使用した物品等	
9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域 に持ち込む際の措置 野生動物等からの病原体の侵入防止 10 給餌設備、給水設備等への野生動物 の排せつ物等の混入の防止 11飲用水の消毒 IV IV 12野生動物の侵入防止のためのネット等 の設置、点検及び修繕 13ねずみ及び害虫の駆除 14 家きんの死体の保管場所 衛生管理区域の衛生状態の確保 15 家きん舎等及び器具の定期的な清掃 又は消毒等 16 空房又は空ケージの清掃及び消毒 第舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 防鼠季化トロール規定書 防鼠季化トロール規定書 防鼠季に割り 防鼠季に関連 防鼠季を表しい。 ア亡鶏・滞留卵取扱い手順書 衛生管理区域の衛生状態の確保 16 空房又は空ケージの清掃及び消毒 第舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 多種手順書に網羅 16 空房又は空ケージの清掃及び消毒 第舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 多種手順書に網羅 16 空房下)の水洗・消毒規定書 第舎(空舎時)の水洗・消毒規定書	
に持ち込む際の措置	
野生動物等からの病原体の侵入防止 10 給餌設備、給水設備等への野生動物 鶏舎内の日常的管理手順書 衛生ペトロール規定書 11飲用水の消毒 飲用水の水質検査規定書 水質検査証明書 衛生ペトロール規定書 12野生動物の侵入防止のためのネット等 3名ずみ及び修繕 13ねずみ及び害虫の駆除 防鼠手順書 防鼠委託契約書	
10 給餌設備、給水設備等への野生動物 鶏舎内の日常的管理手順書 衛生パトロール規定書 11飲用水の消毒 飲用水の水質検査規定書 水質検査証明書 衛生パトロール規定書 12野生動物の侵入防止のためのネット等 鶏舎 (空舎時)の水洗・消毒規定書 の設置、点検及び修繕 第生パトロール規定書 13ねずみ及び害虫の駆除 防鼠委託契約書 防鼠委託契約書 14 家きんの死体の保管場所 死亡鶏・滞留卵取扱い手順書 衛生管理区域の衛生状態の確保 15 家きん舎等及び器具の定期的な清掃 発電手順書に網羅 2 スは消毒等 名種手順書に網羅 12 家營以の防止 鶏舎 (空舎時)の水洗・消毒規定書 鶏の導入手順書 3 家營以の防止 鶏舎 (空舎時)の水洗・消毒規定書 鶏の導入手順書	
の排せつ物等の混入の防止 衛生パトロール規定書 飲用水の消毒 飲用水の水質検査規定書 (新用水の消毒 (空舎時)の水洗・消毒規定書 (当るまとの変に (できゅう)の水洗・消毒規定書 (当るまとの変に (できゅう)の水洗・消毒規定書 (空舎時)の水洗・消毒規定書 (空舎時)の水洗・消毒規定書 (空舎時)の水洗・消毒規定書 (空舎時)の水洗・消毒規定書 (空舎時)の水洗・消毒規定書 (空舎時)の水洗・消毒規定書 (空舎時)の水洗・消毒規定書 (空舎時)の水洗・消毒規定書 (空舎時)の水洗・消毒規定書 (ごををきゅう)の水洗・消毒規定書 (ごをきゅう)の水洗・消毒規定書 (ごをきゅう)の水洗・消毒 (ごをきゅう)のえば (ごをきゅう)のえ	
IV II飲用水の消毒	
IT 取用水の消毒 衛生パトロール規定書 12野生動物の侵入防止のためのネット等	
■ 12野生動物の侵入防止のためのネット等 第舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 第会(空舎時)の水洗・消毒規定書 第会(空舎時)の水洗・消毒規定書 第金(空舎時)の水洗・消毒規定書 防鼠業者の作業報告書 防鼠委託契約書 14 家きんの死体の保管場所 死亡鶏・滞留卵取扱い手順書 衛生管理区域の衛生状態の確保 15 家きん舎等及び器具の定期的な清掃 第舎内の日常的管理手順書 又は消毒等 4種手順書に網羅 16 変房又は空ケージの清掃及び消毒 第舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 第の導入手順書	
12野生動物の侵入防止のためのネット等 の設置、点検及び修繕 13ねずみ及び害虫の駆除 14 家きんの死体の保管場所 衛生管理区域の衛生状態の確保 15 家きん舎等及び器具の定期的な清掃 又は消毒等 16 空房又は空ケージの清掃及び消毒 第舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 鶏舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 鶏の導入手順書	
13ねずみ及び害虫の駆除 防鼠手順書 防鼠業者の作業報告書 防鼠季毛契約書 14 家きんの死体の保管場所 死亡鶏・滞留卵取扱い手順書 衛生管理区域の衛生状態の確保 15 家きん舎等及び器具の定期的な清掃 鶏舎内の日常的管理手順書 又は消毒等 名種手順書に網羅 16 空房又は空ケージの清掃及び消毒 鶏舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 3 な気いの味は 鶏の導入手順書	
13ね9 み及び音虫の駆除	
14 家きんの死体の保管場所 死亡鶏・滞留卵取扱い手順書 衛生管理区域の衛生状態の確保 15 家きん舎等及び器具の定期的な清掃 鶏舎内の日常的管理手順書 各種手順書に網羅 16 空房又は空ケージの清掃及び消毒 鶏舎 (空舎時) の水洗・消毒規定書 鶏の導入手順書	
衛生管理区域の衛生状態の確保 15 家きん舎等及び器具の定期的な清掃 鶏舎内の日常的管理手順書 又は消毒等 16 空房又は空ケージの清掃及び消毒 鶏舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 鶏の導入手順書	
15 家さん舎等及び器具の定期的な清掃 図は消毒等 16 空房又は空ケージの清掃及び消毒 38舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 38の導入手順書	
V 又は消毒等 各種手順書に網羅 16 空房又は空ケージの清掃及び消毒 鶏舎(空舎時)の水洗・消毒規定書 47 容付いのはより 鶏の導入手順書	
16 空房又は空ケーシの清掃及び消毒 鶏舎(空舎時)の水洗・消毒規定書	
鶏の導入手順書	
家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	
18 特定症状が確認された場合の早期通 特定事項への備え(家畜伝染病の疑い	
VI 19 特定症状以外の異状が確認された場 特定事項への備え(家畜伝染病の疑い	
20 毎日の健康観察 鶏舎内の日常的管理手順書	
21 家きんを導入する際の健康観察等 鶏の導入手順書	
22 家きんの出荷又は移動時の健康観察 廃鶏出荷手順書	
▼ 23 埋却等の準備 農場の平面図(埋却場所の設定)	
24 感染ルート等の早期特定のための記 外来者の衛生管理規定書 外来者入場記録	
大規模所有者に関する追加措置	
X 25 獣医師等の健康管理指導 管理獣医師による巡回指導 管理獣医師契約書	
が生じた場合)に対する規定書	

作成日: 作成者: 承認日: 責任者:

(参考2) 一般的衛生管理プログラム整理表 (例)

家畜衛生管理の要件	一般的衛生管理プログラム
1. 施設の設計及び設備の要件	・平面図、各種動線図など
2. 施設の保守及び衛生管理	・各施設の保守管理・点検記録 ・各施設の洗浄・消毒プログラム ・防鼠管理契約(委託管理表) ・鼠族・昆虫等に係る管理プログラム ・糞尿処理プログラム(生糞出荷記録、堆肥出荷記録)、 ・医療廃棄物処理記録など
3. 原材料	・原材料資材リスト、危害分析表に記載 ・原材料受け入れ管理プログラム ・水質検査報告書など
4. 畜産物の運搬	・畜産物の出荷手順書など
5. 家畜・畜産物の取り扱い	・家畜の健康観察記録、ワクチンプログラム ・薬剤管理プログラム(薬剤投与記録など) ・種々の作業手順書等 ・文書化は本基準7章による ・規定書「特定事項への備え」
6. 出荷畜産物に関する情報 および出荷先の意識	・出荷先との契約書(生産履歴申告書)など
7. 従事者の衛生	・従業員行動規範、外来者行動規範・従業員健康診断実施記録
8. 従事者の教育訓練	・本基準第5章による(教育訓練プログラム)

 作成日:
 年月日
 作成者:

 承認年:
 年月日
 責任者:

【例】1乳用牛

一般的衛生管理プログラムにおける法規制一覧および遵守

	法規制	遵守状況	管理手順	記録/モニタリング	
	食品衛生法 乳および乳製品に成分規格等に関する省令 細菌数400万/m1以下		前搾り検査(乳房炎混入防止)	バルク乳検査記録 (月3回)	
			1日3回バルクタンク乳温チェック	パーラー日誌	
	酸度(乳酸%)0.18以下 (ジャージー種を除く)*鮮度・腐敗の指標	0	1日3回のバルクタンク乳温チェック	パーラー日誌	
			診療(注射)記録	家畜診療簿	
	動物用医薬品残留基準の遵守		乳房炎軟膏の注入記録	パーラー日誌	
			ストップバンド装着	パーラー日誌	
法	比重(15℃)1.028~1.034	0	パイプライン切替確認 →殺菌洗浄剤の混入防止	パーラー日誌	
			殺菌・洗浄手順マニュアル	パーラー日誌	
	Matter on No. 3. 19th of	_	搾乳フィルター装着	パーラー日誌	
	他物の混入防止	0	サンプリング時の作業マニュアル	_	
			 飼料購入記録	保管伝票	
	 PCB 暫定的基準値の遵守(全乳中0.1ppm)		飼料給与手順マニュアル	飼料給与記録	
		-	搾乳機の殺菌・洗浄手順マニュアル	パーラー日誌	
	食品衞生法		臨床観察(毎目)	家畜診療簿	
法	生乳出荷を禁止する家畜疾病	0	伝染病発生時の対応マニュアル		
	家畜伝染病予防法 飼養衛生管理基準22項目	0	作業手順書/ 特定事項への対応マニュアル (詳細は別紙に記述)	PRP検証記録 特定事項発生の記録 HACCP委員会の議事録	
法			臨床観察 (毎日)	家畜診療簿	
	と殺処分をおこなう家畜疾病		緊急事態対応マニュアル (伝染病発生時)	家 前 形	
	食品衛生法(ポジティブリスト制度) 農薬・洗剤・殺菌剤・防鼠防虫剤の残留基準の遵守	0	農薬の使用手順マニュアル	農薬使用記録	
			洗浄手順マニュアル	パーラー日誌	
			パイプラインの切替確認(目視)	パーラー日誌	
法			防鼠防虫剤の使用手順	業務日誌	
法	動物用医薬品残留基準の遵守	0	診療(注射)記録	家畜診療簿	
			乳房炎軟膏の注入記録	パーラー目誌	
			ストップバンド装着	パーラー日誌	
法	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	0	10桁耳標の装着 家畜改良センターDBへの入力	家畜改良センターDB上で 記録・管理	
	乳業会社との受入契約 出荷時のバルク乳温5℃以下	0	1日3回のバルクタンク乳温チェック	パーラー日誌 出荷伝票	
	 乳脂肪率3.5%以上、無脂乳固形分8.3%以上	0	飼料給与手順マニュアル		
		0	前搾り検査	バルク乳検査記録	
	体細胞数30万以下/m1、細菌数30万以下/m1		搾乳機の殺菌・洗浄手順	(月3回)	
			診療(注射)記録	家畜診療簿	
契約	抗菌性物質 陰性		休薬後の抗生物質検査手順	抗生物質検査記録	
	₩ 1		ストップバンド装着の手順	パーラー目誌	
	 外観や風味に異常がない(異物混入、血乳がない)			. > H BD	
	ゴミなどの異物混入防止	0	搾乳フィルター装着	パーラー日誌	
	20世 連込初の泊1吐』	0	パイプライン切替確認(目視)	パーラー日誌	
	殺菌・洗浄剤の混入防止		殺菌剤の残留確認(目視)	パーラー日誌	
	血乳の混入防止	0	前搾り検査	パーラー目誌	
	10-7 10-0 10-0 10-0 11-0 11-0 11-0 11-0			, mag	

作成日:	作成者:
承認日:	責任者:

【例】 2-1 肉用牛

一般的衛生管理プログラム整理票

	家畜衛生要件	一般的衛生管理プログラム
1	施設の設計及び設備の要件	平面図、動線図
		牛舎洗浄・消毒マニュアル
2	施設の保守及び衛生管理	鼠族害虫管理規程書
		施設見廻りチェックリスト
		飼料タンク清掃手順書
		肥育牛舎衛生管理規程書
		原材料・資材リスト
	도 4-4 전	水質検査結果書
3	原材料	飼料供給者品質保証書
		ワラ生産者品質アンケート
		肥育牛出荷手順書
4	畜産物の運搬	農場進入手順書
		運搬業者衛生管理確認書
		健康観察記録書
		薬剤投与記録書
5	家畜・畜産物の取扱い	衛生管理規程書(ワクチンプログラム)
9	家	各工程内作業分析シート
		各(日常・定期・不定期)作業分析シート
		特定疾病発生マニュアル
6	出荷畜産物に関する情報及び出荷先の意識	出荷牛情報カード
		食肉加工会社との契約書
		従業員遵守規程書
7	従事者の衛生	長靴洗浄消毒手順書
		農場進入手順書
		教育訓練スケジュール
8	従業員の教育訓練	教育訓練記録表
		内部コミュニケーション規程書

作成日:	作成者:
承認日:	責任者:

【例】 2-2 肉用牛

一般的衛生管理プログラムにおける法規制一覧および遵守

法規制	一般的衛生管理プログラム(規程書、手順書など)
家畜伝染病予防法(飼養衛 生管理基準との関連性は別 表)	衛生管理規程書 見廻りチェックリスト 緊急事態マニュアル(特定疾病発見時) コミュニケーション規程書 肥育基牛導入マニュアル 肥育出荷マニュアル 肥育出荷台帳
飼料・飼料添加物の成分規格等に関する省令	飼料・添加物給与マニュアル 配合飼料給与記録 配合飼料・添加物成分規格書台帳 飼料供給者品質保証書 飼料保管作業分析シート
動物用医薬品の使用の規則に関する省令	衛生管理規程書 薬剤投与記録書 ワクチンプログラム 事故牛処理マニュアル
食品衛生法(ポジティブリスト制を含む)	薬剤使用マニュアル 肥育出荷マニュアル 選別工程作業分析シート 出荷工程作業分析シート 薬剤投与記録書
家畜排せつ物の管理の適正 化及び利用促進に関する法 律施行規則	糞尿処理作業手順書 処理施設の保守点検 発酵飼料作業手順書
牛の個体識別のための情報の 管理及び伝達に関する特別措 置法	個体管理台帳 肥育出荷マニュアル
牛海綿状脳症対策特別措置法	事故牛処理マニュアル 肥育出荷マニュアル

作成日:	作成者:	
承認日:	責任者:	

【例】3-1養豚

一般的衛生管理プログラム整理表

<飼養衛生管理規範、食品衛生の一般的原則に関する規則より>

	要件	一般的衛生管理プログラム
1	施設の設計及び設備の要件	平面図·各動線図
2	施設の保守および衛生管理	保守管理·点検記録
		洗浄·消毒作業手順書
		鼠族·衛生害虫駆除作業手順書
		医療廃棄物処理記録
3	原材料	原材料資材リスト
		原材料受入保管手順書(作業分析シート)
4	畜産物の運搬	導入・移動・出荷・へい獣処理手順書(作業分析シート)
5	家畜・畜産物の取扱い	家畜の健康観察(見回り作業書(作業分析シート))
		ワクチン (作業分析シート・ワクチンプログラム、ワクチン使用記録)
		治療(作業分析シート、薬剤使用記録、巡回記録)
		製品の回収(特定事項の備え、外部コミュニケーションリスト・記録)
6	出荷畜産物に関する情報及び	導入・移動・出荷・へい獣処理手順書(作業分析シート)
	出荷先への意識	生産履歴申告書
7	従事者の衛生	教育·訓練プログラム、内部コミュニケーション規定·記録
		従業員健康診断 (ワクチン接種記録)
8	従事者の教育訓練	教育・訓練プログラム、内部コミュニケーション規定・記録
		農場 HACCP 会議

作成日:	作成者:	
承認日:	責任者:	

【例】 3-2養豚

一般的衛生管理プログラムにおける法規制一覧および遵守

	法規制	規則内容	管理手順	記録/モニタリング
1	家畜伝染病予防法	法定·届出伝染病関連	健康観察(見回り作業分析シート)	日報
			獣医師への連絡(特定事項の備え)	巡回記録
			外部コミュニケーション	
			(家畜保健衛生所情報)	
		飼養衛生管理基準	別表に記載	
2	飼料・飼料添加物の	使用方法	飼料・添加物給与プログラム	給与記録
	成分規格等に関する省令		配合飼料・添加物成分規格書の	
			保管と確認	
		保存方法	飼料の保管手順書(作業分析シート)	
3	動物用医薬品の使用の	使用方法	薬剤使用手順書	薬剤使用記録
	規則に関する省令		指示書ファイル	
4	食品衛生法	ポジティブリスト他	薬剤使用手順書	薬剤使用記録
			無薬飼料への切替手順書	給与記録
			(作業分析シート)	
			出荷前準備手順書(作業分析シート)	出荷記録
5	家畜排せつ物の管理の	管理、保管施設の整備	糞尿処理作業手順書	
	適正化及び利用促進に		処理施設の保守点検	点検記録
	関する法律施行規則	排泄物利用の促進	発酵飼料作業手順書	発酵飼料記録

作成日:	作成者:	
承認日:	責任者:	

2. 危害要因分析(原則1)

HACCP チームは、次により、すべての原材料及び作業工程に存在する危害を列挙し、予防手段を文書化すること。当該文書は、保持し、必要に応じて更新しなければならない。

(1) 危害の列挙

すべての原材料及び作業工程に危害となる要因が存在するか否かを、適切なワークシートを用いて列挙すること。当該ワークシートは、保持し、更新しなければならない。

(2) 危害の特定と予防手段

危害が存在するとしたそれぞれの原材料及び作業工程について、危害に対する管理手段を一般的衛生管理プログラム又は HACCP 計画で管理するかを選択すること。

管理手段の選択は、次の基準により決定しなければならない。

- ① 起こる可能性のある生物的、化学的、物理的危害がこの工程に存在するか又は入る可能性があるか。
- ② 管理条件によりその危害は増大するか又は制御されるか。
- ③ 発生頻度や重篤性からみてその危害は、HACCP 計画で扱うほど重要か又は一般的衛生管理プログラムで管理可能か。
- ④ HACCP 計画又は一般的衛生管理プログラムで扱うとした理由は何か。
- ⑤ 危害を予防、排除又は減少させる実施可能で効果的な制御手段があるか、具体的に どのような手段か。

危害要因分析の過程で一般的衛生管理プログラムの修正・改善の必要性が生じた場合は、修正すること。

【解説】

- 1. 第1章~第3章で作成した文書等は、第4章の危害要因分析のための資料作りといえます。
- 2. すべての原材料、作業分析シートごとに「物理的・化学的・生物的な危害要因(ハザード)」がないか、危害要因分析表を用いて洗い出します。
- 3. 抽出された危害要因(ハザード)は、その管理手段を一般的衛生管理プログラムで管理するか、 HACCP 計画で管理するかを決めます。選択基準は上記認証基準第4章2. (2)①~⑤の事項に したがって決めていきます。
- 4. 一般に、危害要因(ハザード)分析における重篤性は、その工程で低減もしくは制御しなければ、 摂食した人に疾病や障害を起こすなど、人の健康への悪影響を考慮して決定します。しかし、畜 産農場は食品工場と異なり、家畜の健康性も考慮しなければなりません。したがって、家畜(群)に

損失をもたらす要因(家畜の伝染病など)も、危害要因(ハザード)分析において考慮する ことは可能です。

- 5. 頻度は、より厳密には「起こりやすさ(起こりうる可能性)」のことです。 (コーデックス委員会の「HACCPシステム及びその適用のためのガイドライン」では、the likely occurrence of hazards (ハザードの起こりやすさ)と表記されています。) したがって、過去に起こった頻度ではなく、将来的に起こりうる可能性について考慮します。
- 6. 重篤性と頻度の評価および管理手順によって危害が増幅・制御されるかを考慮して、抽出された 危害要因(ハザード)を一般的衛生管理プログラムで管理するか、HACCP 計画で管理するかを決 定します。
- (例) 1. バルク乳の温度チェック (細菌増殖・腐敗の防止手順) = HACCP 計画で管理 【理由】バルク乳全体の腐敗は人の健康危害になりうる。また、クーラースイッチ入れ忘れなどにより 発生する可能性も十分にある。
 - そのため、バルクタンク温度確認という工程を必須管理点(CCP)とし、そこにおける管理手順を HACCP 計画で明確化して、厳格に管理する。
- (例)2. 牛舎の清掃 = 一般的衛生管理プログラムで管理
- 【理由】牛舎の清掃は衛生管理の基本であるが、清掃管理の不備が直接、人の健康危害あるいは家 畜(群)への重大な損失をもたらす可能性はきわめて低い。

このように、HACCPシステムでは、危害要因(ハザード)を、HACCP計画で厳格に管理すべきものと、一般的衛生管理プログラムで管理するものに分けています(すべてを厳格に管理するのではなく、メリハリをつけて管理する)。

- 7. 重篤性・頻度の評価は、例えば、○・一、高・中・低、1・2・3などによる分類の方法があります。なお、その評価に当たっては、食品(鶏卵・原乳など)を扱う工程については数値化しての評価は比較的容易にできますが、農場における生産段階では、家畜の疾病に係る危害評価の数値化について、農場現場で十分検討を行ってそれぞれ農場にあった方法を採用することが必要となります。
- 8. 後の工程で危害要因を低減・制御できる場合は、危害要因分析表に、「後工程で管理」と表記しておきます。
- 9. 危害要因分析は、十分に専門知識(家畜衛生学、薬理学、各種法令の理解など)を持った人が行う (あるいは監修する)必要があります。

危害要因分析の例

1. 乳用牛

(いずれも危害要因分析表の一部です)

原料				危害要因	の評価	危害要因の 制御手段	PRP*	CCP**
工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	重篤性	頻度	危害要因の大きさ (重篤性×頻度)			
****			****	****		*********	****	****
	B: 生物的 微生物汚染	1-2 回のフィルター交換 忘れで、生乳への重度の 微生物汚染は起きない	1	2	2	フィルタ- 交換の確認・ 記録	0	
E-12	C: 化学的 なし							
ミルクフ ィルター の交換	P:物理的 異物の混入	フィルター交換を忘れて も、集乳車の3mmメッシュ で一定の異物除去はされ ている(さらに乳業会社で は超遠心装置クラリファ イアで制御している)	1	2	2	集乳業者/ 乳業会社への 確認・記録	0	
E-13	B:なし							
使用済みフィ	C:なし							
ル タ ー の廃棄	P:なし							
	B:なし							
E-14 パイプ ライン 切替	C: (ライン切替忘 れによる)酸・ア ルカリ洗剤のバ ルク乳混入	・乳等省令、ポジティブ リスト制度に抵触 ・手作業による切替の為、 起こる可能性も高い	3	2	6	目視確認・ 2名記名		CCP1
	P:なし							
E-15 パイプ	B: 微生物の生残 (不十分な洗浄)	自動洗浄プログラム (CIP) +次回搾乳前の前 殺菌工程により、洗浄不 全が起こる可能性は低い	2	1	2	洗浄実施の 確認・記録	0	
	C:酸·アルカリ洗 剤の残留	エア圧送+勾配により、 残留が起こる可能性は きわめて低い	1	1	1	洗浄実施の確認・記録	0	
洗浄	P: 異物吸い込み	集乳車のメッシュ装置・ 乳業会社のクラリファイ アで制御できる	1	1	1	集乳業者/ 乳業会社への 確認・記録	0	

【重篤性】

*:PRP=一般的衛生管理プログラム **:複数の CCP がある場合は整理番号を付ける

- 3 人への健康危害/牛群への著しい損害を(ほぼ確実に)ひき起こす/あきらかな法律違反となる
- 2 人への健康危害/牛群への著しい損害をひき起こす可能性が十分にある
- 1 人への健康危害/牛群への著しい損害をひき起こす可能性はきわめて低い

【頻度 (=起こりやすさ)】

1 発生する可能性は低い

【危害要因の大きさの管理】

- 3 過去に起こったことがある
- 9 → HACCP 計画で管理
- 2 発生する可能性が十分にある
- 6 → HACCP 計画、PRP のいずれかで管理(ただし PRP とした場合、記録は必須) 4 以下 → PRP で管理(ただし、重篤性が 3 の場合には、CCP にする場合もある。)
- 作成日: 年月日 作成者:

承認日: 年月日 責任者:

2. 肉用牛

原料	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCPカ
上住			重篤性	頻度		
1. 素牛受入	B: 生物的 病原微生物の侵入	・素牛に感染(不顕性 感染)した病原微生物 を農場に侵入させる可 能性が高い。 ・最終出荷まで残存す る可能性もある。	0	0	・素牛導入マニュアルで管理。 (ワクチン接種証明書の確認と健康観察)	
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 注射針の残留	最終出荷まで残存する 可能性があり、最終消 費者への影響も強い。	0		繁殖農家からの品質保証 書の提出とその確認	
2. 7. 井戸水 受入·貯水	B: <u>生物的</u> 病原微生物の混入	地下浸透により病原微 生物の混入のあった場 合は、牛への侵入が考 えられる。 貯水時の、野生動物を 介して病原微生物侵入	0	_	水質検査手順書に基づき、 検査を実施し、陰性を確認 することで管理する。 貯水タンク清掃手順の順	
		の可能性もある。			守で管理する。	
	C: 化学的 重金属の混入	重金属混入の可能性は 低いが、混入があった 場合は牛への侵入およ び最終消費者への移行 が考えられる。	0	-	水質検査手順書に基づき、 検査を実施し、基準値以下 であることを確認するこ とで管理する。	
	P: 物理的 なし					
3. 4. 5. 6	B: 生物的 病原微生物の混入	飼料の病原微生物によ る汚染の可能性がある。	0	_	供給者品質保証書の確認で管理する。	
前期・中 期 ・ 後 期・仕上 げ飼料受	病原微生物の増殖	飼料タンクの破損は野 鳥等の糞便による汚染 さらに微生物の増殖の 危険性がある。	O	0	飼料タンク保守点検チェ ックリストの順守で管理 する。	
入・保管		トラックや運転手から の病原微生物の汚染の 危険性がある。)		飼料会社との契約書と 外来者衛生管理規定書の 順守により管理する。	
	C: 化学的 なし					

	D . HartHA					
	P: 物理的 なし					
12.	B: 生物的					
給水開始	b. <u>生物的</u> なし					
かロノハカガタロ	<i>'</i> & <i>C</i>					
	C: 化学的					
	なし					
	P:物理的	飲水量の不足により、			見回りチェックリストの	
	給水量不足で虚	牛の健康を損なう可能	0	0	活用により管理する。	
	弱牛の発生	性がある。			1日用により自任する。	
17.	B: 生物的 なし					
給餌開始	C:化学的 なし					
	P:物理的	給餌量の不足により、			見回りチェックリストの	
	給餌量不足で虚	牛の健康を損なう可能	0	0		
	弱牛の発生	性がある。			活用により管理する。	
18.	B: 生物的 なし					
飼料切換	C:化学的 なし					
(前期)	P: 物理的 なし					
23.	B: 生物的	餌切り時間が短く、腸				
餌切り	病原微生物の腸	管内容物が多量に残存				
	内残留	する頻度は高いが、そ		0	工程内手順書(餌切り)お	
		のことが直接、食肉処	_	0	よび出荷チェックリストの順守で管理する。	
		理場での汚染につなが				
		るものではない。				
	C: 化学的 なし					
	P:物理的 なし					
22.	B: 生物的 なし					
選別	C: 化学的	牛肉中の抗菌剤残留は				
	・	直接、最終消費者の健	0	0	・HACCP 計画-1の順守で	CCP1
	V 2□/14 < / / □	康危害になる。			管理する。	
	P:物理的	注射針の残留は、消費者			・HACCP 計画-2の順守で	
	注射針の残留	への重大な危害となる	0	0	管理する。	CCP2
<u> </u>	l	I				

 作成日:
 年月日
 作成者:

 承認日:
 年月日
 責任者:

注1) 複数の CCP がある場合は、整理番号を付けること

注2) この危害要因分析表では「注射針の残留」や「抗生物質の残留」の危害に対し、「22.選別」の工程をCCP として制御していますが、抗菌剤を使用する工程をCCP-1とし、注射針を使用する工程をCCP-2とし、 徹底管理し、「22.選別」を一般的衛生管理プログラム(PP)で管理する方法もあります

3. 豚

原料			危害要因の評価		4中田 のもびってい	agn)
工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	重篤性	頻度	を 信要因の制御手段	CCD 73
原材料- 1. 母豚 (購入 母豚)	B: 生物的 病原微生物の 侵入	・病原微生物に感染した 豚を導入すると、重篤 な農場汚染を起こす可 能性がある。 ・しかし、導入元の衛生 管理状況の把握と、導入 時の一般的な健康状態 の確認(目視)で、十分に 頻度を低減できる。	0	_	・母豚(繁殖候補豚) の受け入れ手順書の 順守により管理。 ・供給元の品質保証の 確認 ・検査証明書(AD、PRRS) の確認 ・ワクチン接種記録の 確認	
	C: 化学的: なし					
原材料- 2. 精液 (自家 精液)	P: 物理的: なし B: 生物的 病原微生物の混 入	・採精・精液の調整過程で病原微生物が混入すると、母豚を介して、 豚群に繁殖障害、感染症を拡散させる可能性がある。 ・しかし、一般的な雄豚の健康管理と、衛生的な採精手順により、十分に頻度を低減できる。	0	_	下記の各手順書またはプログラムにより管理。 ・雄豚の健康管理 ・精液調整室の清掃・消毒手順書 ・採精と精液調整手順書 ・ワクチン、投薬プログラム	
	C: 化学的: なし					
原 材料 - 4. 配合飼料 (無薬 飼料)	P: 物理的: なし B: 生物的 病原微生物(特 にサルモネラ) の汚染	・飼料の病原微生物汚染 (特にサルモネラ)は、 重篤な農場汚染になり うる ・しかし、供給元からの 品質保証書の提示と、 配送時の一般的な衛生 管理により、十分に頻 度を低減できる。	0	_	・供給元の品質保証書 の確認 ・契約による衛生的な 輸送	
	C: 化学的 : カビ毒	飼料のカビ毒汚染が、家 畜や食肉の重度汚染につ ながる可能性は低い。(品 質保証書の確認で管理で きる)	_	_	・供給元の品質保証書 の確認	
	P:物理的 : 異物の混入	飼料への異物混入が、家畜 や食肉の重度汚染につなが る可能性は低い。(品質保証 書の確認と給与時の目視確 認で管理できる)	_	_	・供給元の品質保証書 の確認 ・目視確認	

原料 / 工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価 重篤性 頻度		危害要因の制御手段	CCP か
****	**********	**********	****	****	^~~~	^^^^
工程内-34. 出荷選抜	B: 生物的 出荷豚のサルモ ネラが疑われる 臨床症状を示す 豚の出荷	チアノーゼ・重度の下 痢等、サルモネラ感染 が疑われる豚の出荷 は、発生頻度は低くて も、食品汚染(食中毒の 原因)になりうる。	0	_	・HACCP 計画により管理。・選抜時の目視確認 (チアノーゼ、重度の 下痢がないこと)・出荷管理記録へ観察所 見を記入	CCP1
	C: 化学的 出荷豚の 抗生物質の残留	休薬期間内の出荷は食品の危害となる。また、 人為的ミスにより発生するので、可能性(頻度)も高い。	0	0	・HACCP 計画により管理 ・治療記録、添加剤記録 により休薬期間を確認 ・出荷管理記録へ記入	CCP2
	P:物理的 出荷豚の 注射針の残留	注射針残留豚は重度の 食品危害となる。また、 人為的ミスにより発生 するので、可能性(頻 度)も高い。	0	0	・HACCP 計画により管理 ・注射針残留の記録と 注射針残留豚の確認 (必要により、出荷先へ 連絡) ・出荷管理記録への記入	ССР3

 作成日:
 年月日
 作成者:

 承認日:
 年月日
 責任者:

注1)複数のCCPがある場合は、整理番号を付けること

注 2)この危害要因分析表では「注射針の残留」や「抗生物質の残留」の危害要因に対し、「工程内ー34. 出荷豚選抜」の工程を CCP として制御していますが、抗菌剤を使用する工程を CCP - 1 とし、注射針を使用する工程を CCP - 2 とし、HACCP 計画で徹底管理し、「工程内-34. 出荷豚選抜」を「HACCP 計画の検証」と位置づける方法もあります

4. 採卵鶏

原料 / 工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCP か
1. 大雛	B: 生物的 病原微生物	・大雛に感染 (不顕性感染) する病原微生物を農場 に持ち込む可能性があ る。	重篤性 ○	頻度	PP*「サルモネラ陰性 証明書」「ワクチン接 種証明書」の確認で	
	0 11.24.44 3.1	・卵を介して人への危害要 因となる可能性がある。			管理できる。	
	C: 化学的 なし P: <mark>物理的</mark> なし					
3. 飲用水	B: <u>生物的</u> 病原微生物の混 入	・家畜への感染源になる可能性がある。・卵を介して人への危害要因となる可能性がある。	0	0	PP*「水質検査」で 管理できる。	
	C: 化学的 重金属の混入	立地場所で基準以下であ る	_	_	PP「水質検査」で管 理できる。	
	P:物理的 なし					
*****	**************************************	*************	*****	****	**************************************	****
18. 空舎後 の鶏舎 の水洗・	B: <u>生物的</u> 病原微生物残存	病原微生物残存による導 入鶏への感染の可能性が 高い。 (=危害度が大きい)	0	0	・HACCP 計画で管理で きる。 (水洗・消毒の徹底)	CCP1
消毒	C: 化学的 消毒薬の残留	消毒薬摂取による障害は、 通常の水洗作業で防止で きる	0	_	PP「鶏舎の水洗手順」 で管理できる。	
***************************************	P: 物理的	***************************************	·>>>>>>	~~~~~	***************************************	

*PP=-	-般的衛生管理	理プロク	ブラム

<u>作成日:</u>	年 月 日	<u>作成者:</u>
承認日:	年 月 日	責任者:

注)複数のCCP ある場合は整理番号を付けること

5. 肉用鶏

原料				危害要因の評価		危害要因の		
工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	重篤 性	頻度	危害要因の大きさ (重篤性×頻度)	制御手段	PRP*	CCP**
1 初生雛の 受入	B: <u>生物的</u> サルモネラ菌 の混入	・出荷まで残存し、 最終消費者まで影響を与える可能性 がある ・車両、運転手が持ち 込む可能性もある ・農場自体に常在化 し、毎回転、サル モネラ菌に汚染さ れる可能性がある	3	1	3	1. サルモネラ陰性証明書、ワクチン接種証明書の確認・記録 (受入チェックリスト) 2. 種鶏場との契約書 (衛生的な配送)、 外来者衛生規定書 の遵守	0	
	B: 生物的 垂直感染によ るウイルスの 侵入 C: 化学的なし	・家禽(群)の健康・生産性に大きく影響する(農場への重大な経済的損失をひき起こす)	3	1	3	1. 種鶏孵化場でのワクチン接種済み証明書の確認2. 種鶏場との契約書	0	
	P: 物理的なし							
	B: 生物的なし							
16 飼料 切替 (中期飼料から休薬飼料)	C: 化学的 抗菌剤残留	・飼料タンクへの有 薬飼料残存は、出 荷後の鶏肉への薬 剤残留になりうる	2	2	4	飼料切替マニュアルに従 って実施し、チェックリ ストで記録する	0	
	P: 物理的なし							
***************************************			****	*****	*******		*****	****
18 選別·出	B: <u>生物的</u> サルモネラ感 染鶏の出荷	・人との共通感染症 の危険性がある ただし、出荷後の 食鳥検査・加熱調 理により、フード チェーン内でリス クは低減される	2	2	4	出荷時の健康観察手順書および健康チェックリストを確認にする管理	0	
荷	C: 化学的 抗菌剤の残留 P:物理的なし	・直接、最終消費者への健康危害になる ・医薬品、医療機器等 法(旧薬事法)・食品 衛生法に抵触する	3	1	3	薬剤使用履歴、飼料切 替の記録を確認 →出荷チェックリ スト(確認欄)に記名		CCP1
	P: 物理的なし							

*:PRP=一般的衛生管理プログラム **:複数の CCP がある場合は整理番号を付ける

<u>作成日:</u>	<u>年月</u>	<u>月</u>	<u>作成者:</u>
承認日:	年 月	日	責任者:

【重篤性】

- 3 人への健康危害/家禽(群)への著しい損害を(ほぼ確実に)ひき起こす/あきらかな法律違反となる
- 2 人への健康危害/家禽(群)への著しい損害をひき起こす可能性が十分にある
- 1 人への健康危害/家禽(群)への著しい損害をひき起こす可能性はきわめて低い

【頻度(=起こりやすさ)】

【危害要因の大きさの管理】

3 過去に起こったことがある

9 → HACCP 計画で管理

2 発生する可能性が十分にある

6 もしくは重篤性が 3 → HACCP 計画、PRP のいずれかで管理

1 発生する可能性は低い

4 以下 → PRP で管理

3. HACCP 計画の作成

HACCP チームは、HACCP 計画を作成し、文書化し、保持し、必要に応じて見直ししなければならない。HACCP 計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)必須管理点(CCP)の決定(原則 2)

HACCP 計画によって管理しなければならない危害ごとに、必須管理点を明確にすること。また、 必須管理点に対する管理手段を決定しなければならない。

(2)許容限界の決定(原則3)

必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるのを予防、排除又は許容できる範囲内にするために、許容限界を決定すること。ただし、法規制で定められた値がある場合には、これに従わなければならない。

(3) 監視(モニタリング) 方法の確立(原則 4)

必須管理点において、許容限界が守られていることを、測定、観察、確認して記録するモニタリング の手順及び方法を確立すること。

- ①モニタリングの手順及び方法では、何を、どのような手順と方法で、どのような頻度で、誰が モニターし、記録付けし、誰が確認するかを明確にすること。
- ②モニタリングを行う従事者は、適切に教育され、訓練されなければならない。
- ③モニタリングの記録は、保持されなければならない。
- (4) 是正措置の確立(原則5)

許容限界を逸脱した場合にとるべき措置として、以下の事項を確立すること。

- ①逸脱した原因の究明
- ②逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法(他用途への転用、廃棄、その他)
- ③正常への復帰
- ④再発を防止するための対策

是正措置を行う際には、決裁権を有する責任者がそれに当たること。実行された一連の是正措置は、記録し、保持しなければならない。

(5)検証方法の決定(原則6)

HACCP システムが HACCP 計画に従って実施されているかを確認するための検証は、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定め、計画的・定期的に行うこと。

検証では、以下の事項を確認すること。

- ①一般的衛生管理プログラム及び HACCP 計画が適正に運営されているかをモニタリング記録、 是正措置の記録、現場の査察、従事者へのインタビューなどにより確かめること。
- ②危害要因分析への入力情報が更新され、危害要因分析が行われ、HACCP計画が有効で妥当なものであるかを確かめること。
- ③モニタリングに用いる機器が定められたとおりに補正されていること。
- (6) 文書化及び記録方法の確立(原則7)

文書化及び文書の管理、並びに記録付け及び記録の管理は、第7章1及び2に示す要件を 満たすこと。

【解説 1:3の(1)(2)(3)(4)】

危害要因分析により、重大な危害要因が発生する工程は、そこを「必須管理点(CCP: Critical Control Point)」とし、HACCP計画で管理します。

- (1) 必須管理点とは、その工程での管理が、家畜・畜産物の安全性確保のために必須であるも ののことです。
- (2) 許容限界とは CCP において、家畜・畜産物の安全性が確保できる限界点です。許容限界の 決定は科学的あるいは法的な根拠に基づいて行います。なお、HACCP では、危害要因を 許容限界内に低減・制御することが大事であり、必ずしもゼロ・リスクは要求されません。
- (3) モニタリングとは、(2)の許容限界からの逸脱が起きていないかをリアルタイムで確認し、逸脱を未然に防ぐもので、多くは目視検査や記録の確認になります。誰が、何を、どのような頻度と手順でモニタリングするのか、具体的に決定することが重要です。

微生物検査(培養検査)はモニタリング結果を検証する上では有用ですが、出荷時モニタリングに「微生物検査(培養)」を挙げてしまうと、結果を待っている間に出荷されてしまうので適しません。

- (4) 修正·是正措置は、モニタリングの結果、許容限界の逸脱が確認された場合に、実施する対策のことです。まず、修正(応急的対応)によって安全性を確保した後、是正措置(原因究明と除去=再発防止)を行います。
 - •修正=応急的対応
 - (例) 畜産物の廃棄、出荷の停止、用途変更、正常への復帰確認
 - ・是正措置=再発防止措置(原因を究明し、その原因を除去すること) (例) 新人の人為的ミス→新人への再教育、新人の教育プログラムの改善 複数の従事者による送乳パイプライン切替え忘れが頻発→2名チェック体制に変更

修正・是正措置では、誰が何をするか、誰が責任者かを文書化して明確にします。

(家畜・畜産物の取り扱いや HACCP 計画に習熟した従業員が修正・是正措置に責任を持たねばなりません。)

このように、HACCP 計画では、1 つの危害要因ごとに許容限界の決定、モニタリング手順、修正・是正措置を例示($P107\sim P112$)のような「HACCP 計画表」に整理して、管理します。また、HACCP 責任者は、経営者を含めた農場の全員に HACCP 計画を周知させ、農場全体で取り組む必要があります。

【解説 2:3の(5)(6)】

「検証」は、HACCP 計画で示されている検証だけではなく、HACCP 計画の前提となっている一般的衛生管理プログラムに対する検証も含まれます。

1. HACCP 計画の検証

必須管理点(CCP)における管理が適正に行われ、許容限界の逸脱が起きていないことを確認します。具体的には、定期的に検査記録を確認し、出荷先からの情報(クレームの有無)を確認することです。

(例)バルク乳の温度管理(CCP)→バルク乳の公定検査(月3回)における細菌数の確認(=検証) 注射針の豚体内残留の管理(CCP)→注射針管理表・逸脱改善書の確認(=検証) なお、CCPにおけるモニタリングに機器類を用いる場合は、定期的な機器の校正(補正)が必要です。 (例)バルクタンク乳温管理(CCP)→バルクタンク温度計の定期的な校正(補正)が必要

2. 一般的衛生管理プログラムの検証

一般的衛生管理プログラムが適正に運用されているかを、定期的に検証します。 (例)農場巡回(パトロール)、定期検査(環境の拭き取り検査、抗体検査)、疾病発生率の調査

3. 危害要因分析への入力情報の更新の検証

原材料・資材や作業手順を変更したり、社会情勢が大きく変化した場合(口蹄疫発生、原発事故など)、原材料・資材リスト、フローダイアグラム、作業分析シートなどを見直し、 危害要因分析を再度行います。このような、危害要因分析の更新が適切に行われている かを、定期的にチェック(検証)します。

4. 全体的な検証

内部検証(第6章1.で詳述)、外部検証(管理獣医師等の外部専門家による検証)によって、衛生管理システム全体を検証します。

- 5. これらの検証は、目的・方法・頻度(間隔)を定め、計画的に実施します(参考 1、2: P113 参照)。
- 6. 検証の結果、改善すべき事項がみられた場合には、情報の分析を行い、必要に応じて衛生管理システムの見直しを行います(第6章で詳述)。

1. 乳用牛

製品名:生乳

工程	E-14 パイプラインの洗浄側への切替
設備/作業名称	パイプライン/搾乳終了後の作業
危害要因	酸・アルカリ洗剤のバルクタンクへの混入
管理手段	目視確認+搾乳日誌への記名 (2名)
許容限界	酸・アルカリ洗剤の混入がないこと
モニタリング	
a) 何を	パイプラインの洗浄側への切替/接続を
b) どのように	目視確認/搾乳日誌への記名(2名)
c)頻度	搾乳終了後、酸・アルカリ洗浄の実施前(1日2回、朝夕)
d)担当者/	その日の搾乳担当者/
責任者	出荷責任者(農場長)が毎日の出荷前に日誌を確認し、「パイプライン切替」
	を含むチェック項目をすべて確認し、出荷 OK 欄にサイン
不適合品の管理、 修正、是正措置	修正 ・HACCP チーム責任者、農場長、経営責任者へ報告 ・経営責任者の決裁→乳を廃棄 ・廃棄を出荷先(乳業メーカー)へ報告 是正措置 ・HACCP 委員会で再発防止策を検討(再教育) (頻発する場合は、アラーム装置等の導入を検討)
検 証	・搾乳日誌の「切替確認」記名欄を確認して出荷している(毎日) ・乳業メーカーからのクレーム報告がないこと (毎月: HACCP 委員会で確認)
記録	搾乳日誌 HACCP 委員会議事録(クレーム報告の有無の確認記録) 修正・是正措置の記録 乳業メーカーへの廃棄理由書(廃棄時のみ)
担当者/責任者	担当者:搾乳従事者 責任者:出荷責任者 HACCP チーム責任者 農場長

 作成日:
 年月日
 作成者:

 承認日:
 年月日
 責任者:

2. 肉用牛

製品名:肉用牛

工程	22 選別
設備/作業名称	全牛舎/肥育牛の選別
危害要因	出荷時の抗菌剤残留
管理手段	休薬期間を場長が出荷毎に、出荷制限指示書・治療日誌、飼料・飼料添加剤の記録を目視で、各薬剤の休薬期間の2倍以上経過していることを確認する。 【関連文書】薬剤使用履歴、出荷チェックリスト
許容限界	各使用薬剤の休薬期間が遵守されていること
モニタリング a)何を b)どのように c)頻度 d)担当者・責任者	休薬期間を 個体番号台帳・出荷制限指示書・治療日誌、飼料の記録の内容確認 出荷毎に 場長が
不適合品の管理、 修正、是正措置	■ 修正 出荷日が休薬期間内であることが、 ①モニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食肉処理場に連絡を取り、疑いがある牛は廃棄とする ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を 開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の 検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う
検 証	 [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証] ■モニタリングの検証 〔頻度〕 〔実施者〕 ①書類検証 1回/2ヶ月 経営者 ②現場検証 1回/2ヶ月 経営者 ■是正措置の検証 ①書類による是正の有無の検証 1回/月 経営者 ②逸脱時の現場検証 都度 経営者 [妥当性の検証] ■是正が行われた場合 都度 経営者 ■計容限界の検証 1回/年 経営者 ■モニタリングの検証 1回/年 経営者 ■モニタリングの検証 1回/年 経営者 ■危害分析方法の検証 1回/年 経営者
記録	モニタリング実施記録、モニタリング検証記録 是正措置の実施記録、是正措置の検証記録
担当者/責任者	担当者:○○○○ 責任者:○○場長

 作成日:
 年月日
 作成者:

 承認日:
 年月日
 責任者:

3-1. 豚: CCP1 「注射針の管理」

製品名:肥育豚

工程	13 注射針使用時の管理				
設備/作業名称	農場内全域/注射針の受入・保管・使用・廃棄				
危害要因	注射針の豚体内残留				
然 理	① 注射針使用時、豚体への残留の有無を目視確認				
管理手段	② 定期的な在庫管理で本数を確認(受入・保管・使用・廃棄時)				
	注射針が豚体内に残留していないこと				
許容限界	(注射後、針が注射器に付いている、あるいは豚房等に落ちて豚体に残				
	留していないことが確認できること)				
モニタリング					
a) 何を	注射針残留の有無、注射針の在庫管理				
b) どのように	注射針の使用時に残留の有無を目視確認				
c)頻度	① 注射針を使用するたびに				
	② 注射針の受入・保管・使用・廃棄のたびに				
d)担当者·責任者	注射針を取り扱う全ての担当者/HACCP チーム責任者				
	修正				
	① 豚体内に残留した場合:できる限り除去する				
	除去不可能の場合はタッグ装着、豚房の記入、残留豚の記録をして出				
不適合品の管理、	荷まで追跡し、出荷時に連絡をする				
修正、是正措置	② 在庫本数が合わない場合:注射針の残留の有無を確認し、記録忘れ・記録				
	ミスの場合は、その旨を記載しておく。注射針残留の疑いがある場合は				
	豚房ごとに注射針残留疑い豚として追跡し、出荷先に連絡をする				
	是正措置 HACCP チームで再発防止策を検討(再教育を含む)				
検証	注射針逸脱改善書による注射針残留豚の追跡の確認、及び注射針残留豚の				
1火皿.	出荷時の連絡の確認/ 月1回				
記録	注射針逸脱改善書				
担当者/責任者	担当者:注射針を取り扱う全ての担当者				
15日1111日	責任者: HACCP チーム責任者				

 作成日:
 年月日
 作成者:

 承認日:
 年月日
 責任者:

3-2. 豚: CCP2「肥育豚の出荷選抜」

製品名:肥育豚

工程	34 肥育豚の出荷選抜
設備/作業名称	肥育舎/と場出荷豚の選抜
危害要因	出荷豚への抗生物質の残留
管理手段	休薬期間の確認と記入
許容限界	休薬期間を遵守していること
モニタリング	
a) 何を	出荷する全ての肥育出荷豚
b) どのように	薬品使用記録を確認し、出荷チェック表に記録
c)頻度	出荷するたびに
d)担当者·責任者	出荷担当者/HACCP チーム責任者
不適合品の管理、 修正、是正措置	修正: ①出荷日が休薬期間内であることが、モニタリングで判明した場合は直ちに休薬期間内の肥育豚の出荷を停止し、休薬期間を過ぎるまで出荷の延長をする ②出荷後に休薬期間内であることが分かった場合は、特定事項の備えの「出荷後に重大な事故が発生した場合」の処置(連絡)をとり、当該豚を廃棄とする 是正措置: HACCP チームで再発防止策を検討(再教育を含む)
検証	出荷チェック表の確認/週1回 薬品の使用記録及び逸脱改善書の確認/月1回 出荷逸脱改善書の確認/月1回
記録	出荷チェック表 薬品の使用記録及び逸脱改善書
担当者/責任者	担当者:出荷担当者 責任者:HACCP チーム責任者

 作成日:
 年月日
 作成者:

 承認日:
 年月日
 責任者:

4. 採卵鶏

製品名:食用生卵

表面 · 天/11 三/1	ALA (II A TI) I M MATERIA
工程	18 鶏舎(空舎時)の水洗・消毒
設備/作業名称	鶏舎/空舎時の水洗・消毒作業
危害要因	サルモネラの残存
管理手段	【手順書】鶏舎(空舎)の洗浄・消毒(記録を含む)
許容限界	(1) 目視検査で糞片・埃がない(きれいである)
计分拟外	(2) ふき取り検査でサルモネラが陰性
モニタリング	
a) 何を	洗浄・消毒後の鶏舎
b) どのように	(1) 目視検査 (2)サルモネラふき取り検査
c)頻度	洗浄・消毒作業終了後の都度
d)担当者/	担当者:〇〇〇〇
責任者	責任者:○○○○
	(1) 目視検査
	①汚れがある場合
	【修正】
	洗浄消毒のやり直し
	【是正措置】
	鶏舎(空舎)の洗浄・消毒の手順書を見直し、是正措置を取る
	(2) ふき取り検査
不適合品の管理、	②サルモネラが分離された場合
修正、是正措置	【修正】
	⇒HACCP チームに報告する
	⇒HACCP チームは管理獣医師の指導を受ける
	⇒舎内・通路の消毒を2回/週、2週間連続で行う
	⇒再検査
	【是正措置】
	→鶏舎(空舎)の洗浄・消毒の手順書を見直し、是正措置を取る
	(1) 鶏舎(空舎)の水洗・消毒実施記録の確認/月1回
検証	(2) ふき取り検査記録の確認/月1回
1天 印上	(3) 教育訓練記録の確認/月1回
	(1) 鶏舎(空舎)の洗浄・消毒記録
記録	(2) ふき取り検査記録
	(3) 是正措置記録
 担当者/責任者	担当者:〇〇〇〇
	責任者:農場長
作成日, 任	日 日 作成老・

 作成日:
 年月日
 作成者:

 承認日:
 年月日
 責任者:

5. 肉用鶏

製品名:肉用鶏

世報告報 2 選別・出荷 6 書要因 2 出荷時の抗菌剤残留 2 保薬期間を場長が出荷ごとに、出荷制限指示書・治療日誌、飼料・飼料添加剤の記録を目視で確認する 2 関連文書 3 薬剤使用履歴、出荷チェックリスト 薬剤残留・休薬期間が遵守されていること 2 出荷制限指示書・治療日誌、飼料・飼料添加剤の記録を目視で 3 出荷 4 出荷 4 出荷 5 に 出荷 5 に 出荷 6 に 出荷 6 に 出荷 6 に 出荷 7 に ままず 8 に とこと 2 に ままず 8 に 出荷 8 に とこと 3 に とこと 3 に ままず 8 に とこと 4 に ままず 8 に ままず 8 に とこと 4 に ままず 8 に ままず 8 に ままず 9 に ま
危害要因 出荷時の抗菌剤残留 体薬期間を場長が出荷ごとに、出荷制限指示書・治療日誌、飼料・飼料添加剤の記録を目視で確認する 【関連文書】薬剤使用履歴、出荷チェックリスト 薬剤残留:休薬期間が遵守されていること 薬剤(何を もいます) とのように のり 頻度 出荷制限指示書・治療日誌、飼料・飼料添加剤の記録を目視で 出荷毎に 場長が ■ 修正 出荷日が休薬期間内であることが、 ①モニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
管理手段 休薬期間を場長が出荷ごとに、出荷制限指示書・治療日誌、飼料・飼料添加剤の記録を目視で確認する 【関連文書】薬剤使用履歴、出荷チェックリスト
料添加剤の記録を目視で確認する 【関連文書】薬剤使用履歴、出荷チェックリスト 薬剤残留:休薬期間が遵守されていること モニタリング a)何を b)どのように c)頻度 d)担当者・責任者 ■ 修正 出荷毎に 出荷日が休薬期間内であることが、 「モニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがあるロットは廃棄とする ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
【関連文書】薬剤使用履歴、出荷チェックリスト 薬剤残留:休薬期間が遵守されていること 本ニタリング a)何を 休薬期間を 出荷制限指示書・治療日誌、飼料・飼料添加剤の記録を目視で 出荷毎に 出荷毎に 場長が 修正 出荷日が休薬期間内であることが、 ①モニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがあるロットは廃棄とする 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
許容限界 モニタリング a)何を b) どのように c) 頻度 d)担当者・責任者 「本薬期間を 出荷毎に 出荷毎に 出荷日が休薬期間内であることが、 「シーニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがあるロットは廃棄とする 「是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う 「HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証」
モニタリング a)何を b)どのように c)頻度 d)担当者・責任者 「他声に 出荷日が休薬期間内であることが、 「ルニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがあるロットは廃棄とする 「是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
a)何を b)どのように c)頻度 d)担当者・責任者 ■ 修正 出荷日が休薬期間内であることが、 ①モニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがあるロットは廃棄とする ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
b) どのように c) 頻度 d) 担当者・責任者 ■ 修正 出荷日が休薬期間内であることが、 ①モニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがあるロットは廃棄とする ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
e) 頻度 d) 担当者・責任者 ■ 修正 出荷日が休薬期間内であることが、 ①モニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがあるロットは廃棄とする ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
d)担当者・責任者 場長が 「他正 出荷日が休薬期間内であることが、 「リモニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがある ロットは廃棄とする 上正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
■ 修正 出荷日が休薬期間内であることが、 ①モニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがある ロットは廃棄とする ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開 催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証 を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
田荷日が休薬期間内であることが、 ①モニタリングでわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがある ロットは廃棄とする ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
不適合品の管理、 修正、是正措置 ②出荷後にわかった場合:直ちに出荷延期の措置をとる ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがある ロットは廃棄とする ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開 催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証 を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
修正、是正措置 ②出荷後にわかった場合:直ちに食鳥処理場に連絡を取り、疑いがあるロットは廃棄とする ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
ロットは廃棄とする ■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
■ 是正措置 再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
再発を防止するために経営者は HACCP チームを参集した対策会議を開催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
催し、薬剤使用履歴、出荷チェックリスト、モニタリング方法の検証を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
を行い、出荷マニュアルの是正を行う [HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
[HACCP 計画が計画通り実施されているかの検証]
■モニタリングの検証 〔頻度〕 〔実施者〕
①書類検証 1回/2ヶ月 経営者
②現場検証 1回/2ヶ月 経営者
■是正措置の検証
①書類による是正の有無の検証 1回/月 経営者
検証 ②逸脱時の現場検証 都度 経営者
〔妥当性の検証〕
■是正が行われた場合 都度 経営者
■許容限界の検証 1回/年 経営者
■モニタリングの検証 1回/年 経営者
■危害分析方法の検証 1回/年 経営者
モニタリング実施記録、モニタリング検証記録
記録 修正・是正措置の実施記録、修正・是正措置の検証記録
担当者:○○○○ 担当者:○○○○

 作成日:
 年月日
 作成者:

 承認日:
 年月日
 責任者:

(参考1) 検証計画(例)

検証活動	方法/頻度/責任
HACCP の検証	• HACCP プランのとおり
	(修正があった場合は HACCP 委員会で報告
	→農場長の承認を得ること)
	• 内部検証実施時/年2回/内部検証チーム
	• 定期審査実施時/年1回/審査機関
一般的衛生管理(PRP)の検証	• 文書化された PRP のとおり
	(修正があった場合は HACCP ミーティングで報告)
	・農場巡回/モニタリング記録の点検/月 1 回/
	HACCP チーム責任者、農場長
	• 内部検証実施時/年2回/内部検証チーム
	• 定期審査実施時/年1回/審査機関
危害分析への入力情報の更新	• 施設図面のレビュー
	• 製品説明書のレビュー
	• フローダイアグラムのレビュー
	• 裏付けデータ、疫学データ追加の必要性の有無
	・上記を 6 ヵ月毎に HACCP チームが実施
	・・・定期 HACCP ミーティングで報告/記録
システム全体の検証	・文書・記録の検証/毎月(HACCP ミーティング)/
	HACCP チーム
	(毎月のミーティングで記録や手順の改善提案がない
	か、常に確認すること)
	• 内部検証/6ヵ月毎/内部検証チーム
	・審査機関による定期審査(継続審査)/年1回/
	審査機関
作成日:	作成者:
7 37 H	= K +

作成日:	作成者:
承認日:	責任者:

(参考2) 一般的衛生管理のパトロール記録:(定期作業手順書No.)(例)

確認事項	結果	指摘改善事項	改善確認者 日付
畜舎周辺の除草			
畜舎周辺が衛生的			
畜舎内清掃			
糞尿処理施設周辺			
の清掃状況			

	1 1 m	ュの外田刀	イドコムギーサイ	ひなぶん羊 ヤトロチー
一般的衛生管理	のハトロー	- ノレひノ給 未収	()以 李争坦	〔は改善された。

作成日: 年月日 作成者: 承認日: 年月日 責任者:

第5章 教育・訓練

従事者に対し、次の要件を満たす教育・訓練が効果的に実施されていること。

1. 教育 · 訓練

HACCP チーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、作業の手順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HACCP 計画、その他一般的衛生管理プログラム並びに HACCP に関する知識・技能の維持向上を図るため教育・訓練が行われていること。

教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 従事者自らの活動の意味及び重要性を明確に認識されていること。
- (2) 教育・訓練の目的、達成目標が明らかにされていること。
- (3) 教育・訓練の効果を確認し、十分な効果が達成されない場合は再教育が実行されていること。
- (4)(1)から(3)までの事項が計画的に行われ、記録されていること。

2. 教育・訓練プログラム

HACCP チーム責任者は、教育・訓練担当者及び教育・訓練の対象者を明確にし、あらかじめ実施の時期を明確にし、スケジュール化して行うこと。なお、スケジュールを変更する場合は、その理由を記録しておかなければならない。ただし、教育・訓練は、外部の専門家に依頼することができる。

【解説】

- 1. 家畜・畜産物の安全性確保に影響がある活動を行う全ての従事者の必要な力量を明確にしなければなりません。
- 2. 従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、担当業務毎に作業の手順、モニタリング、記録付けの方法などの必要な力量が持てるように教育・訓練をしなければなりません。
- 3. 教育・訓練は計画的に実施し、有効性を評価し、記録しなければなりません。(例示参照)
- 4. 教育・訓練は内部研修だけでなく、外部開催の研修を活用することも効果的です。

【例】教育・訓練プログラム管理表の一例

	作成日:	作成者:	
○○農場 搾乳従事者の力量判定評価表			
	承認日:	責任者:	

判定事項	田中 HACCPリーダー	鈴木	吉田	山田 (本年度、転入)
バルクタンクの温度確認・記録	А	А	А	В
前搾り	А	А	А	А
殺菌・洗浄前のパイプライン切替・記録	А	А	А	В
分娩時/乳房炎発見時のストップバンド装着	А	А	А	В
獣医師が休薬期間のある薬剤を使用した際のストップバンド装着	А	А	А	В
生乳出荷を禁止する疾病の理解	А	А	А	С
家畜伝染病の概要/特定疾病の理解・通報ルールの把握	A	А	А	С

- ★力量判定=HACCPリーダーが行い、経営者の承認を得ること A:一人でできる B:Aの指導下でできる C:未経験
- ★本年度の管理目標:B→A:半年以内 C→A:1年以内

教育訓練報告書

作成日 平成 年 月 日

教育訓練名						文書	No.		
(目的)	₩ +	<i>t</i> r:		П	<i>ll</i> :				
作成日	平成平成	年 年	月 月 月	<u></u> 日	作成				
承認日	十八八	+		Н	具 任	1 1			
実施期間									
講師名									
又は機関									
出席者名									
内容									
感想・結果報告 (有効性の評価)									

平成 年度·教育訓練年間計画書

72 宝格」を時に ○21日国世*※ 作成者: 責任者: шш 町 町 # # 作成日 承認日

_												
ŝ	3月											
実施できなかった場合は×を中に入れる。	2月											
t×を中	1月											
と場合に	月21											
なかつず	11月											
ぎ施でき	10 月											
●にし、≶	日 6											
	8月											
※計画月に○、実施した時は、	7月											
〇、実法	6月											
画月に	5月											
1111 <u>=</u>	4月											
	受講者氏名											
責任者:	内容	OJT 訓練	OJT 訓練	OJT 訓練	0JT 訓練	OJT 訓練	HACCP 講習会	HACCP 講習会	HACCP 講習会	HACCP 講習会	HACCP 講習会	HACCP 講習会
	教育・訓練名	バッケンの温度確認・記録	前搾り	殺菌・洗浄前のパイプライン 切替記録	分娩時/乳房炎発見時のストップ バンド装着	獣医師が休薬期間のある薬剤を使用した際のストップバンド装着	生乳出荷を禁止する疾病の理解	家畜伝染病の概要/特定疾病の 理解・通報ルールの把握	ハザード分析・評価教育	HACCP 教育	新入社員教育	内部検証員教育

くあくまでも例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。〉

第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新

HACCP チーム責任者は、衛生管理システム全体を効果的に運用し、保持するため、次の事項について、それが効果的であり、有効なものであるかどうかを定期的に評価するとともに、改善を必要とする事項が見いだされた場合は、速やかに改善しなければならない。

1. 内部検証

衛生管理システムが効果的であり、有効なものであるかどうかを確認するため、以下に 従い、内部検証を実施しなければならない。

- (1) 内部検証員は、経営者又は経営者を代行する者により指名されること。
- (2) 内部検証は、検証手順を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施しなければならない。
- (3) 内部検証員は、衛生管理システムが妥当なものであるか、効果的に実施され、改善を要する事項は更新されているかを、インタビュー、文書・記録の点検、現場の観察によって検証しなければならない。
- (4) 内部検証員は、自らが所属する部署を検証することは避けなければならない。
- (5) 内部検証員に外部の専門家を参加させることができる。
- (6) 内部検証の結果は、内部検証報告書として文書化しなければならない。
- (7) 内部検証の結果は、その都度経営者及びHACCP チーム責任者に報告し、改善点があればそれを指摘し、更なる保持向上に寄与しなければならない。

2. 情報の分析

HACCP チームは、衛生管理システム運用の中で収集した情報を分析・評価し、改善に結びつく新たな事実の発見に努めなければならない。情報分析の結果、得られた有効な知見は、記録し、必要に応じて改善に結び付けなければならない。

分析の対象となる情報、記録には、以下の事項が含まれる。

- (1) 外部コミュニケーションの情報
- (2) 内部コミュニケーションの情報
- (3) 一般的衛生管理プログラムの記録
- (4) HACCP 計画の記録
- (5) 検証活動の記録
- (6)教育・訓練の記録
- (7)経済性に関わる監視事項の情報

3. 衛生管理システムの更新

経営者は、衛生管理システムの有効性が継続的に向上されるように、改善のための処置 を実施すること。必要により衛生管理システムを更新すること。

衛生管理システムの更新活動は、記録すること。

【解説】

- 1. 第6章では、衛生管理システムを更新する上での3つの大きな要素、「内部検証員による検証」「HACCP チームによる情報の分析」「経営者による衛生管理システム更新の最終決定」について規定されています。
- 2. 内部検証は、経営者によって任命された内部検証員が行います。認証基準には明記されていませんが、当然のこととして内部検証員には検証をするための力量が必要です。また、「内部検証員は、自らが所属する部門の検証は避けなければならない。」と規定されています。小規模経営の農場やシステムの構築に取り組み始めたばかりの農場では、内部検証員の人選が困難な場合があります。このため、「内部検証員に外部の専門家を参加させることができる。」ことになっています。
- 3. 内部検証は、衛生管理システムの継続的な改善を客観的な視点から判断する目的で実施します。年に $1 \sim 2$ 回の定期的な実施を基本としますが、生産工程などに変更があった場合は臨時の検証をすることもあります。
- 4. 内部検証の実施手順は次の通りです。(例)
 - ① HACCP チーム責任者は、「内部検証計画書」(例示)を作成し、内部検証員に検証を依頼します。
 - ② 内部検証員は、「内部検証チェックリスト」等を作成し、これに基づいて文書・記録の点検、現場確認・従事者へのインタビューなどを実施します。
 - ③ 内部検証員は、検証実施後「内部検証報告書」(例示)を作成し、経営者及び HACCP チーム責任者に提出します。なお、HACCP チーム責任者は HACCP チーム会議や報告書の回覧により検証を受けた各部門等に周知することが望まれます。
- 5.「情報の分析」は、HACCP チームの役割とされており、衛生管理システムの検証結果の適切性、妥当性及び有効性を判定する目的で実施します。検証の対象となる情報は認証基準に定められている通りです。このうち、「外部・内部コミュニケーションの情報」「一般的衛生管理プログラムの記録」、「HACCP 計画の記録」、「検証活動の記録」、「教育訓練の記録」は、日常的に細かい頻度でチェックすることが望まれます。

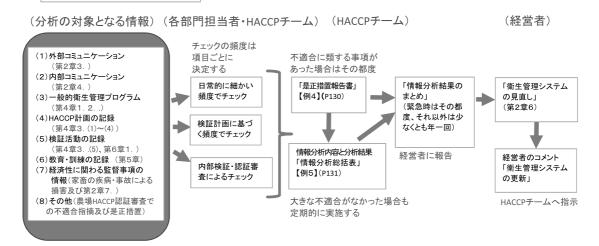
内部検証に基づく是正措置報告書【例4】(P123) や農場 HACCP 認証審査の結果も重要な情報源です。「経済性に関わる監視事項の情報」には、家畜の疾病・事故による損害も含まれます。家畜の疾病・事故の低減化には、獣医師による指導・助言も重要です。

- 6. 上記の情報源をチェックすると、分析すべき情報が見つかるはずです。情報分析の方法としては、【例 5】(P124 上段)を参考にして各農場に適した「情報分析総括表」を作成し、構築した衛生管理システムが意図する機能を維持していることを確認するための分析を実施することにより問題点を洗い出します。
- 7. 情報分析の結果及びその結果を受けて行ったシステムの分析等の活動は【例 5】(P124 下段) 「情報分析結果のまとめ」に記録し、経営者に報告します。このような包括的な情報分析と そのまとめを経営者に報告することは、少なくとも年一回(年度末などに)実施します。
- 8. 経営者は、HACCP チームの情報分析結果を受け、その内容を分析・評価し、衛生管理システムの更新が必要であると判断した場合は、衛生管理システムの見直しの情報源とします。(第2章6)

- 9. 衛生管理システムは、一度構築したらそれで終わりではなく、常に改善を図っていくことが 重要です。問題点の無いことが必ずしも良いことではなく、むしろ、問題点をすべて明らか にするよう、「改善の種」とすることが重要です。第6章は、PDCA サイクル(計画 Plan⇒実 行 Do⇒検証 Check⇒改善 Act)の内の検証 Check と改善 Act に該当します。
- 10. 平成 27 年度以前のテキストでは、第6章の構築について【例6・7】(P125・126) に示した課題の見直し表・課題の分析表を参考事例として掲載していますが、これまでの認証審査で、この書式で構築した農場で「第6章2. 情報の分析」に当たる部分が十分ではないケースが見受けられたことから、平成28年度からは例示(P123・124) を追加しました。

従前の例示を参考に構築した農場では、第6章2.の実施についていま一度ご確認いただくことをおすすめします。また、新しい例示についてはこれまでに構築してきたものと併せて参考にしてください。

「情報の分析」の流れ



【参考】 「内部検証」と「HACCP 計画における検証」の相違

区 分	内部検証	HACCP 計画における検証
認証基準	第6章1.	第4章3.(5)
実 施 者	内部検証員 (経営者または経営者を代行する者が 指名する者、外部の専門家を含む)	HACCP チーム
検証目的	農場(組織)の衛生管理システム全体 が効果的で、有効に運営されているか どうかの確認	一般的衛生管理プログラム、危害要因分析、モニタリング、是正措置等、個々のシステムが適正に運営されているかどうかの確認
実施時期 (例示)	1~2回/年 (必要に応じて随時)	 一般的衛生管理の状況:毎日 搾乳記録等の確認:毎日 モニタリングの検証:1回/2カ月 危害要因分析の検証:1回/年 許容限界の検証:1回/年 是正措置の検証:その都度
実施方法	実施時期、実施手順等を明確化 (内部検証規定等で文書化)	HACCP 計画書で明確化

【例】1

作成日	年	月	日	作成者	
承認日	年	月	日	経営者	

内 部 検 証 規 定

1. 目的

本規定は、内部検証の手順等を明確にすることを目的として定める。

2. 内部検証の実施時期

内部検証は、年2回(3月及び9月)実施するものとする。

3. 内部検証員

- (1) 内部検証員は、経営者が任命した者とする。
- (2) 経営者は、内部検証員の任命に当たり、任命しようとする者の講習・研修受講履歴等に基づき、内部検証員としての資質・力量を評価するものとする。
- (3) 経営者は、内部検証員に外部専門家を任命することができる。

4. 内部検証の手順

- (1) HACCP チーム責任者は、あらかじめ被検証部門と日程等の調整を行ったうえで「内部 検証計画書」を作成し、経営者の承認を得なければならない。
- (2) 内部検証員は、自らの仕事を検証してはならない。
- (3) 内部検証員は、「内部検証チェックリスト」を作成し、このチェックリストに基づいて内部検証を実施(文書・記録の検証、インタビュー、現場確認)するものとする。
- (4) 内部検証員は、内部検証の結果を「内部検証報告書」としてとりまとめ、経営者及び HACCP チーム責任者に提出して報告しなければならない。

5. 内部検証の結果に基づく対応

- (1) 上記4の(4)の規定に基づき、内部検証員から内部検証の結果について報告を受けた HACCP チーム責任者は、内部検証の指摘事項(改善すべき事項等)を分析し、必要に 応じて衛生管理システムを改善・更新しなければならない(「課題の見直し表・分析 表」で管理、記録するものとする)。
- (2) HACCP チーム責任者は、上記(1)に基づき、衛生管理システムの改善・更新を行った 時は、その結果等を経営者に報告し、経営者の承認を受けなければならない。

【例】2

内 部 検 証 計 画 書

内部検証実施年月日	年 月 日· 時~ 時
内部検証の目的	○○農場が構築した農場 HACCP 衛生管理システムが「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場 HACCP 認証基準)」及び当農場が定める関係諸規定に適合していることの有無及び継続的改善が図られていることの有無を評価するために実施するものとする。
内 部 検 証 員	○○○○ (内部検証責任者・□□部門長)○○○○ (△△部門長)○○○○ (外部専門家・管理獣医師)
内部検証の実施方法	チェックリストに基づき、全ての文書・記録の点検、インタビュー 及び現場確認によって実施する。
禁 止 事 項	内部検証員は、自らが関係する部門についての検証を禁止
内部検証の結果に基づく対応	1. 内部検証員から内部検証の結果について報告を受けた HACCP チーム責任者は、内部検証の指摘事項(改善すべき事項等)を分析し、必要に応じて衛生管理システムを改善・更新するものとする(「課題の見直し表・分析表」で管理、記録する)。 2. HACCP チーム責任者は、上記1に基づき、衛生管理システムの改善・更新を行った時は、その結果等を経営者に報告し、経営者の承認を受けるものとする
備考	

 作成日:
 年月日
 作成者(HACCP責任者):

 承認日:
 年月日
 責任者(経営者):

【例】3 A農場 内部検証 報告書

1. 内部検証の実施日:20○○年7月1日

2. 内部検証の目的:

当該農場が「農場HACCP認証基準(2009.8.14付け)」に基づいた衛生管理システムを構築し、 それを適切に運用し、改善・更新していることを検証する。

3. 内部検証の結果

改善を要する事項 2件

(1)改善を要する事項1

農場HACCP認証基準第2章1.(1)によれば、経営者は全供給者、出荷先に周知することとなっています。 出荷先(○○農協、△△集乳業者)、供給者(飼料業者、動物用医薬品納入者)への周知は確認し、その実施記録も確認しましたが、酪農ヘルパーへの周知は実施しておらず、その記録もありませんでした。

(2)改善を要する事項2

搾乳施設の管理規定によれば、ライナーゴム交換は3ヶ月に1回となっていますが、交換記録を見たところ、 半年間、交換されていませんでした。

4. 内部検証の総評

内部検証の結果、HACCP計画の運用(CCPモニタリング記録/検証/修正および是正処置)は適正であり、従事者インタビュー(3名)においても、CCPモニタリング手順と意味を理解していることが確認された。また、牛舎および搾乳施設の一般的衛生管理(整理・整頓・清掃など)は良好で、乳房炎発生時の対応と記録など、家畜疾病への対応も適正であった。

しかしながら、衛生管理方針の周知と搾乳施設の管理に改善の必要性がみられたことから、これらに関する経営者およびHACCPチームの責任・役割を明確にして、改善(修正および是正処置)を実施すべきと考えます。

内部検証の上記結果について、2013年7月1日付けでHACCPリーダーに報告した

内部検証員

○○ ○○(A農場·総務担当)

△△ △△(△△家畜保健衛生所)

内部検証報告書の受領(20○○年7月1日)

○○ ○○(A農場・HACCPリーダー)

【例】4 是正措置報告書·乳用牛農場

不適合情報	情報源:①方針・目標の適切性 ②外部情報 ③内部情報 ④特定事項(緊急時事態) ⑤資源の提供 ⑥教育・訓練 ⑦一般的衛生管理プログラムの記録								
	⑧内部検証 ⑨その他 ()								
発生工程	搾乳								
発生日時	平成〇〇年 〇月 〇日 〇時 〇分								
報告者(担当者)氏名:○○ ○○									

1. 不適合の内容:

乳房炎のため抗生物質で治療中の牛(No.5584)を誤って出荷牛群に入れて搾乳パーラーへ誘導し てしまった。後肢に装着したストップバンドで出荷禁止牛であることに気付いたため、出荷禁止乳の バルクへの混入は防止することができた。

2. 修正が実施された場合、その記録:

当該牛はバケットミルカーで搾乳し、乳は廃棄した。誤導入の事実を搾乳日報に記載した。

3. 不適合の原因:①施設の構造関係 ②施設の衛生関係 ③原材料資材関係 ④家畜の衛生関係

⑤家畜の移動関係 ⑥従事者の力量・意識関係

牛舎内作業担当者が出荷牛の搾乳作業中に出荷禁止牛エリアの清掃を開始したため、出荷禁止牛エ リアのゲートが開いてしまい、出荷禁止牛が出荷牛群内に入ってしまった。

4. 再発防止策(計画を記入し、承認者の承認を受ける。承認者は効果確認予定時期を記入する。)

是正措置の計画:

出荷禁止牛エリアの清掃は、出荷禁止牛が搾乳 □ 実施年月日:平成○○年 ○月 △日 待機場に移動しエリア内に牛がいない状態で実施 | ② 計画通りの措置を実施したか することとした。また、短時間に終了できるよう に2人で作業するよう手順書を変更した。さらに、 NO の場合その理由: 朝のミーティングで全従業員に対しCCPの重要 性とストップバンドの確認について再確認した。

是正措置の実施

✓YES \square NO

承認者(HACCP 責任者): ▲▲ ▲▲ 効果確認予定日:平成 ○○年 ▲月▲日

5. 他部門での再発防止のための類似事項の確認:

今回の事故の遠因は、出荷禁止牛エリアの清掃を搾乳終了時までに1人で実施していたことにあっ たため、他の部門に人員と仕事量の不均衡がないかを点検した。

6. 効果の確認:

出荷禁止エリアの清掃手順を変更し3か月経過したが、2人で実施するようになってから時間に余 裕ができ、出荷禁止牛の移動は適正に実施されている。

確認年月日:平成○○年 ▲月 ○日

確認 確認者(担当者):〇〇 〇〇 平成○○年 ▲月 △目 HACCP チーム責任者: ▲▲ ▲▲ 平成○○年 ▲月 ▲日 審査

7. 経営者の最終評価:

今回の事故は、CCP の逸脱につながりかねない重大なものであったが、搾乳担当者によるストッ プバンドの確認で出荷禁止乳の混入が防止できたことは良かった。

牛舎内作業担当者も根本原因を究明して手順を変更し、改善ができたことは評価できる。

今後も、注意深く業務を遂行してもらいたい。ご苦労様でした。

|経営者(農場長):□□ □□ 平成○○年 ▲月 □日

※是正措置は必ず衛生管理システムの見直しへ展開すること。

【例】5 情報分析総括表·乳用牛農場

1. 情報分析内容と分析結果 (報告書を記載する)

検証総合判定 ; ○ 適正 △ 注意 × 改善の必要あり

情報分析内容	情報分析結果	判定
1) 外部コミュニケーション の情報記録	出荷先酪農協からの出荷乳の成績表は成分、体細胞数、細 菌数とも問題なく、クレーム情報もなかった。	0
2) 内部コミュニケーション の情報記録	出荷禁止牛エリアの清掃が、1人では困難であったことが 共有されていなかった。朝礼や、HACCP チーム員会議で十 分に意思疎通を図る必要がある。	×
3) 一般的衛生管理 プログラムの記録	清掃チェックシート、訪問者の記録、薬品の使用記録、ミルカー点検記録は問題なく記載されていた。	0
4)HACCP 計画の記録	バルク乳温度、乳牛の治療記録などは搾乳チェックシート に滞りなく記録されており、逸脱もなかった。	0
5)検証活動の記録	内部検証は計画通り実施され、文書審査で数か所の日付、 署名の漏れの指摘があったが、重大な指摘事項はなかっ た。	\triangle
6)教育・訓練の記録	従業員の講習会への参加は計画通り実施されていた。 昨年度採用者の力量も順調に上昇していた。	0
7)経済性に関わる監視事項の情報記録	乳房炎の早期発見により廃棄乳が減少しており、良い傾向 である。治療薬剤の使用量も減少している。	0
8) その他	農場 HACCP 更新審査で審査員から指摘された観察事項2 件は、全て修正・是正されていた。	0

2. 情報分析結果のまとめ

(注記)上記の情報分析内容のうち、衛生管理システムの見直し(第2章6)へのインプット情報だけを記載する。

内部コミュニケーションの情報記録の確認

①給討内容

出荷禁止牛が出荷牛と同時にパーラーに入ってしまった問題では、出荷禁止牛エリアの清掃が、1 人では時間的に困難であったことがチームに共有されていなかったことが問題であった。

②対応策

「他部門での再発防止のための類似事項の確認」で、他の部門に人員不足がないかは確認した。 今後は、朝礼やHACCP チーム員会議で若い職員が発言しやすい環境を作ることが必要である。

内部検証の適切性

①給討内容

各部門ともに内部検証に慣れてきたが、平成〇〇年度の内部検証(年2回)の結果を見ると、2回とも質問事項がほぼ同じで、内部検証活勤のマンネリ化が懸念される。内部検証員の力量向上が今後の課題である。

②対応策

内部検証員の力量向上のための教育・訓練を当面年2回(5月及び11月)実施する。来年度の本見直し会議では、内部検証が適切に実施されたかどうかを評価するとともに、教育・訓練の効果を確認するものとする。

作成日:	作成者:	
承認日:	責任者:	

【例】6 課題の見直し表

1	問題点・課題	情報源: ①方針・目標の適切性 ②外部情報 ③内部情報 ④特定事項(緊急事態) ⑤資源の提供 ⑥教育・訓練・人の評価 ⑦一般衛生管理プログラムの記録 ③内部検証報告 ⑩その他(【問題点・課題内容】 2013/7/1、内部検証において、ライナーゴム交換が3ヶ月に1回と規定されているところ、半年間、交換されていないことを指摘された。 日付: 2013/7/2 HACCPリーダー:○○○○
2	修正が 実施さ れた場合、 その記録	・ライナーゴムを発注(2013/7/3)→交換の実施(2013/7/10) ・上記交換について搾乳日報に記録 HACCPリーダー:○○ ○○

別紙の「課題分析表」で、上記問題点を分析

3	是正措置(案)	 ライナーゴム交換の重要性(乳房炎発症と関連すること)、交換頻度についてHACCP リーダーから搾乳全従事者へ講習 搾乳機器の点検・交換に関する年間スケジュールを作成し、実施したらチェック欄に記入するようにして、バルクタンク室に掲示する。 日付: 2013/7/11 HACCPリーダー:○○○○○
4	経営者の指示・ 承認事項	上記について、すみやかに実施すること 日付:2013/7/12 経営者:△△ △△ (是正措置(案)に対する経営者コメントと、承認した是正措置を記述)
5	実施した是正措置	・搾乳従事者を招集して、ライナーゴム交換の重要性、交換頻度について講習を実施 (2013/7/15) ・搾乳機器の点検・交換の年間スケジュールをバルクタンク室に掲示 (2013/7/20) HACCPリーダー:○○○○ (実施した是正処置を記録)
6	是正措置の評価	・半年間、搾乳機器全般の点検状況をチェックしたところ、おおむね規定にしたがって実施されており、ライナーゴムも3ヶ月に1回交換されていた。 (2014/1/19) ・今回の是正措置は適正であることを、HACCP委員会で報告し、承認 (2014/1/20) HACCPリーダー:○○○○ (とられた是正措置が適正か、一定期間モニタリングを行って評価)
7		ライナーゴム交換自体は、生乳の安全性に直結するものではないが、今回の措置によって搾乳機器全体の点検・管理の仕組みが向上したと思う。とくに、単なる注意喚起(再教育)だけではなく、年間スケジュールを作成して、誰にでも見えるようにした点はすばらしい。 1つの問題をていねいに解決する中で、農場全体の仕組みやモチベーションが上がることが重要である。そのためにも、現場から多くの改善提案を出してもらい、それを受け入れていきたいと考える。 日付:2014/1/21 経営者:△△ △△ 衛生管理システムの更新の必要性(有・無)

【例】7 課題分析表

【課題となる事例】 ライナーゴム交換が半年以上、 実施されていなかったこと	問題点と改善案					
人 (教育・訓練/意識/意欲 情報コミュニケーション)	・搾乳施設の管理に対する不注意 ・搾乳施設の保守・管理に関する情報共有(内部コミュニケーション)の不足 ・ライナーゴム交換が乳房炎制御に重要との認識不足					
家畜 (家畜のコンディション/感染症の有無 /導入・出荷の状況)	なし					
生産技術 (飼養管理技術/搾乳手法など)	なし					
施設/環境 (5Sなど整理・清掃状況/物品の保管/ 殺菌・消毒等の衛生/糞尿の処理状況/ 密飼い/換気など)	搾乳施設の保守・管理の規定書が、事務所内部に保管されていて、 管理状況が誰にでも見える状況になっていないこと					
	+					
上記改善策からの結論 : 実施すべき改善策	 ライナーゴム交換の重要性(乳房炎発症と関連すること)、交換 頻度について、HACCPリーダーから搾乳全従事者へ講習 搾乳施設の点検・交換の年間スケジュールを作成し、実施したら チェックできるようにして、バルクタンク室に掲示する。 					
作成日: 承認日:	<u>作成者:</u> 責任者:					

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意ください。>

【例 3・6・7 の説明】

衛生管理システムの検証・改善を図っていく例を示しました。

- 1. 内部検証を実施したら、例3「内部検証報告書」を作成します(P122)
- 2. 内部検証を含むさまざまな検証活動の結果は、分析し、必要に応じて改善を図る必要があります。ここでは、内部検証の指摘事項に対し、HACCP チームおよび経営者がとるべき対応手順を例 6「課題の見直し表」(P125)で示しました。
- 3. 問題点(指摘事項)に対しては、まず修正(応急的対応)を検討するとともに、例 7「課題分析表」(P126)のような書式を用いて、複数の視点から分析します。ここでは、前述の経営資源の 4 要素から分析しています。
- 4. 分析の結果、是正処置(案)が導き出されたら、例 6「課題の見直し表 (P125)」に戻って経営者の承認を受け、とるべき是正処置を決定し、それを実施します。

第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項

1. 衛生管理文書リスト

HACCP チーム責任者又は HACCP チーム責任者によって指名された者は、農場の衛生管理に係る文書(以下「衛生管理文書」という)の全体像を把握できる衛生管理文書リストを作成しなければならない。

衛生管理文書リストは、保持、更新しなければならない。

2. 文書、記録に関する要求事項

(1) 文書

文書化及び文書の保存、管理の手順・方法を文書化し、保持しなければならない。

① 文書化

文書化するときは、次の事項を満たさなければならない。

- ・文書は読み易く分かりやすいこと。
- ・作成者の所属、署名及び作成した日付があること。
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。
- ・更新の履歴が明確にされていること。

② 文書管理

文書は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。

- ・文書管理体系を確立すること。
- ・文書ごとに管理責任者を定めること。
- ・文書を配布する際は、配布先が明確にされていること。
- ・必要なときに、必要なところで使用可能であること。
- ・現在の改訂版が最新のものであること。
- ・廃棄する文書を明確にし、適切に廃棄処分されていること。
- ・廃棄の手順が文書化されていること。

(2) 記録

記録付け及び記録の保存、管理の手順を文書化し、保持しなければならない。 記録は、文書と区別して保持しなければならない。

① 記録付け

記録は、次の事項を満たさなければならない。

- ・記録は読み易いこと。
- ・記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付、必要により時間
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。
- ・記録の様式は、あらかじめ定められた頻度又は時期に見直されること。

② 記録管理

記録は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。なお、記録 の識別が容易で、検索できることが望ましい。

- ・記録ごとに管理責任者を定めること。
- ・記録の保管場所、保存期間が明確であること。
- ・廃棄の手順が文書化されていること。

【解説】

- 1. 基準で要求される文書及び記録は以下に例示したとおりです。
- 2. 文書管理表には、制定年月日、保管場所、管理責任部署、配布先の記載も必要です。
- 3. 記録管理表には、管理責任部署、保管場所、保存期間の記載が必要です。
- 4. 文書の改定記録や記録の廃棄記録は、別表で管理することも有用です。

(参考) 認証基準で要求のある文書と記録 (例)

文書	記録
Ⅱ-1. 1) 衛生管理方針	
2) 衛生管理目標	
3) 組織及び組織の責任と権限	
II-2. HACCCP チーム員の責任・権限	
Ⅱ-3. 外部コミュニケーションの手順・方法	外部コミュニケーションの記録
Ⅱ-4. 内部コミュニケーションの手順・方法	
Ⅱ-5. 特定事項への備え	特定事項に対する措置の記録
Ⅱ-6. 衛生管理システムの見直し	衛生管理システムの見直しの結果の記録
Ⅲ-1. 素畜等の原材料及び資材	
Ⅲ-2. 家畜・畜産物の特性	
Ⅲ-3. 意図する用途	
Ⅲ-4.1) 工程一覧図	
Ⅲ-4. 2) 現状作業	
Ⅲ-4 3) 生産環境	
IV-1. 一般的衛生管理プログラム	一般的衛生管理プログラムの検証、修正の記録
IV-2. 危害分析:	危害分析の記録
IV-3. HACCP 計画	モニタリング記録
	是正処置の記録
	検証の記録
V-2. 教育・訓練プログラム	教育・訓練の記録
VI-1. 内部検証	内部検証報告書
VI-2. 情報の分析	情報の分析記録
VI-3. 衛生管理システムの更新	衛生管理システムの更新活動の記録
VII-1. 衛生管理文書リスト	
VII-2. 1) 文書化及び文書の保存、管理、	更新の履歴記録
廃棄の手順	
VII-2.2)記録付け及び記録の保存、管理、	
廃棄の手順	

作成牛月 日:	牛 月 日	作 作
承認年月日:	年 月 日	責任者:

	【例示】		文書管	理担行		1頁	文書番号		
 	Nav	J , W		Л П	~ <u>~</u> /yu/	_	1 7	製品名	
作(最	成 :終更新	日 f目)	平成	年	月	日	作成者		
承	認	田	平成	年	月	П	責任者		

1. 目 的:

この規定は、〇〇〇〇農場における衛生管理文書及び記録の管理、取り扱いに関する事項を 定めることにより衛生管理システムの円滑な運用を図ることを目的として定めるものである。

2. 衛生管理文書リストの作成:

- (1) HACCP チーム責任者は、〇〇〇〇農場の衛生管理システムの全体像を把握できるよう「衛生管理文書リスト」を作成し、必要に応じてこれを更新するものとする。
- (2) 「衛生管理文書リスト」には、文書番号、文書名、制定年月日、作成者氏名、承認年月日、 責任者氏名、配布先、保管場所及び保管期間を記載するものとする。

3. 文書の管理:

- (1) 文書には、作成年月日、作成者氏名、承認年月日及び責任者(承認者)の氏名を記載するものとする。
- (2) 上記(1)の作成者及び責任者(承認者)の氏名は、本人が自筆で署名するものとする。 ただし、氏名が印字の場合にあっては、「印鑑登録簿」に登録された印鑑を押印することにより署名に代えることができる。
- (3) 文書の管理責任者は、HACCPチーム責任者とする。
- (4) 文書のうち配布先がある文書については、その配布先を「衛生管理文書リスト」に記載するものとする。
- (5) 文書の保管期間は、「衛生管理文書リスト」に定める期間とする。ただし、法定の保管期間がある文書については、当該法定期間とする。
- (6) 文書の保管場所は、HACCPチーム責任者が定める場所とする。
- (7) 文書は、パソコンに入力したものであっても全てプリントアウトしたうえで分りやすくファイリングし、上記(6)に定める場所に保管し、必要なときはいつでも従業員が閲覧できるようにしておくものとする。
- (8) 文書は、常に最新のものに更新するとともに、文書を更新したときは、「衛生管理文書更新履歴」に文書番号、文書名、制定年月日、更新年月日、更新内容及び更新者氏名を記載するものとする。
- (9) 保管期間を経過した文書は、HACCPチーム責任者が確認し、農場内の焼却炉で焼却処分するものとする。

文書管理規定	の百	文書番号	
人音目性况足	4 貝	製品名	

- (10) 保管期間を経過しないうちに文書を更新した場合、更新前の文書は、当該文書の保管期間が経過するまでは廃棄せずに保管しておくものとする。
- (11) 衛生管理文書は、内部検証結果等に基づき、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 記録の管理:

- (1) 記録には、記録付けを行った者の署名及び記録付けを行った年月日(必要により時間) 及び責任者の署名及び確認年月日を記載するものとする。
- (2) 上記(1)の記録付けを行った者及び責任者(承認者)の氏名は、本人が自筆で署名する ものとする。ただし、氏名が印字の場合にあっては、「印鑑登録簿」に登録された印鑑 を押印することにより署名に代えることができる。
- (3) 記録付けは、消すことのできないボールペン等を使用して行うものとし、訂正する場合は、訂正個所を二重線で見え消しにしたうえで訂正するものとする。
- (4) 記録の管理責任者は、記録の種類に応じてHACCPチーム責任者などが決定する。
- (5) 記録の保管期間は、法定の保管期間を考慮したうえで決定し「記録リスト」に定める。
- (6) 記録の保管場所は、HACCPチーム責任者などが定めた場所とする。
- (7) 記録の様式は原則として〇年ごとに見直しを行い、様式を更新した場合は更新履歴を 記録する。
- (8) 保管期間を経過した記録は、HACCPチーム責任者などが確認し、農場内の焼却炉で焼却処分するものとする。

【解説】

- 1. 第7章の1では、農場の衛生管理システムの全体像を把握することができるよう HACCP チーム責任者(又は HACCP チーム責任者によって指名された者)が「衛生管理文書リスト」を作成しなければならないとされています。
- 2. また、第7章の2では、「文書、記録に関する要求事項」として、文書及び記録に関する 要件が掲げられており、文書化と文書管理、記録付けと記録管理に関することがそれぞれ 具体的に定められています。
- 3. 上記の文書及び記録に関する要件については、これを「文書管理規定」として明確に定めておくことが必要です。(上記例示参照)

		更新者																				
文書番号 製 品 名																						
文文	責任者	新内容																				
	. 月 日																					
履歴	日 平成 年	更新年月日	年月 日	年月 日	年月日																	
更新	(明) 承 認		平成	平成	1 平成	1 平成	1 平成	1 平成	1 平成	平成	平成	平成	1 平成	1 平成	平成	平成	平成	1 平成	1 平成	平成	平成	1 平成
里文書		制定年月日	平成 年 月 日																			
上 管理																						
【例示】 衛	作成者	書																				
[6	年 月 日	¥																				
	平成争	争																				
	作成日	文																				

		T /	阿二	印鑑	Z .K	録翁	 等	文書番号	
		L 1	עו יוי ויע	日 潭	纽	平水 74	学	製品名	
作(最	成 終更新	日 i目)	平成	年	月	日	作成者		(FI)
承	認	日	平成	年	月	日	責任者		

文書・記録管理規定の3(2)及び4(2)に基づき、文書・記録の作成者 及び責任者並びに経営者の署名に代えて押印する印鑑については、下 記印影の印鑑を使用するものとする。

経営者の印	HACCP チーム責任者の印
0000の印	0000の印

4. 文書、記録の作成者、責任者及び経営者の署名を自筆でなく、パソコン・ワープロなどの印字で行う場合は、文書・記録管理規定にその旨を定めた上で、各自の印鑑を登録します。

飼養衛生管理基準(平成29年2月1日改正)

飼養衛生管理基準(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)

- I 家畜防疫に関する最新情報の把握等
- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握等
 - 1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。
- Ⅲ 衛生管理区域の設定
- 2 衛生管理区域の設定
- 2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。
- Ⅲ 衛生管理区域への病原体の持込みの防止
 - 3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限
 - 3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
 - 4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
 - 4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備(消毒機器を含む。以下同じ)。を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理 区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の 効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)。
 - 5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒
 - 5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)。
 - 6 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
 - 6 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
 - 7 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
 - 7 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込まないこと。
- 8 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
 - 8 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。
- IV 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - 9 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
 - 9 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
 - 10 飲用に適した水の給与
 - 10 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。
 - 11 家畜の死体の保管場所
 - 11 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
- V 衛生管理区域の衛生状態の確保
- 12 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
 - 12 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他体液(生乳を除く。)が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。
- 13 空房又は空ハッチの清掃及び消毒
 - 13 家畜の出荷又は移動により畜房又はハッチ(子牛を個別に飼養するための小型の畜舎をいう。)が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。

- 14 密飼いの防止
- 14 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処
 - 15 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
 - 15 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
 - 16 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止
 - 16 飼養する家畜に特定症状以外の異状(死亡を含む。以下同じ。)であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

17 毎日の健康観察

17 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。

18 家畜を導入する際の健康観察等

- 18 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。
- 19 家畜の出荷又は移動時の健康観察等
 - 19 家畜の出荷又は移動を行う場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

VII 埋却等の準備

20 埋却等の準備

20 埋却の用に供する土地(成牛(月齢が満二十四月以上の牛をいう。)一頭当たり五平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

VⅢ 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

- 21 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管
 - 21 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。
 - (1) 衛生管理区域に立ち入った者(家畜の所有者及び従業員を除く。)の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的(目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
 - (2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名
 - (3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日
 - (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日
 - (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

IX 大規模所有者に関する追加措置

22 獣医師等の健康管理指導

22 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

23 通報ルールの作成等

23 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者(当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者)の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等

1 家畜防疫に関する最新情報の把握等

1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。

Ⅱ 衛生管理区域の設定

2 衛生管理区域の設定

2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

Ⅲ 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒

4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒 設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、 当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)。

5 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒

5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)。

6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

6 衛生管理区域専用の衣服(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。)及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。

7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込まないこと。

9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

9 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

10 処理済みの飼料の利用

10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、当該飼料が生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏七十度以上で三十分間以上又は摂氏八十度以上で三分間以上の加熱処理が行われたものを用いること。

Ⅳ 野生動物等からの病原体の侵入防止

11 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

11 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

12 飲用に適した水の給与

12 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。

- 13 家畜の死体の保管場所
- 13 家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
- V 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - 14 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
 - 14 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をすること。
 - 15 空舎又は空房の清掃及び消毒
 - 15 家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。
 - 16 密飼いの防止
 - 16 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処
 - 17 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
 - 17 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
 - 18 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止
 - 18 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
 - 19 毎日の健康観察
 - 19 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。
 - 20 家畜を導入する際の健康観察等
 - 20 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認 等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないこと を確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。
 - 21 家畜の出荷又は移動時の健康観察
 - 21 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。
- VII 埋却等の準備
 - 22 埋却等の準備
 - 22 埋却の用に供する土地 (肥育豚 (月齢が満三月以上のものに限る。) 一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。) の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。
- VⅢ 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管
 - 23 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管
 - 23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。
 - (1) 衛生管理区域に立ち入った者(家畜の所有者及び従業員を除く。)の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的(目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
 - (2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名
 - (3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日
 - (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日
 - (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

IX 大規模所有者に関する追加措置

- 24 獣医師等の健康管理指導
 - 24 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期 的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。
- 25 通報ルールの作成等
 - 25 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者 (当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者)の許可を得ず、直ちに家 畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の 発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

飼養衛生管理基準(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)

- I 家畜防疫に関する最新情報の把握等
- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握等
 - 1 自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。
- Ⅱ 衛生管理区域の設定
- 2 衛生管理区域の設定
 - 2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。
- Ⅲ 衛生管理区域への病原体の持込みの防止
 - 3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限
 - 3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
 - 4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
 - 4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒 設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、 当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)。
 - 5 衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒
 - 5 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)。
 - 6 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用
 - 6 衛生管理区域専用の衣服(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。)及び靴 (衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。)を設置するとともに、家き ん舎ごとの専用の靴(家きん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。)を設置し、 衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用 の衣服及び靴並びに当該家きん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。
 - 7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
 - 7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
 - 8 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
 - 8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きん若しくはその死体又は当該家きんが生産した卵に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家きんの飼養管理に必要のない物品を家きん舎に持ち込まないこと。
 - 9 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置
 - 9 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

- IV 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - 10 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
 - 10 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。
 - 11 飲用水の消毒
 - 11 野生動物の排せつ物等が混入するおそれがある水を飲用水として飼養する家きんに給与する場合には、これを消毒すること。
 - 12 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
 - 12 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。)その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。
 - 13 ねずみ及び害虫の駆除
 - 13 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕するとともに、ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために必要な措置を講ずること。
 - 14 家きんの死体の保管場所
 - 14 家きんの死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。
- V 衛生管理区域の衛生状態の確保
- 15 家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
- | 15 家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にすること。
- 16 空舎又は空ケージの清掃及び消毒
 - 16 家きんの出荷又は移動により家きん舎又はケージ(家きんを飼養するためのかごをいう。)が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。
- 17 密飼いの防止
- 17 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。
- VI 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処
 - 18 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止
 - 18 飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。
 - 19 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止
 - 19 飼養する家きんに特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
 - 20 毎日の健康観察
 - 20 毎日、飼養する家きんの健康観察を行うこと。
 - 21 家きんを導入する際の健康観察等
 - 21 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家きんの健康状態の確認等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。
 - 22 家きんの出荷又は移動時の健康観察
 - 22 家きんの出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

VII 埋却等の準備

23 埋却等の準備

23 埋却の用に供する土地(成鶏(日齢が満百五十日以上の鶏をいう。)百羽当たり○・七平方メートルを標準とする。) の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

VⅢ 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

24 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

- 24 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。
- (1) 衛生管理区域に立ち入った者(家きんの所有者及び従業員を除く。)の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理 区域への立入りの年月日及びその目的(目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。)並びに当該立ち入っ た者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地 域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の 者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ 多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、 家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 家きんの所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名
- (3) 導入した家きんの種類、羽数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日
- (5) 飼養する家きんの異状の有無及び産卵個数又は産卵重量並びに異状がある場合にあってはその症状、羽数、日齢及び当該異状が確認された農場内の場所

IX 大規模所有者に関する追加措置

25 獣医師等の健康管理指導

25 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家きんの健康管理について指導を受けること。

26 通報ルールの作成等

26 大規模所有者は、従業員が飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模 所有者(当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者)の許可を得ず、 直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝 染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

※ 大規模農場とは

- ・乳用牛(成牛):200頭以上
- ・育成牛(乳用種で月齢が満17か月未満、その他の牛で満24か月未満のもの):3,000頭
- •肥育牛: 3,000 頭以上
- ・水牛及び馬:200頭以上
- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし:3,000頭以上
- ・鶏、うずら:10万羽以上
- ・あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥:1万羽以上

(家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第8号より)

参考資料 [例] 一覧表

(第2章 経営	含者の責任関係)
---------	----------

衛生管理方針・養豚農場	14
衛生管理目標・養豚農場	14
衛生管理方針・各畜種の農場	15
衛生管理目標・各畜種の農場	15
組織図 ————————————————————————————————————	16
農場における主な責任と権限分担表	17
業務分掌表 ————————————————————————————————————	18
HACCP チーム員の役割分担	20
外部・内部コミュニケーション規定	22
外部コミュニケーションのリスト ―――――	23
外部 内部 情報連絡票 ————————————————————————————————————	23
衛生管理規定書 1. 採卵鶏農場 ————————————————————————————————————	25
衛生管理規定書 2. 採卵鶏農場 ————————————————————————————————————	26
衛生管理システムの見直し会議議事録	28
衛生管理システム見直し規定――――――――――――――――――――――――――――――――――――	29
(第3章 危害要因分析の準備関係)	
乳用牛農場における『原材料及び資材リスト』 ————————————————————————————————————	34
『製品説明書』	
肉用牛農場における『原材料及び資材リスト』 ――――――	
『製品説明書』 ————————————————————————————————————	
養豚農場における 『原材料及び資材リスト』 ————	38
『製品説明書』 ————————————————————————————————————	39
採卵鶏農場における『原材料及び資材リスト』 —————	40
『製品説明書』	41
肉用鶏農場における『原材料及び資材リスト』 —————	42
『製品説明書』	43
乳用牛農場における文書化例1	
[1-1] 乳牛管理全体のフローダイアグラム 製品名:生乳 ――――	46
乳用牛農場における文書化例 2	
[1-2] フローダイアグラム 「3-3 搾乳後作業」 製品名:生乳 —	47
[2] 作業整理表 製品名:生乳 ————————————————————————————————————	48
[3] 工程内作業分析シート	49
[4] 日常作業分析シート	50
[5] 定期作業分析シート	51
[6] 不定期作業分析シート	52
肉用牛農場における文書化例	
[1] フローダイアグラム 製品名:肉用牛	53
[2] 日常作業及び定期・不定期作業整理表 ―――――	54
[3] 工程内作業分析シート	55

[4]	工程内作業分析シート	- 56
[5]	日常作業分析シート	-57
[6]	定期作業分析シート ――――	-58
[7]	不定期作業分析シート	-59
	における文書化例	
[1-1]	フローダイアグラム 製品名:肥育出荷豚・廃用種豚 ————	-60
	薬品・注射針の管理フローダイアグラム ――――	-61
	日常作業及び定期・不定期作業整理表 ——————	-6 2
	工程内作業分析シート	-6 3
	工程内作業分析シート	-64
[5]	日常作業分析シート ――――	-65
[6]	定期作業分析シート ―――――	-66
	不定期作業分析シート	-67
	場における文書化例	
[1]	フローダイアグラム (インライン方式) ————	-68
	衛生管理関連作業手順書整理表 ————————————————————————————————————	-69
	工程内作業分析シート ――――――	-7 0
	<鶏舎の清掃・水洗・消毒> 作業実施記録 ――――	
	<鶏舎の清掃・水洗・消毒> 検査記録 ―――――	
[3-4]	工程内作業分析シート	-72
	導入記録表 ————————————————————————————————————	
	工程内作業分析シート ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	-74
	工程内作業分析シート	-7 5
肉用鶏農	場における文書化例	
	フローダイアグラム 製品工程図 ――――	-76
[2]	日常作業及び定期・不定期作業整理表 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 77
	鶏舎の清掃・水洗・消毒 検査記録 ―――――	
	工程内作業分析シート	
[5]	工程内作業分析シート	-80
[6]	日常作業分析シート ――――	-81
[7]	定期作業分析シート ――――	-82
[8]	不定期作業分析シート	-83
(笙 4 音 -	-般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成関係)	
	飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表(牛)――	-85
	飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表(豚)――	
, ,	飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表 (鶏) 一	
	一般的衛生管理プログラム整理表	-88
	管理手順、記録等	50
	乳用牛 ————————————————————————————————————	89
	肉用牛 ————————————————————————————————————	
	肉用牛 ————————————————————————————————————	-91
	養 豚	-92

[3-2]	養豚 ————————————————————————————————————	93
危害要因	分析の例	
[1]	乳用牛 ————————————————————————————————————	96
[2]	肉用牛	97
[3]	豚 ————	99
[4]	採卵鶏 ————————————————————————————————————	 101
[5]	肉用鶏 ————————————————————————————————————	102
HACCP 計画		
[1]	乳用牛 ————————————————————————————————————	107
[2]	肉用牛 ————————————————————————————————————	108
	豚:CCP1「注射針の管理」――――	
	豚:CCP2「肥育豚の出荷選抜」――――	
	採卵鶏 ————————————————————————————————————	
	肉用鶏 ————————————————————————————————————	
(参考 1)	検証計画 ————————————————————————————————————	—113
(参考 2)	一般的衛生管理のパトロール記録:(定期作業手順書 No.)——	—113
(第5章 4	教育・訓練関係)	
教育・訓練	東プログラム管理表の一例	114
教育訓練	報告書	—115
教育訓練	年間計画書	116
[1] Þ [2] Þ [3] A	評価、改善及び衛生管理システムの更新関係) 日部検証規定 日部検証計画書 日部検証計画書 農場 内部検証 報告書 日正措置報告書・乳用牛農場	—121 —122
	青報分析総括表・乳用牛農場 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	- Managaran - Ma	
	果題分析表	

(参考)	認証基準で要求のある文書と記録 ――――	128
	文書管理規定 ————————————————————————————————————	129
	衛生管理文書更新履歴 —————————————————————	131
	印鑑登録簿 ———————————	 132

執筆者 (五十音順)

赤松 裕久 静岡県畜産技術研究所 上席研究員

朝日 光久 (元) 日本獣医師会 事務局長

犬丸 憲之 犬丸獣医科クリニック 院長

岩田 祐之 山口大学農学部獣医学科 教授

片岡 康 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科 准教授

河合 一洋 麻布大学獣医学部獣医学科 准教授

川邊 久浩 熊本県城北家畜保健衛生所 防疫課長

見学 一宏 (元) 千葉県農業共済組合連合会西部家畜診療所

小池 郁子 エス・エム・シー株式会社 課長

富田 眞之 有限会社冨田養鶏場 取締役社長

西貝 正彦 有限会社那須 ET 研究所 代表

西村 雅明 西村獣医科クリニック 院長